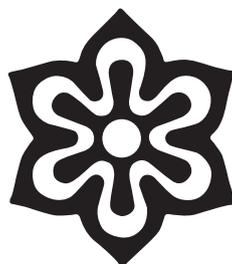


京都府の歯科保健

(令和6年度実績)



令和8年3月

京都府 健康福祉部 健康対策課

目 次

用語の定義	1
1 歯科保健事業（総括）	3
令和6年度京都府歯科保健事業	5
令和6年度保健所における歯科保健事業	6
市町村における歯科保健事業（概要）	8
令和6年度市町村歯科保健事業実施状況	9
2 母子歯科保健事業	11
令和6年度歯科健康診査実施状況：1歳6か月児（市町村別）	13
1歳6か月児むし歯り患状況の年次推移	14
令和6年度歯科健康診査実施状況：3歳児（市町村別）	15
3歳児むし歯り患状況の年次推移	16
3歳児歯科健康診査不正咬合出現率の年次推移	17
令和5年度1歳6か月児及び3歳児1人平均むし歯数・ むし歯有病者率都道府県比較	18
3 学校歯科保健事業	19
令和6年度歯科健康診査実施状況：12歳児（市町村別）	21
令和6年度児童・生徒のむし歯等疾患の状況（男女別・男女合計）	22
児童・生徒のむし歯等疾患の年次推移	23
12歳児1人平均むし歯数の年次推移	24
令和6年度12歳児1人平均むし歯数・むし歯有病者率都道府県比較	25
4 フッ素による子どものむし歯予防事業	27
フッ化物塗布の実施状況年次推移	29
フッ化物洗口の実施状況年次推移	32
令和6年度京都府市町村データ比較	35

5	成人歯科保健事業	37
	令和6年度成人歯科健診実施状況	39
6	高齢者歯科保健事業	43
	令和6年度後期高齢者歯科健診実施状況	45
7	市町村別データ	47
	データの出典及び表の見方	48
	乙訓保健所管内	49
	山城北保健所管内	53
	山城南保健所管内	63
	南丹保健所管内	69
	中丹西保健所管内	73
	中丹東保健所管内	75
	丹後保健所管内	79
8	障害者等歯科健診・指導事業	85
9	関係資料	91
	(1) 京都府歯と口の健康づくり推進条例	93
	(2) 「京都府歯と口の健康づくり基本計画（第3次）」の概要	101
	歯と口の健康づくりに関する主な目標	
	(3) 学校保健—疾病・異常—	104
	(4) 障害者等歯科健診・指導事業歯科健診票	107
	(5) 地方公共団体における歯科保健医療業務指針	108
	(6) 保健所圏域マップ	119

用語の定義

1) むし歯（う蝕、う歯）

むし歯とは、現在未処置のむし歯と、処置されたむし歯及びむし歯によって抜去された歯を含んだものをいう。

2) DMF T指数（1人平均むし歯数）

$$\text{DMF T 指数} = \frac{\text{被検者全員の (D+M+F) 数}}{\text{被検者数}}$$

D : Decayed Teeth 永久歯のむし歯で未処置のもの。

M : Missing Teeth 永久歯のむし歯が原因で抜去したもの。

F : Filled Teeth 永久歯のむし歯で処置を完了したもの。

3) むし歯保有者（有病者）率

$$\text{むし歯保有者（有病者）率} = \frac{\text{むし歯を有する者の数}}{\text{被検者数}} \times 100$$

4) CPIコード

●新コード

○歯肉出血

0 : 健全

1 : 出血あり

9 : 除外歯

× : 該当する歯なし

○歯周ポケット

0 : 健全

1 : 4～5 mmに達するポケット

2 : 6 mmを超えるポケット

9 : 除外歯

× : 該当する歯なし

●旧コード

0 : 異常なし

1 : プロービング後30秒以内の出血

2 : 歯肉縁上または縁下歯石の存在

3 : 歯周ポケットの深さが4～5 mm

4 : 歯周ポケットの深さが6 mm以上

※対象歯がない場合は、コードなし

1 歯科保健事業（総括）

令和6年度 京都府歯科保健事業

<国庫補助 定額>

事 項		内 容
推 進 特 別 事 業 8 0 2 0 運 動	8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会	8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する事業計画の検討や評価を行う
	歯科専門職人材育成研修事業	(1) 災害時歯科保健医療活動研修(R1～) 災害時の避難所等における歯科保健医療活動が実施できる人材を育成するための研修会を実施(歯科医師会委託) (2) 歯科専門職向け糖尿病重症化予防研修(R2～) 歯科専門職を対象に糖尿病重症化予防のための他職種連携等についての研修会を実施(歯科医師会委託)
	歯科保健指導事業	保健所における看護師、介護職員、養護教諭等地域保健活動従事者を対象に歯科保健関連研修等の実施

<国庫補助 定額>

口 腔 保 健 推 進 事 業	口腔保健推進事業(H25～)	(1) 口腔保健支援センター設置・運営 京都歯と口の健康づくり推進協議会(京都8020運動推進協議会)の開催
		(2) 障害者等歯科健診・指導事業 障害者及び要介護高齢者施設の利用者等を対象に歯科疾患予防や改善のため、歯科健診・保健指導を実施(歯科医師会委託)
		(3) 大学等における歯科健診推進事業(新規) 大学等において、歯科健診や歯科疾患予防に関する普及啓発を実施する。また、今後の歯科健診の実施に向けた支援や大学内の保健センター等を活用して歯科相談等ができる体制を構築(歯科医師会委託)

<基金>

歯 科 保 健 事 業 高 齢 者	在宅要介護者口腔支援体制整備事業(H27～)	在宅歯科医療を推進するための人材育成及び体制整備事業に対する補助金の交付 (1) 訪問歯科診療に対応できる人材の養成 (2) 地域の中核となる病院等と在宅医療に関する検討会の開催 (3) 多職種との連携体制を構築し、訪問歯科診療体制整備を推進 (4) ICTを活用した要介護者の口腔機能管理・食支援を推進
---	------------------------	--

<府単費>

歯 科 保 健 事 業 母 子 ・ 学 校	フッ素による子どものむし歯予防事業(H7～)	フッ化物塗布・洗口を実施する市町村に対する補助金の交付 小児のむし歯予防に優れた効果を発揮するフッ化物の塗布・洗口を実施する市町村に対し補助金を交付し、生涯を通じた歯の健康づくりの対策の充実を図る
---	------------------------	---

令和6年度保健所における歯科保健事業

保健所名	実施月日	事業名	参加人数	実施場所	対象者
乙訓	5月31日～6月10日	歯と口の健康週間啓発		乙訓保健所ロビー	府民
	6月1日	歯のひろば	56	大山崎町保健センター	大山崎町民
	6月8日	歯のひろば	80	向日市保健センター	向日市民
	9月7日	長岡京市まるごとヘルシーフェスタ	146	バンビオ1番館	長岡京市民
	10月6日	大山崎町民体育祭	101		大山崎町民、大山崎町在勤者
	2月2日	子育てふれあいフェスタ	250	長岡京市中央生涯学習センター	府民
山城北	7月11日	働き盛り世代の歯と口の健康づくり啓発事業	109	城陽商工会議所	事業所健診受診者
	12月～1月	健康長寿・データヘルズ推進プロジェクト地域診断シート作成ヒアリング		管内市町村保健センター等	管内市町村担当者
山城南	6月18日	働き盛り予防啓発事業	11	京セラ株式会社けいはんなリサーチセンター	従業員
	11月7、8日	働き盛り予防啓発事業	27	和束町商工会	商工会会員
南丹	8月26日	京都丹波地域府民会議専門部会「歯の健康8020推進部会」	17	南丹保健所	各市町村担当者、歯科医師会、歯科衛生士会、学校保健会、教育委員会、教育局、健康対策課等
	12月7日	母子歯科保健事業 ・子育て応援フェスタ ・乳幼児、保護者への口腔ケア対策の啓発	345	ガレリアかめおか	京都丹波子育て応援フェスタ参加住民
	①7月12日 ②7月16日 ③7月23日	成人歯科保健事業 ・オーラルフレイル予防啓発	199	①京丹波町役場 ②日吉生涯学習センター ③ガレリアかめおか	京都労働基準協会園部支部健康診断受診者
	10月26日	成人歯科保健事業 ・歯科疾患予防啓発	117	道の駅 京都丹波 味夢の里	秋の京都丹波ウォーキングイベント参加者
	6月	歯と口の健康週間街頭啓発	345	南丹保健所	特定医療費申請者
	6月	歯と口の健康週間所内展示	55	南丹保健所	一般府民
	令和6年成人の日	歯科健診受診促進啓発事業 ・はたちの会での歯科健診受診啓発	1,130	各市町村	亀岡市、南丹市、京丹波町の新成人
中丹西	6月	歯と口の健康週間 ・ポスター等展示		①福知山総合庁舎 ②京都北都信用金庫(福知山中央支店)	府民
	7月18日	歯と口の健康週間 ・健康教育	30	府立福知山高等学校三和分校	三和分校生徒、教師
	7月	丹波歯科医師会との連絡会		-	丹波歯科医師会会長
	4月8日	働き盛りの歯周病予防啓発事業 健康教育	42	福知山市企業交流プラザ	新入社員
	6月12、13日	働き盛りの歯周病予防啓発事業	500	福知山市武道館	労働基準協会健診受診者
	3月	働き盛りの歯周病予防啓発事業 健康情報だより発行	26	-	きょうと健康づくり実践企業等

中丹東	6月28日	親と子のよい歯のコンクール	8組 16人	中丹東保健所	親と子のよい歯のコンクール被推薦者
	6月	歯の健康週間 ・啓発ポスター掲示 ・歯周病予防啓発パネル掲示 ・啓発リーフレット、物品配布	100	・中丹東保健所 ・舞鶴総合庁舎 ・綾部総合庁舎	来庁者
	①6月5日 ②6月27日	歯の健康週間 ・啓発リーフレット、物品配布	300	①あやべ・日東精工アリーナ ②舞鶴市文化公園体育館	労働基準協会健診受診者
	10月6日	あやべ食育・すこやかフェスティバル	74	あやべ・日東精工アリーナ	あやべ食育・すこやかフェスティバル来場者
	11月13日	歯科保健啓発事業	110	舞鶴市中総合会館	労働安全衛生大会来場者
	1月23日	歯科保健推進部会	18	中丹東保健所	管内の歯科保健に従事する行政職及び各職能団体の代表者
丹後	4月8日	親と子のよい歯のコンクール	2	歯科医院	親と子のよい歯のコンクール被推薦者
	6月	歯と口の健康週間(展示、啓発)		丹後振興局府民ホール	来庁者
	6月14日	健康づくりニュース発行	145事業所	管内登録企業・事業所	従業員、職域団体等の職員
	6月23日	府民公開講座	120	生涯学習センター知遊館(与謝野町)	住民
	9月27日	丹後安全衛生推進大会	90	与謝野町勤労者総合福祉センター	大会参加者
	10月14日	歯のひろば	140	宮津市島崎公園	みやづ健康フェスティバル参加者
	10月22日	安全衛生委員会研修 「女性の健康・口の健康」	33	天橋園地域交流スペース	介護老人福祉事業所職員
	1月14日～ 1月28日	丹後地域に「歯科口腔の健康」に関わる支援の実態調査	103	-	在宅歯科保健に関わる関係機関
	40事業		4,692人 145事業所		

市町村における歯科保健事業（概要）

<母子歯科保健>

①妊産婦等歯科健診・保健指導

○対象：妊産婦、乳児

内容：口腔内診査、むし歯予防と健康な歯の発育・成長を促すために口腔衛生状態の調査
歯みがきの実技指導、食生活指導等

②歯科健康診査

○対象：1歳6か月児、3歳児

内容：1歳6か月児のむし歯の状態、口腔軟組織の疾患、咬合異常、その他の異常の診査、むし歯予防と口腔の健康に関する指導

3歳児のむし歯の状態、口腔軟組織の疾患、咬合異常、その他の異常等の診査、
歯みがきの実技指導、食生活指導、むし歯予防と口腔の健康に関する指導

③その他

○対象：1歳6か月児・3歳児以外の乳幼児

内容：歯科健康診査、歯科保健指導

※府保健所事業は「令和6年度保健所における歯科保健事業」参照

<学校歯科保健>

○対象：小・中・高等学校の児童生徒

内容：児童・生徒ともに、むし歯のある者の割合は経年的に減少しているが、健康診断での疾病異常割合は全年齢において男女ともに「むし歯」の被患率は高いため、学校において歯科健康診査、口腔衛生指導を実施

※令和6年度実施状況は京都府教育庁指導部保健体育課のデータを掲載

<フッ素による子どものむし歯予防事業>

○対象：実施市町村在住の2歳児から小学6年生

内容：幼児から小学校までの一貫したむし歯予防対策の推進のため、平成7年度からフッ化物塗布・洗口事業を府が市町村補助事業として制度化

<成人期の歯科保健事業>

①健康増進事業（歯周疾患検診）

○対象：府内市町村の区域内に居住地を有する20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の者

内容：歯周疾患はむし歯とともに中高年期以降における歯の喪失原因の大部分を占め、40歳代を境に増加しているため歯周疾患検診を実施。令和6年度からは生涯を通じた切れ目のない歯科健診の実現に向けて20歳、30歳を対象に追加

②成人歯科健診

○対象：実施市町村在住の成人

内容：節目以外の成人を対象に歯科健康診査、歯科保健指導を実施

<高齢期の歯科保健事業>

後期高齢者歯科健診

○対象：実施市町村在住の後期高齢者（対象者は市町村が設定）

内容：口腔内診査、口腔機能評価（咬合の状態、咀嚼能力評価、舌機能評価、嚥下機能評価、口腔衛生状態、口腔乾燥、歯周組織の状況等）を実施

2 母子齒科保健事業

令和6年度歯科健康診査実施状況

(1) 1歳6か月児歯科健康診査

市町村名	対象者数	受診者数	むし歯の総数	むし歯のある者の総数	1人平均むし歯数	むし歯有病者率	軟組織の異常	咬合異常	その他の異常
	人	人	本	人	本	%	人	人	人
向日市	409	399	1	1	0.00	0.25	14	28	24
長岡京市	650	638	11	4	0.02	0.63	37	19	1
大山崎町	177	177	0	0	0.00	0.00	5	17	5
宇治市	1053	1025	11	3	0.01	0.29	58	59	46
城陽市	387	381	0	0	0.00	0.00	14	19	49
久御山町	81	68	8	3	0.12	4.41	3	10	6
八幡市	367	341	20	6	0.06	1.76	31	31	29
京田辺市	543	530	5	2	0.01	0.38	73	18	16
井手町	38	36	0	0	0.00	0.00	0	0	0
宇治田原町	49	45	0	0	0.00	0.00	4	5	1
木津川市	542	499	16	6	0.03	1.20	53	100	109
笠置町	2	2	0	0	0.00	0.00	0	1	1
和束町	4	4	0	0	0.00	0.00	1	0	0
精華町	188	188	0	0	0.00	0.00	6	19	29
南山城村	6	6	0	0	0.00	0.00	2	2	1
亀岡市	573	548	4	3	0.01	0.55	85	112	27
南丹市	144	143	4	1	0.03	0.70	19	28	33
京丹波町	32	31	0	0	0.00	0.00	2	1	0
福知山市	509	492	0	0	0.00	0.00	66	41	18
綾部市	163	160	0	0	0.00	0.00	5	4	5
舞鶴市	462	440	4	1	0.01	0.23	0	6	27
宮津市	65	65	0	0	0.00	0.00	1	3	3
京丹後市	277	277	0	0	0.00	0.00	106	37	6
与謝野町	96	94	0	0	0.00	0.00	0	5	4
伊根町	8	6	0	0	0.00	0.00	0	1	2
合計	6,825	6,595	84	30	0.01	0.45	585	566	442

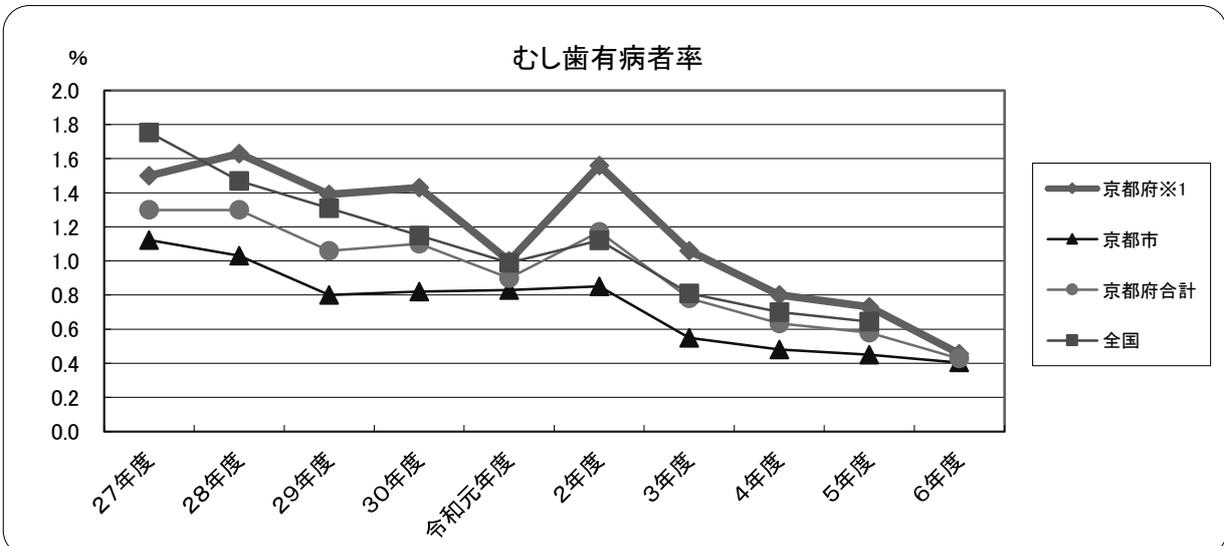
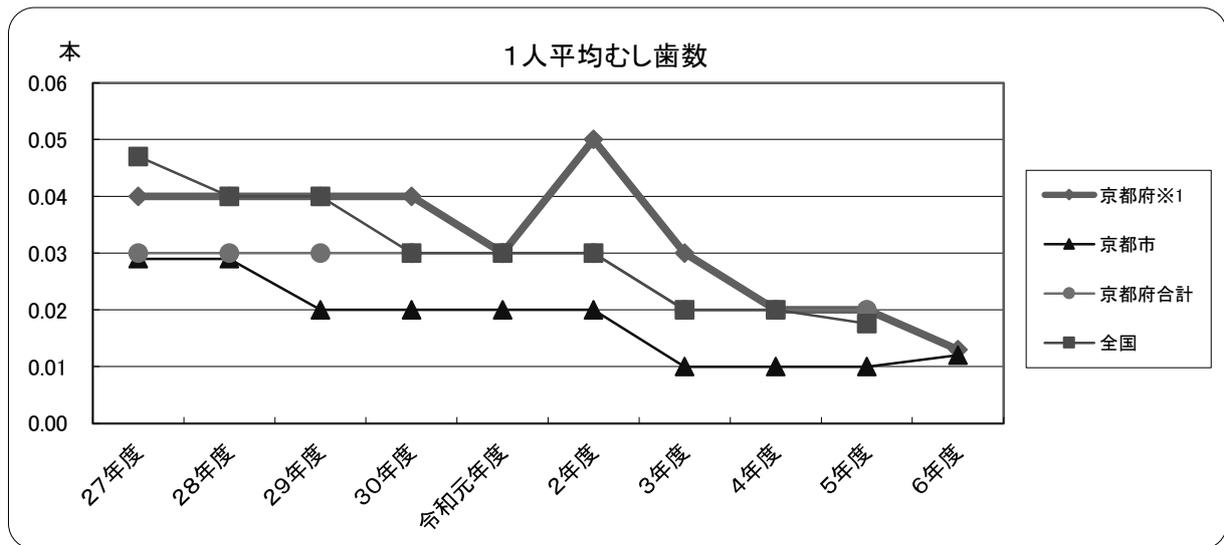
1歳6か月児むし歯り患状況の年次推移

	1人平均むし歯数(本)				むし歯有病者率(%)			
	京都府※1	京都市	京都府合計	全国	京都府※1	京都市	京都府合計	全国
27年度	0.04	0.03	0.03	0.05	1.5	1.1	1.3	1.8
28年度	0.04	0.03	0.03	0.04	1.6	1.0	1.3	1.5
29年度	0.04	0.02	0.03	0.04	1.4	0.8	1.1	1.3
30年度	0.04	0.02	0.03	0.03	1.4	0.8	1.1	1.2
令和元年度	0.03	0.02	0.03	0.03	1.0	0.8	0.9	1.0
2年度	0.05	0.02	0.03	0.03	1.6	0.9	1.2	1.1
3年度	0.03	0.01	0.02	0.02	1.1	0.5	0.8	0.8
4年度	0.02	0.01	0.02	0.02	0.8	0.5	0.6	0.7
5年度	0.02	0.01	0.02	0.02	0.7	0.5	0.6	0.6
6年度	0.01	0.01	0.01	※2	0.5	0.4	0.4	※2

数値：全国 厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告

※1 京都市を除く

※2 令和6年度の全国の数値は未公表



令和6年度歯科健康診査実施状況

(2) 3歳児歯科健康診査

市町村名	対象者数	受診者数	むし歯の総数	むし歯のある者の総数	1人平均むし歯数	むし歯有病者率	軟組織の異常	咬合異常	その他の異常
	人	人	本	人	本	%	人	人	人
向日市	465	452	89	25	0.20	5.53	14	59	9
長岡京市	725	714	98	32	0.14	4.48	13	40	5
大山崎町	193	192	50	15	0.26	7.81	1	33	13
宇治市	1176	1158	218	74	0.19	6.39	21	188	122
城陽市	464	458	114	43	0.25	9.39	4	67	42
久御山町	88	76	13	7	0.17	9.21	3	20	4
八幡市	396	374	129	46	0.34	12.30	21	85	25
京田辺市	629	605	92	39	0.15	6.45	27	148	0
井手町	43	41	12	3	0.29	7.32	0	0	2
宇治田原町	61	51	7	5	0.14	9.80	1	5	5
木津川市	765	735	266	72	0.36	9.80	48	191	80
笠置町	2	2	0	0	0.00	0.00	0	2	0
和束町	8	7	6	1	0.86	14.29	1	2	2
精華町	243	237	57	17	0.24	7.17	6	45	24
南山城村	10	8	4	1	0.50	12.50	0	3	1
亀岡市	640	600	300	83	0.50	13.83	24	157	44
南丹市	143	143	46	14	0.32	9.79	4	23	6
京丹波町	50	50	8	4	0.16	8.00	1	7	0
福知山市	607	591	167	42	0.28	7.11	62	107	39
綾部市	194	190	37	13	0.19	6.84	0	6	5
舞鶴市	480	465	166	46	0.36	9.89	7	23	40
宮津市	67	67	5	2	0.07	2.99	0	9	2
京丹後市	298	296	62	21	0.21	7.09	42	48	5
与謝野町	97	95	9	2	0.09	2.11	1	8	9
伊根町	17	17	4	3	0.24	17.65	0	1	2
合計	7,861	7,624	1,959	610	0.26	8.001	301	1,277	486

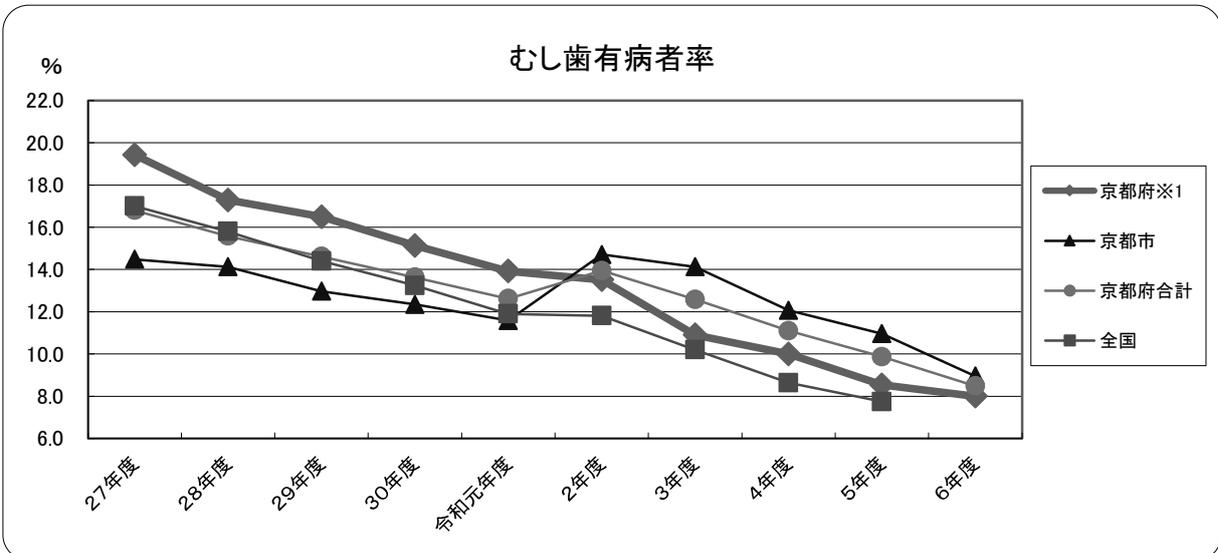
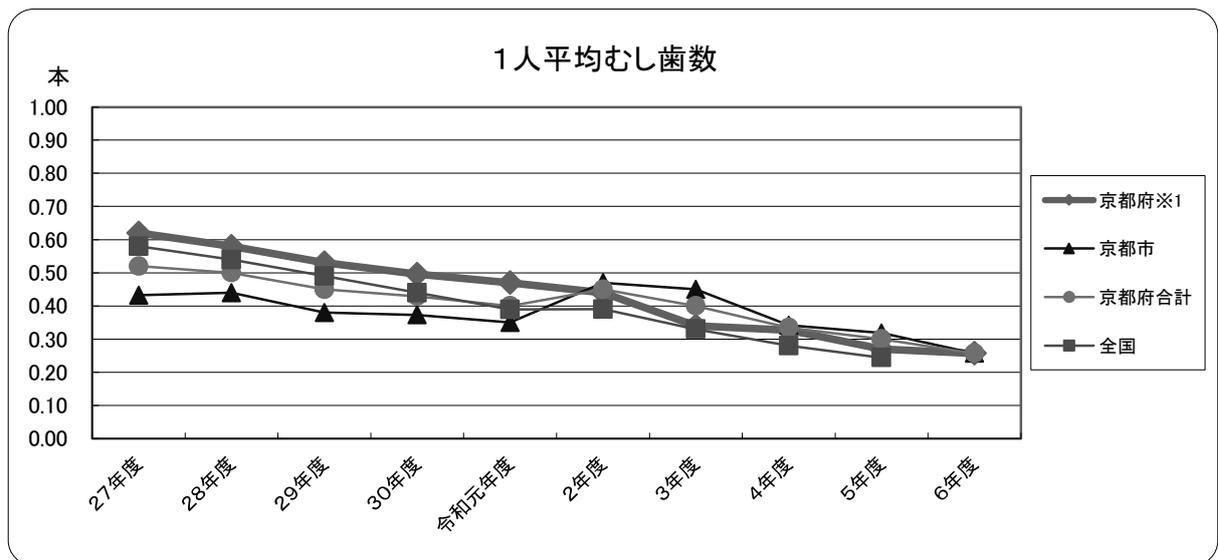
3歳児むし歯り患状況の年次推移

	1人平均むし歯数(本)				むし歯有病者率(%)			
	京都府※1	京都市	京都府合計	全国	京都府※1	京都市	京都府合計	全国
27年度	0.62	0.43	0.52	0.58	19.4	14.5	16.8	17.0
28年度	0.58	0.44	0.50	0.54	17.3	14.1	15.6	15.8
29年度	0.53	0.38	0.45	0.49	16.5	13.0	14.6	14.4
30年度	0.50	0.37	0.43	0.44	15.1	12.4	13.6	13.2
令和元年度	0.47	0.35	0.40	0.39	13.9	11.6	12.6	11.9
2年度	0.44	0.47	0.45	0.39	13.5	14.7	13.9	11.8
3年度	0.34	0.45	0.40	0.33	10.9	14.1	12.6	10.2
4年度	0.33	0.34	0.33	0.28	10.0	12.1	11.1	8.6
5年度	0.27	0.32	0.30	0.24	8.5	11.0	9.9	7.7
6年度	0.26	0.26	0.26	※2	8.0	9.0	8.5	※2

数値：全国 厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告

※1 京都市を除く

※2 令和6年度の全国の数値は未公表

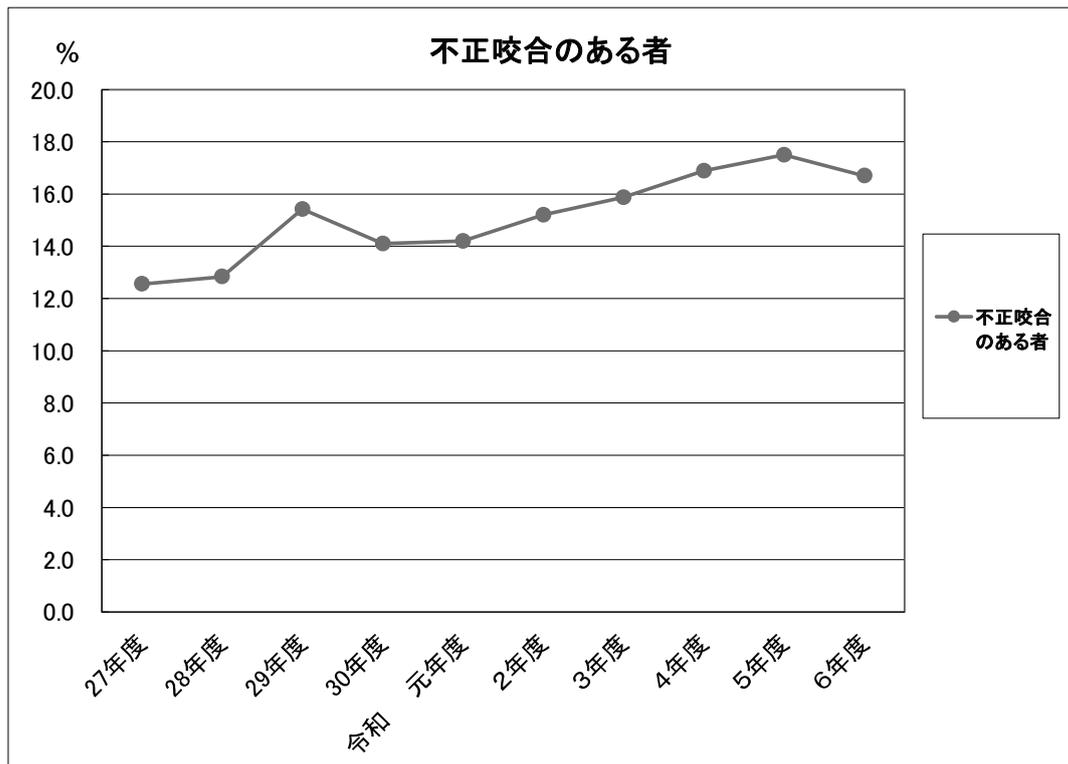


3歳児歯科健康診査不正咬合出現率の年次推移

(%)

区分 \ 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
不正咬合のある者	12.6	12.8	15.4	14.1	14.2	15.2	15.9	16.9	17.5	16.7

※京都市を除く。



3 学校歯科保健事業

令和6年度歯科健康診査実施状況

12歳児歯科健康診査

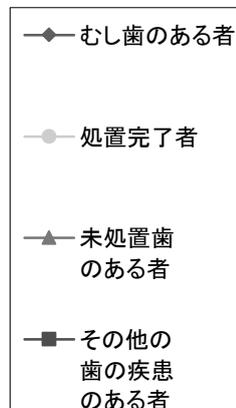
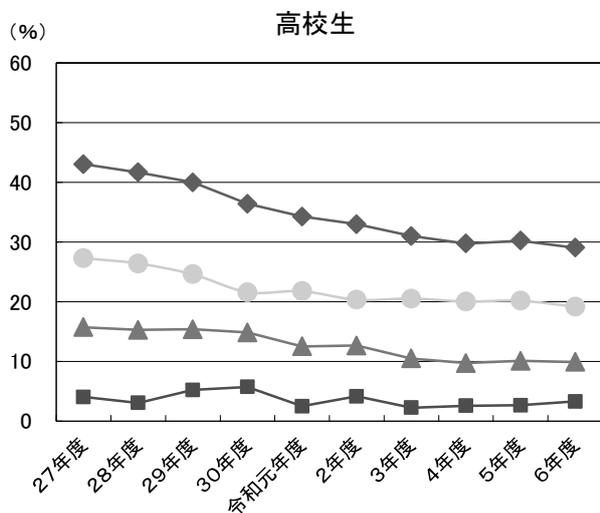
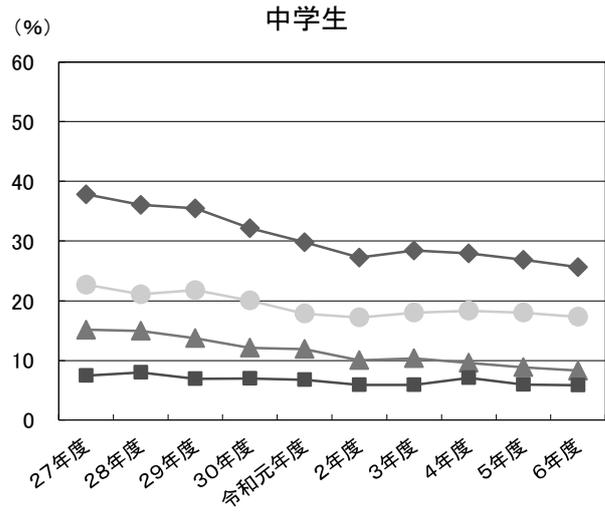
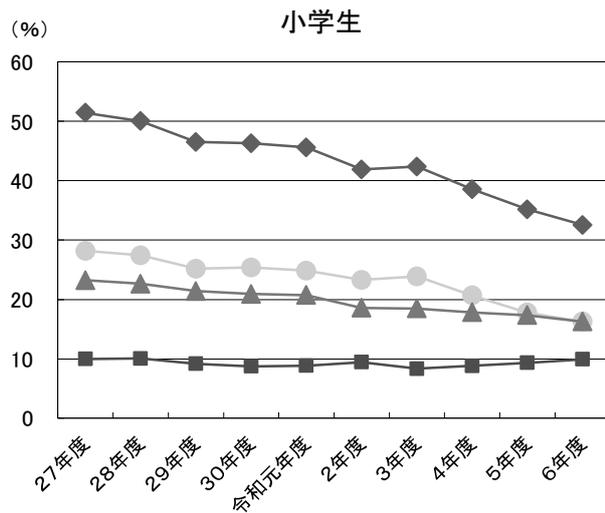
市町村名	対象者数	受診者数	むし歯の総数	むし歯のある者の総数	1人平均むし歯数	むし歯有病者率	CO(要観察歯)のある者	CO歯数	GO(歯周疾患要観察者)と判定された者	G(歯周疾患)と判定された者
	人	人	本	人	本	%	人	本	人	人
向日市	449	430	201	93	0.47	21.6	39	64	9	0
長岡京市	713	674	206	155	0.31	23.0	80	132	162	12
大山崎町	137	134	100	44	0.75	32.8	23	37	10	0
宇治市	1,420	1391	953	192	0.69	13.8	301		134	93
城陽市	557	547	194	87	0.35	15.9	40	59	17	6
久御山町	89	88	45	28	0.51	31.8	11	25	20	1
八幡市	524	492	333	98	0.68	19.9	67	139	131	10
京田辺市	682	667	357	98	0.54	14.7	163	435	88	39
井手町	39	38	14	5	0.37	13.2	2	3	0	4
宇治田原町	76	73	66	31	0.90	42.5	0	0	0	0
木津川市	832	820	297	54	0.36	6.6	57	110	42	4
笠置町	2	1	0	0	0.00	0.0	0	0	0	0
和束町	23	23	5	4	0.22	17.4	0	0	0	0
精華町	278	277	109	67	0.39	24.2	4	6	1	0
南山城村	12	12	9	5	0.75	41.7	9	20	3	0
亀岡市	710	681	377	146	0.55	21.4	48	105	74	20
南丹市	247	242	28	22	0.12	9.1	7	21	25	6
京丹波町	59	59	50	10	0.85	16.9	6	10	5	5
福知山市	646	625	158	80	0.25	12.8	74	140	122	12
綾部市	221	203	51	29	0.25	14.3	18	20	12	3
舞鶴市	644	612	283	170	0.46	27.8	60	145	23	14
宮津市	107	106	38	24	0.36	22.6	3	4	1	0
京丹後市	367	362	268	99	0.74	27.3	36	73	29	16
与謝野町	131	130	73	30	0.56	23.1	21	29	10	3
伊根町	7	7	0	0	0.00	0.0	1	1	2	0
合計	8,972	8,694	4,215	1,571		18.1	1,070	1,578	920	248

児童・生徒のむし歯等疾患の年次推移

(%)

	小学生				中学生				高校生			
	むし歯のある者			その他の 歯の疾患 のある者	むし歯のある者			その他の 歯の疾患 のある者	むし歯のある者			その他の 歯の疾患 のある者
	計	処置完了 者	未処置歯 のある者		計	処置完了 者	未処置歯 のある者		計	処置完了 者	未処置歯 のある者	
27年度	51.42	28.18	23.24	9.97	37.82	22.67	15.15	7.49	43.02	27.30	15.73	4.01
28年度	50.02	27.42	22.60	10.06	36.02	21.07	14.95	7.99	41.66	26.39	15.27	3.04
29年度	46.52	25.13	21.40	9.18	35.47	21.76	13.71	6.92	39.97	24.60	15.37	5.21
30年度	46.29	25.38	20.91	8.74	32.14	20.03	12.11	7.00	36.40	21.58	14.82	5.72
令和元年度	45.59	24.83	20.75	8.87	29.76	17.86	11.90	6.79	34.26	21.76	12.50	2.48
2年度	41.87	23.27	18.60	9.45	27.21	17.19	10.02	5.90	32.96	20.32	12.63	4.14
3年度	42.37	23.86	18.51	8.35	28.41	18.03	10.38	5.90	30.99	20.51	10.48	2.25
4年度	38.56	20.71	17.85	8.83	27.93	18.33	9.61	7.08	29.74	20.03	9.71	2.56
5年度	35.14	17.78	17.36	9.35	26.85	18.00	8.85	5.99	30.23	20.15	10.08	2.64
6年度	32.53	16.27	16.26	9.94	25.62	17.34	8.28	5.86	29.04	19.15	9.89	3.26

数値:教育庁保健体育課
京都市を除く



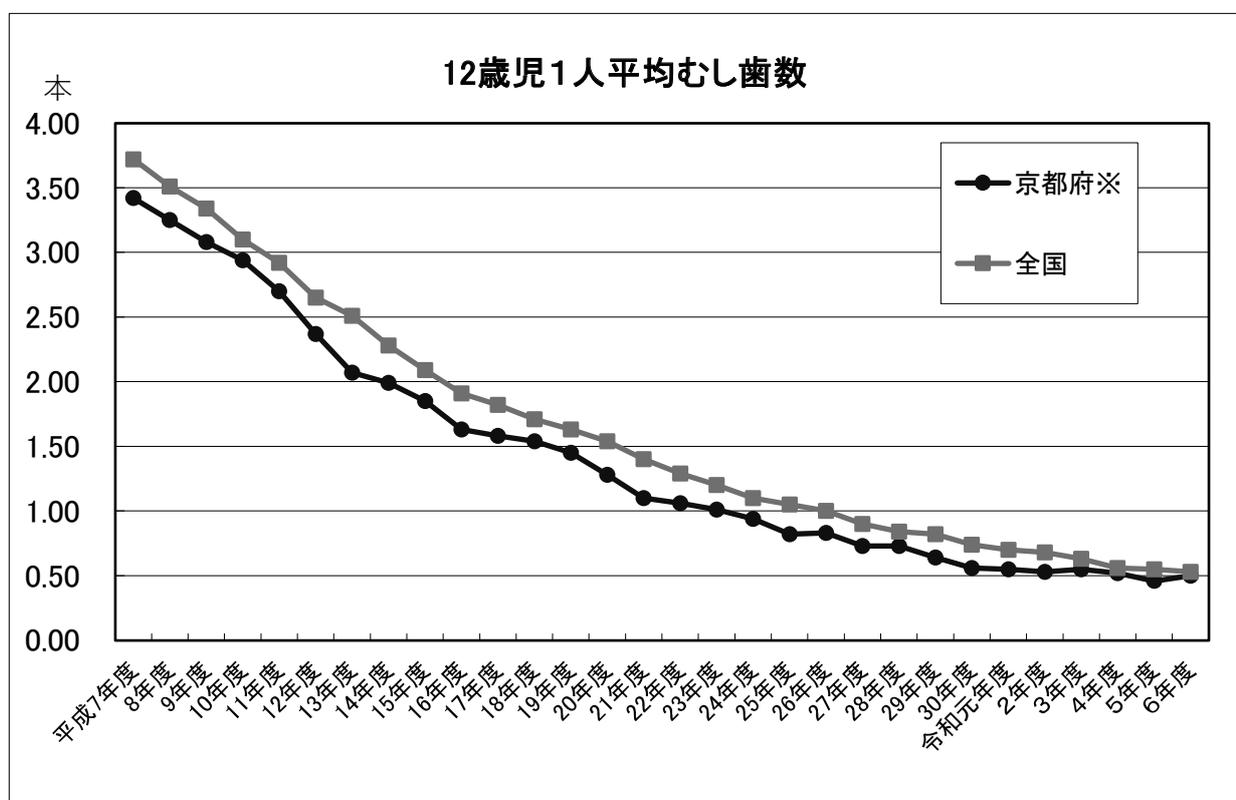
12歳児1人平均むし歯数の年次推移

(本)

	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
京都府※	3.42	3.25	3.08	2.94	2.70	2.37	2.07	1.99	1.85	1.63
全国	3.72	3.51	3.34	3.10	2.92	2.65	2.51	2.28	2.09	1.91

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
京都府※	1.58	1.54	1.45	1.28	1.10	1.06	1.01	0.94	0.82	0.83
全国	1.82	1.71	1.63	1.54	1.40	1.29	1.20	1.10	1.05	1.00

	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
京都府※	0.73	0.73	0.64	0.56	0.55	0.53	0.55	0.52	0.46	0.50
全国	0.90	0.84	0.82	0.74	0.70	0.68	0.63	0.56	0.55	0.53



数値:教育庁保健体育課
※京都市を除く

4 フッ素による子どもの むし歯予防事業

事業名	フッ素による子どものむし歯予防事業																		
趣 旨	小児のむし歯予防に優れた効果を発揮するフッ化物の塗布・洗口を実施し、生涯を通じた歯の健康づくりの対策を図る																		
財政区分	一般財源（府単費）																		
制度開始	平成7年度																		
法令等根拠	フッ素による子どものむし歯予防事業費補助金交付要綱																		
実施主体	市町村（京都市を除く）																		
事業概要	<p>▶ 対象者 実施市町村在住の2歳児から小学6年生の希望する者</p> <p>▶ 事業内容</p> <table border="1"> <tr> <td>対 象 者</td> <td>2～3歳児</td> <td>4～5歳児</td> <td>小学1～6年生</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>フッ化物塗布</td> <td colspan="2">フッ化物洗口</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td>保健センターで集団塗布</td> <td>保育所、幼稚園、保健センター等で集団洗口</td> <td>小学校で集団洗口</td> </tr> <tr> <td>効 果</td> <td colspan="2">乳歯むし歯の予防・進行防止、健全な永久歯列の確保等</td> <td>永久歯むし歯の予防・進行防止</td> </tr> </table>			対 象 者	2～3歳児	4～5歳児	小学1～6年生	事業内容	フッ化物塗布	フッ化物洗口		実施方法	保健センターで集団塗布	保育所、幼稚園、保健センター等で集団洗口	小学校で集団洗口	効 果	乳歯むし歯の予防・進行防止、健全な永久歯列の確保等		永久歯むし歯の予防・進行防止
対 象 者	2～3歳児	4～5歳児	小学1～6年生																
事業内容	フッ化物塗布	フッ化物洗口																	
実施方法	保健センターで集団塗布	保育所、幼稚園、保健センター等で集団洗口	小学校で集団洗口																
効 果	乳歯むし歯の予防・進行防止、健全な永久歯列の確保等		永久歯むし歯の予防・進行防止																
補助基準額	<p>1 補助基準額 塗布：受診者20人ごとに35,600円 洗口：100人ごとに22,000円</p> <p>2 補助率 1/2</p>																		

フッ化物塗布の実施状況年次推移(1)

保健所名	市町村名		実施人数(単位:人)											
			7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	
山城北	久御山町								150	117	135	131	141	
	井手町									45	62	36	64	
	宇治田原町					179	181	181	174	164	136	81	74	
山城南	和束町								21	40	63	65	65	
	精華町										198	190	200	
南丹	亀岡市												433	
	南丹市	美山町	74	101	62	82	61		72	63	69	69	82	
	京丹波町	丹波町												
		和知町												
		瑞穂町				35	31	106	71	49	57	52	35	
中丹西	福知山市	福知山市					561	572	657	596	619	618	606	
		三和町									56	37	24	
		夜久野町			22	30	31	21	32	21	45	52	35	
中丹東	綾部市			280	277	318	312	323	315	322	294	284	265	
	舞鶴市			38		121	121	122	121	1,464	1,486	1,360	1,290	
丹後	宮津市								132	133	144	131	138	
	京丹後市	網野町		171	122	334	254	321	313	265	433	1,080	1,112	
		大宮町							193	144	157			
		丹後町				65	53	51	112	109	99			
		弥栄町									68			
		久美浜町					75	184	160	170	171			
		峰山町												
	与謝野町	加悦町								48	49	48	49	
		野田川町												
		岩滝町									52	32	34	
合計			74	590	483	1,164	1,680	1,881	2,523	3,750	4,393	4,266	4,647	
実施市町村数			1	4	4	8	10	9	14	16	20	16	17	

資料:「フッ素による子どものむし歯予防事業」

フッ化物塗布の実施状況年次推移(2)

保健所名	市町村名	実施人数(単位:人)										
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
乙訓	向日市											
	長岡京市											
	大山崎町											
山城北	宇治市											
	城陽市											
	久御山町	256	241	251	246	241	238	238	225	219	194	199
	八幡市											
	京田辺市											
	井手町	45	48	51	48	49	40	39	43	37	45	29
	宇治田原町	63	62	77	56	69	67	61	70	55	65	50
山城南	木津川市											
	笠置町											
	和束町	63	54	48	55	46	35	53	57	60	42	35
	精華町	380	373	361	312	299	333	309	293	260	301	276
	南山城村											
南丹	亀岡市	623	562	556	542	592	574	542	518	502	498	494
	南丹市							233	219	214	197	227
	京丹波町			10	23	30	23	45	29	56	66	59
中丹西	福知山市	652	604	602	588	617	539	590	601	596	618	585
中丹東	綾部市	228	265	408	507	492	478	231	253	431	429	389
	舞鶴市	1,229	1,285	1,225	1,225	1,081	585	519	496	622	596	620
丹後	宮津市	125	129	117	123	128	119	104	120	208	176	177
	京丹後市	1,062	907	907	892	861	834	775	740	742	744	751
	与謝野町	169	174	167	153	148	330	293	277	281	261	283
	伊根町						11	4	12	8	11	11
合計		4,895	4,704	4,780	4,770	4,653	4,206	4,036	3,953	4,291	4,243	4,185
実施市町村数		12	12	13	13	13	14	15	15	15	15	15

資料:「フッ素による子どものむし歯予防事業」

フッ化物塗布の実施状況年次推移(3)

保健所名	市町村名	実施人数 (単位:人)							
		29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
乙訓	向日市								
	長岡京市								
	大山崎町								
山城北	宇治市								
	城陽市								
	久御山町	198	208	179					
	八幡市							8	12
	京田辺市								
	井手町	27	27	36			31	30	26
	宇治田原町	48	47	52		46	41	44	52
山城南	木津川市								
	笠置町		5	5	5	4	5	1	3
	和束町	37	38	30		7	46	19	16
	精華町	277	263	235		210	242	208	180
	南山城村					7	8	10	4
南丹	亀岡市	419	446	421	298	325	288	304	272
	南丹市	178	218	176	178	172	153	139	134
	京丹波町	48	65	57	46	43	33	27	30
中丹西	福知山市	421	630	550	563	526	515	500	484
中丹東	綾部市	378	395	332	427	382	348	355	338
	舞鶴市	613	494	489	395	347	319	311	344
丹後	宮津市	189	179	165	161	171	139	141	137
	京丹後市	701	696	681	381	776	637	653	578
	与謝野町	284	255	222	226	258	209	202	174
	伊根町	13	7	6	13	6	39	12	17
合計		3,831	3,973	3,636	2,693	3,280	3,053	2,964	2,801
実施市町村数		15	16	16	11	15	16	17	17

資料:「フッ素による子どものむし歯予防事業」

フッ化物洗口の実施状況年次推移(1)

保健所名	市町村名	7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		
		施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	
山城北	八幡市			10	1,426	10	1,224	10	1,128	10	1,214	10	1,401	10	1,625	11	1,850	11	2,016	11	2,251	
南丹	亀岡市			18	5,202	18	4,768	18	4,769	18	4,763	18	8,383	18	5,007	18	5,145	18	5,230	18	5,502	
	南丹市	園部町	9	1,199	9	1,190	9	1,160	9	1,211	10	1,196	10	1,203	10	1,198	11	1,205	11	1,182	11	1,164
		美山町	5	163	5	144	5	124	5	90	5	88	5	207	5	90	5	101	5	77	5	80
	京丹波町	和知町	5	283	4	266	4	260	4	276	4	276	4	249	4	261	2	264	2	266	2	259
中丹西	福知山市	福知山市						13	683	18	1,901	22	2,803	22	3,400	25	3,700	26	4,183	25	4,295	
		三和町																			3	210
		夜久野町					3	277	3	283	3	266	3	269	3	253	3	234	3	226	3	222
中丹東	綾部市							1	68	3	212	6	376	6	372	6	390	6	400	6	425	
丹後	京丹後市	大宮町																			1	132
		網野町									8	343	7	326	7	304	6	289	6	313	7	481
	与謝野町	野田川町												2	188	2	195	2	198	2	205	
合計		19	1,645	46	8,228	49	7,813	63	8,508	79	10,259	85	15,217	87	12,698	89	13,373	91	14,223	93	15,094	
実施市町村数		3		5		6		8		9		9		10		10		11		11		

資料:「フッ素による子どものむし歯予防事業」

フッ化物洗口の実施状況年次推移(2)

保健所名	市町村名	17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		
		施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	
乙訓	向日市																					
	長岡京市																					
	大山崎町																					
山城北	宇治市												22	9,813	22	9,802	22	9,666	22	9,472		
	城陽市												2	807	10	3,777	10	3,761	10	3,753		
	久御山町																3	835	3	841		
	八幡市	11	2,432	11	2,610	11	2,783	9	2,965	9	3,024	8	3,124	8	3,223	8	3,232	8	3,153	8	3,117	
	京田辺市																					
	井手町																					
	宇治田原町																					
山城南	木津川市																					
	笠置町																					
	和束町																			1	43	
	精華町																					
	南山城村																					
南丹	亀岡市	18	5,524	18	5,518	18	5,514	18	5,444	18	5,413	18	5,342	20	5,274	20	5,150	20	5,023	19	4,889	
	南丹市	園部町	9	1,110	13	1,171	13	1,317	19	1,505	28	1,893	27	1,843	28	1,820	28	1,772	27	1,743	28	1,679
		美山町	5	75																		
	京丹波町	2	257	2	243	2	223	2	217	3	228	3	189	6	743	6	698	6	673	6	628	
中丹西	福知山市	福知山市	26	4,330	48	5,299	49	5,206	48	5,206	49	5,101	45	4,973	44	4,976	42	4,865	39	4,830	38	4,749
		三和町	3	196																		
		夜久野町	6	233																		
中丹東	綾部市	4	428	5	515	7	703	7	707	7	693	7	709	10	1,890	10	1,837	10	1,753	10	1,702	
	舞鶴市												20	5,174	18	4,998	18	4,908	21	4,994	26	4,996
丹後	宮津市																					
	京丹後市	8	628	12	645	14	544	13	534	13	500	14	544	17	589	16	703	22	1,139	23	1,194	
	与謝野町	2	212	2	220	2	229	2	219	2	194	2	177	2	161	2	140	2	120	2	130	
	伊根町																					
合計		94	15,425	111	16,221	116	16,519	118	16,797	129	17,046	144	22,075	177	34,294	182	36,884	190	37,690	196	37,193	
実施市町村数		11		8		8		8		8		9		11		11		12		13		

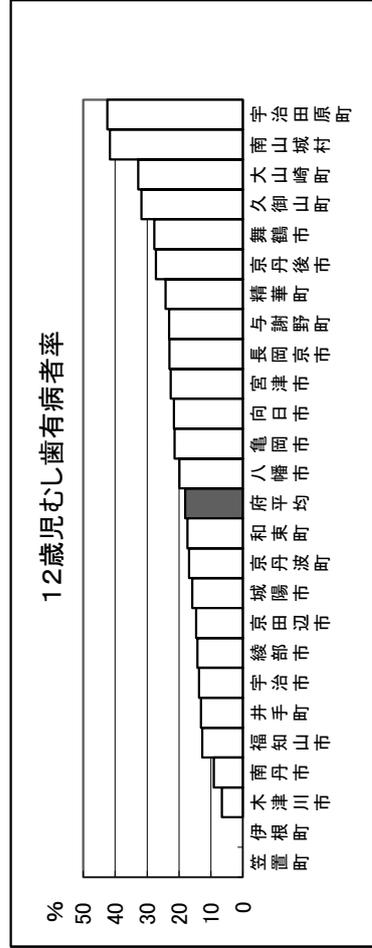
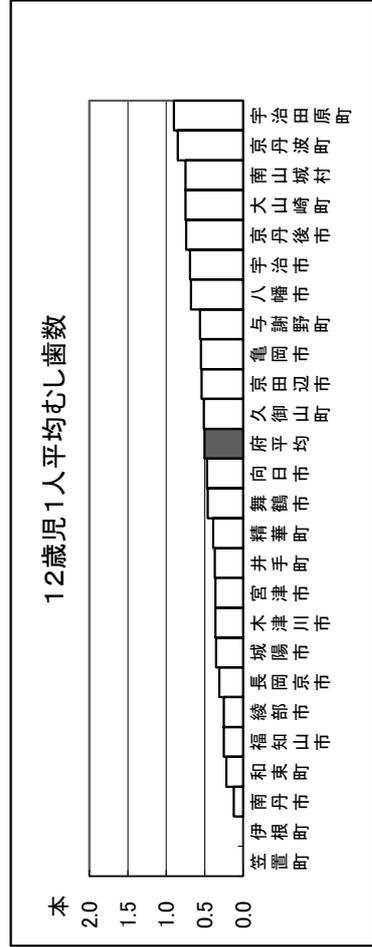
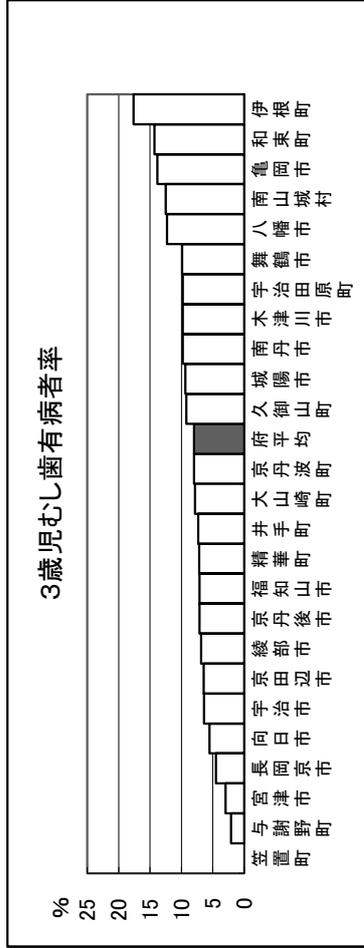
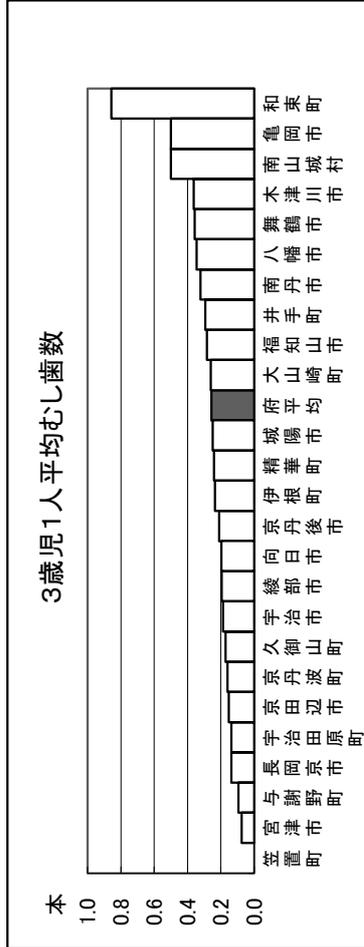
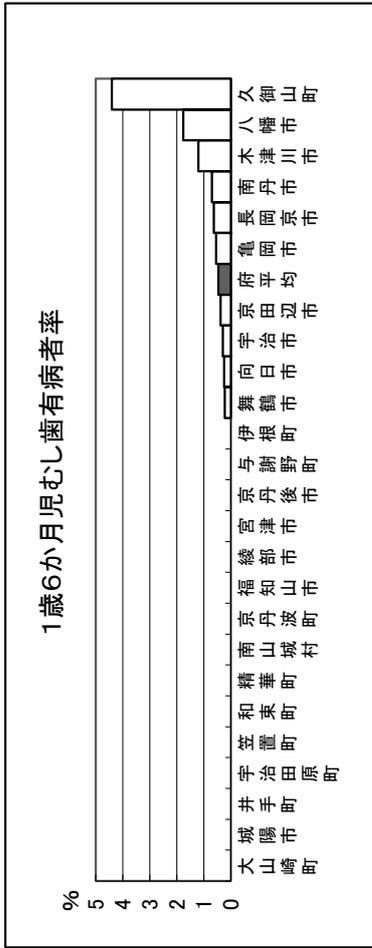
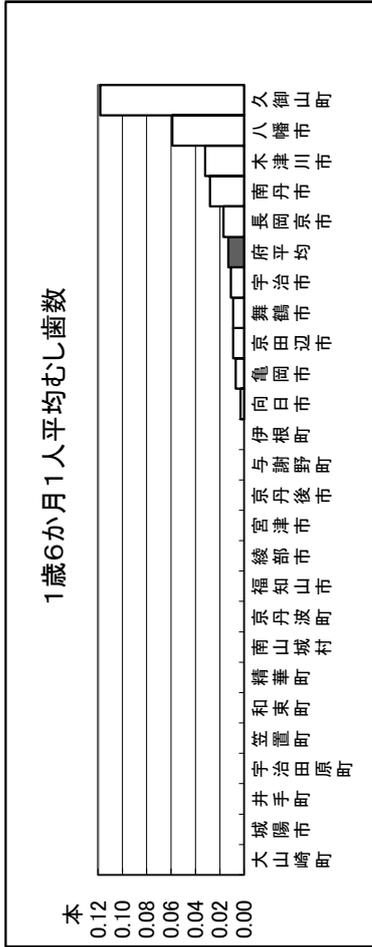
資料:「フッ素による子どものむし歯予防事業」

フッ化物洗口の実施状況年次推移(3)

保健所名	市町村名	27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度		
		施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	施設数	実施人数	
乙訓	向日市																					
	長岡京市																			10	3,910	
	大山崎町																					
山城北	宇治市	22	9,342	22	9,321	22	9,107	22	8,962	22	8,606	15	5,182	11	3,507	9	2,943	11	3,417	19	6,142	
	城陽市	10	3,726	10	3,716	10	3,704	10	3,617	10	3,578							10	2,952	10	3,024	
	久御山町	3	838	3	827	3	814	3	807	3	745	3	676	3	651	3	635	3	588	3	523	
	八幡市	8	3,110	8	3,033	8	3,008	8	3,037	8	2,909							8	2,312	8	2,047	
	京田辺市																					
	井手町																					
	宇治田原町																					
山城南	木津川市																					
	笠置町							1	8	1	5	1	4	1	6	1	7	1	4	1	5	
	和束町	1	47	1	45	1	45	1	37	1	30	1	33	1	32	1	29	1	27	1	32	
	精華町																					
	南山城村																			1	47	
南丹	亀岡市	19	4,830	19	4,741	19	4,778	19	4,656	19	4,657	19	4,648	19	4,403	19	4,326	19	4,184	17	4,046	
	南丹市	21	1,663	17	1,659	17	1,668	17	1,671	17	1,667	16	1,602	17	1,584	17	1,573	16	1,506	16	1,456	
	京丹波町	6	609	6	573	6	553	9	609	9	570	9	579	9	562	8	534	8	511	8	474	
中丹西	福知山市	37	4,861	39	4,908	39	4,853	36	4,709	34	4,656	27	4,370	27	4,470	27	4,380	27	4,250	27	4,147	
中丹東	綾部市	10	1,655	10	1,610	10	1,622	10	1,552	10	1,529	10	1,459	10	1,417	10	1,378	10	1,334	10	1,336	
	舞鶴市	27	5,069	29	4,998	29	4,847	29	4,822	29	4,654	29	4,577	28	4,335	26	4,224	28	4,120	28	3,966	
丹後	宮津市																					
	京丹後市	20	1,114	20	1,101	20	1,113	20	1,172	18	1,147	31	3,094	31	3,063	31	2,968	31	2,915	30	2,842	
	与謝野町	2	118	2	113	2	107	2	85	2	99											
	伊根町	4	75	4	75	4	70	4	84	4	89	4	90	4	91	4	99	4	89	4	95	
合計		190	37,057	190	36,720	190	36,289	191	35,828	187	34,941	165	26,314	161	24,121	156	23,096	177	28,209	193	34,092	
実施市町村数		14		14		14		15		15		12		12		12		14		16		

資料:「フッ素による子どものむし歯予防事業」

令和6年度京都市町村データ比較



5 成人齒科保健事業

6 高齡者齒科保健事業

7 市町村別データ

データの出典及び表の見方

人口	京都府企画統計課（国勢調査） 令和6年10月1日
歯科診療所	厚生労働省保健統計室（医療施設調査） 令和6年10月1日
医療従事歯科医師数 （診療所従事者）	厚生労働省保健統計室 （医師・歯科医師・薬剤師統計） 令和6年12月31日
12歳児歯科健康診査	市町（組合）教育委員会
歯科保健事業実施状況 （記号について）	 : 事業を実施 集 : 集団実施 個 : 個別実施 相 : 歯科相談 観 : 口腔観察 両 : 集団・個別両方実施 塗 : フッ化物塗布 洗 : フッ化物洗口（数字は実施施設数）

乙訓保健所管内

1歳6か月児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
向日市	0.04	0.02	0.03	0.01	0.04	0.05	0.05	0.01	0.00	0.00
長岡京市	0.03	0.02	0.02	0.04	0.00	0.02	0.01	0.01	0.01	0.02
大山崎町	0.03	0.07	0.03	0.05	0.06	0.00	0.00	0.01	0.01	0.00

1歳6か月児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
向日市	0.9	1.5	0.9	0.4	1.3	1.0	1.7	0.2	0.2	0.3
長岡京市	1.2	0.8	0.8	2.0	0.3	1.0	0.6	0.5	0.3	0.6
大山崎町	0.7	2.3	0.8	1.3	1.2	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0

3歳児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
向日市	0.40	0.46	0.45	0.26	0.32	0.25	0.17	0.19	0.21	0.20
長岡京市	0.40	0.37	0.29	0.26	0.28	0.20	0.14	0.20	0.17	0.14
大山崎町	0.70	0.36	0.58	0.65	0.52	0.42	0.38	0.15	0.25	0.26

3歳児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
向日市	15.1	14.9	14.3	8.5	10.1	9.8	6.6	6.4	7.8	5.5
長岡京市	12.1	11.0	10.0	8.2	9.6	7.4	6.8	7.2	5.5	4.5
大山崎町	19.2	16.8	17.1	19.9	11.0	14.0	12.5	4.3	6.3	7.8

12歳児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
向日市	0.44	0.81	0.81	0.49	0.67	0.18	0.30	0.53	0.45	0.47
長岡京市	0.48	0.48	0.52	0.48	0.41	0.31	0.35	0.36	0.36	0.31
大山崎町	0.05	0.09	0.09	0.04	0.04	0.15	0.35	0.54	0.67	0.75

12歳児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
向日市	30.5	31.9	30.4	28.3	24.9	11.0	14.7	21.7	20.8	21.6
長岡京市	35.3	21.4	17.5	19.9	12.2	17.1	18.6	15.8	21.7	23.0
大山崎町	4.2	5.5	5.1	3.8	3.8	6.8	17.4	22.2	29.5	32.8

フッ化物洗口実施状況(人)

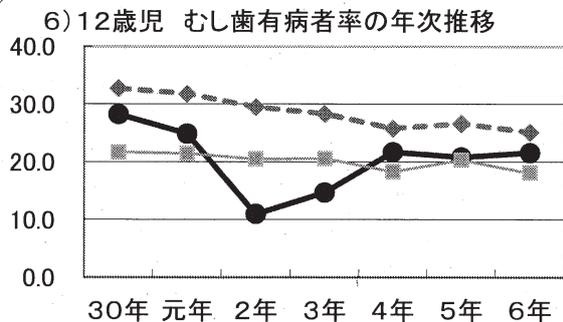
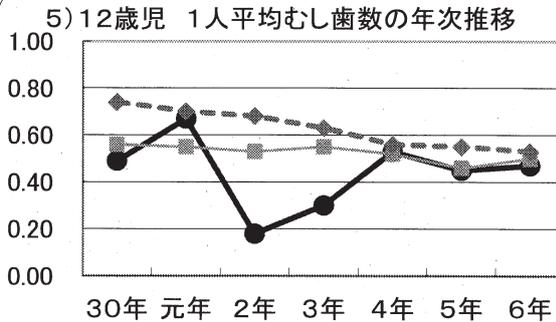
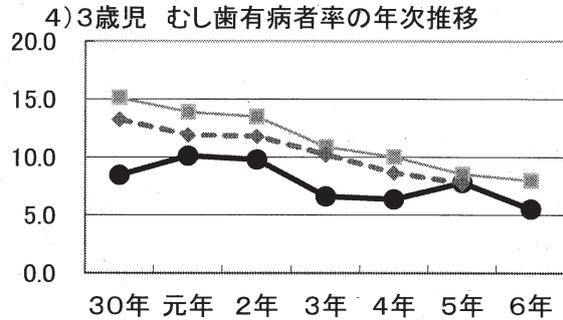
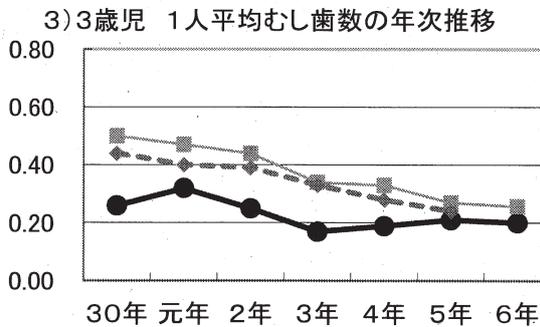
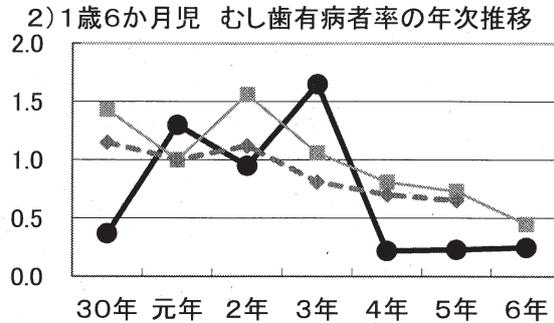
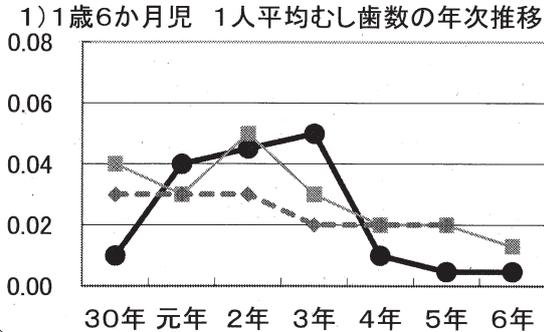
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
長岡京市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,910

向日市

市町村
 京都府
 全国

人口 55,828 人

歯科診療所数 26 か所
 医療従事歯科医師数 37 人



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物

保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
						歯周組織 口腔乾燥	嚥下機能

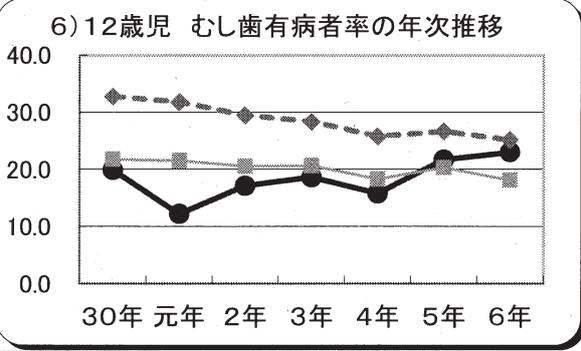
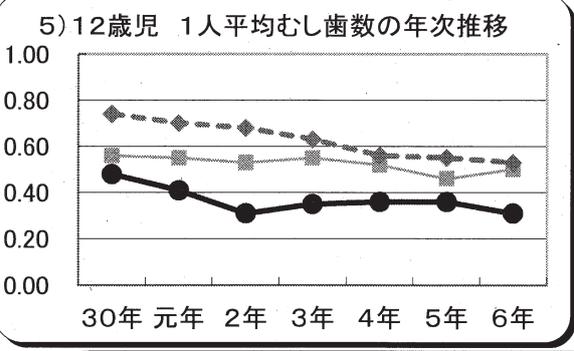
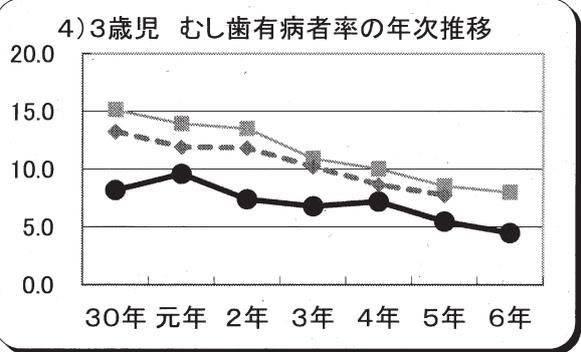
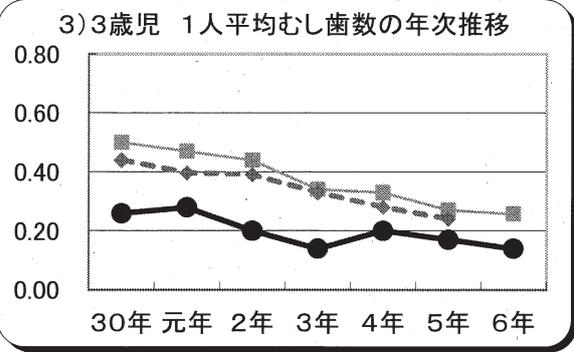
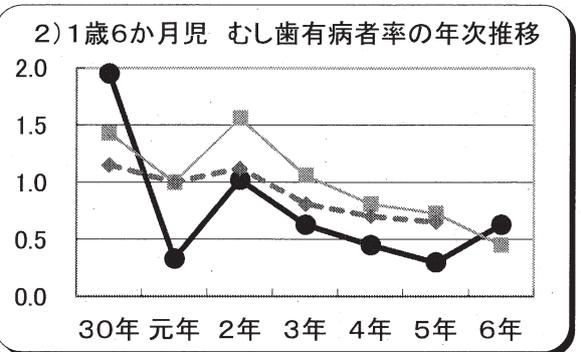
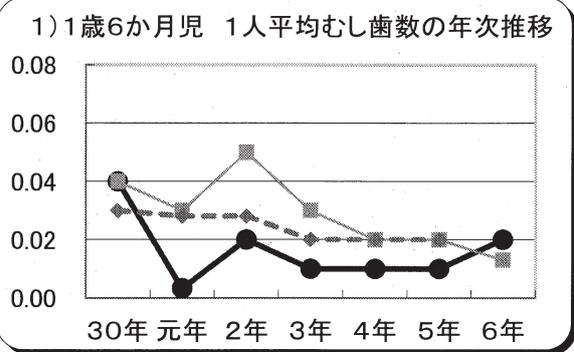
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
	個				歯の健康 教室		ウェルカム babyクラス

長岡京市

市町村
 京都府
 全国

人口 **81,856人**

 歯科診療所数 **40 箇所**
 医療従事歯科医師数 **53 人**



歯科保健事業実施状況

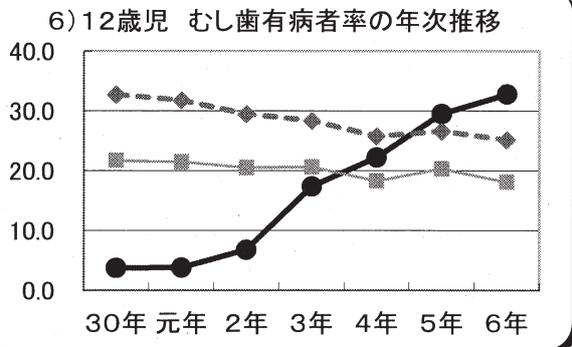
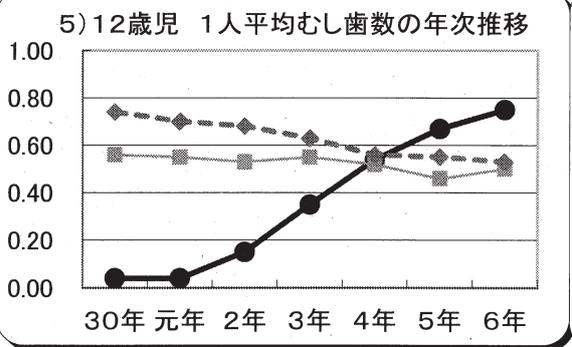
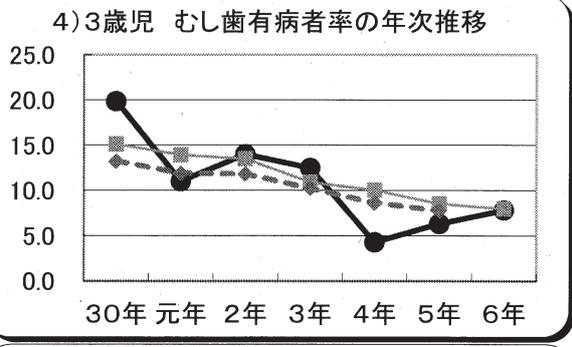
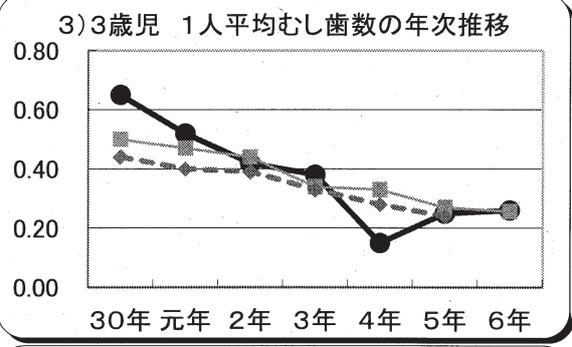
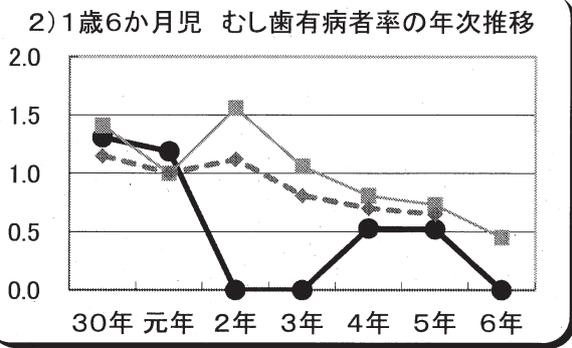
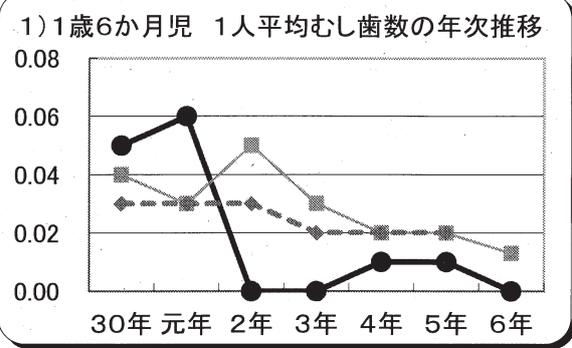
妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
	個						
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
			10校			歯周組織 口腔乾燥	嚥下機能
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健康増以外	指導	口腔状態	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
	個				・1歳3か月 歯の教室 ・フレイル予 防教室		・hello ba by教室

大山崎町

● 市町村 ■ 京都府 ◆ 全国

人口 16,262 人

歯科診療所数 3 か所
医療従事歯科医師数 5 人



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
			個				
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
					個	菌周組織 口腔乾燥	嚥下機能
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
				健康週間 マタニティ 教室	健康教室	歯のひろば	高齢者の保健 事業と介護予 防の一体的実 施

山城北保健所管内

1歳6か月児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宇治市	0.04	0.03	0.07	0.05	0.04	0.09	0.03	0.02	0.03	0.01
城陽市	0.03	0.04	0.03	0.01	0.00	0.07	0.04	0.03	0.03	0.00
久御山町	0.10	0.07	0.03	0.15	0.02	0.10	0.10	0.05	0.08	0.12
八幡市	0.03	0.02	0.06	0.08	0.02	0.13	0.08	0.09	0.02	0.06
京田辺市	0.02	0.03	0.01	0.04	0.02	0.03	0.02	0.01	0.03	0.01
井手町	0.09	0.19	0.00	0.00	0.00	0.00	0.05	0.00	0.11	0.00
宇治田原町	0.08	0.00	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

1歳6か月児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宇治市	1.4	1.7	2.3	1.5	1.9	2.7	0.9	1.4	0.9	0.3
城陽市	1.4	1.9	1.3	0.6	0.2	2.4	1.8	1.1	0.9	0.0
久御山町	3.7	2.5	0.8	5.9	1.2	2.8	2.4	1.2	2.7	4.4
八幡市	1.2	0.6	1.7	2.9	1.2	3.6	1.8	2.4	0.9	1.8
京田辺市	0.9	1.2	0.7	1.3	0.9	1.2	0.9	0.4	0.8	0.4
井手町	2.3	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	2.9	0.0
宇治田原町	3.3	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

3歳児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宇治市	0.67	0.53	0.51	0.56	0.55	0.56	0.29	0.30	0.23	0.19
城陽市	0.77	0.76	0.57	0.54	0.48	0.34	0.34	0.33	0.31	0.25
久御山町	0.82	0.65	0.47	0.89	0.89	0.65	0.53	0.85	0.39	0.17
八幡市	0.58	0.75	0.75	0.56	0.61	0.58	0.56	0.52	0.45	0.34
京田辺市	0.54	0.29	0.37	0.29	0.34	0.39	0.25	0.22	0.18	0.15
井手町	0.29	0.64	0.43	0.53	0.33	0.60	1.57	0.18	0.44	0.29
宇治田原町	0.47	0.41	0.33	0.47	1.26	0.32	0.29	0.13	0.21	0.14

3歳児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宇治市	21.0	16.3	16.7	16.1	14.6	16.8	10.3	10.2	8.1	6.4
城陽市	24.0	19.7	15.1	16.0	13.9	11.3	11.3	9.6	9.7	9.4
久御山町	26.8	24.6	20.4	26.2	26.3	20.2	16.1	17.7	10.1	9.2
八幡市	17.9	22.5	23.5	18.5	19.4	18.0	16.6	11.7	13.0	12.3
京田辺市	18.2	9.6	11.0	9.1	10.0	12.8	8.2	6.8	7.3	6.5
井手町	11.9	10.6	10.0	15.6	16.7	16.3	23.3	7.9	11.1	7.3
宇治田原町	18.8	21.9	17.5	23.3	26.4	13.6	10.7	5.7	8.5	9.8

12歳児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宇治市	0.96	1.03	0.84	0.79	0.73	0.82	0.90	0.68	0.66	0.69
城陽市	0.70	0.54	0.48	0.54	0.50	0.42	0.39	0.33	0.35	0.35
久御山町	1.23	1.41	0.87	0.82	0.82	0.99	0.90	0.57	0.88	0.51
八幡市	1.01	1.20	1.05	0.93	0.56	0.59	0.72	0.84	0.57	0.68
京田辺市	0.44	0.49	0.47	0.37	0.48	0.45	0.55	0.56	0.37	0.54
井手町	0.41	0.31	0.79	0.25	0.40	0.10	0.72	0.36	0.45	0.37
宇治田原町	1.15	0.87	1.07	1.87	1.12	1.08	0.81	0.77	0.96	0.90

12歳児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宇治市	15.9	17.3	15.7	15.6	14.0	12.1	17.1	13.6	14.7	13.8
城陽市	34.1	25.0	25.7	22.2	24.3	21.3	27.3	23.7	21.7	15.9
久御山町	45.3	53.3	43.1	44.4	34.7	46.5	43.5	9.8	45.1	31.8
八幡市	48.4	33.3	34.1	37.5	25.9	26.8	30.5	28.5	26.3	19.9
京田辺市	26.3	26.8	27.6	15.7	25.0	25.2	32.0	25.0	25.3	14.7
井手町	22.2	21.8	31.0	15.9	40.4	6.3	20.5	20.5	14.3	13.2
宇治田原町	41.6	35.3	41.1	32.1	52.7	36.9	53.2	30.1	41.4	42.5

フッ化物塗布実施状況(人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
久御山町	194	199	198	208	179	—	—	—	—	—
八幡市	—	—	—	—	—	—	—	—	8	12
井手町	45	29	27	27	36	—	—	31	30	26
宇治田原町	65	50	48	47	52	—	46	41	44	52

フッ化物洗口実施状況(人)

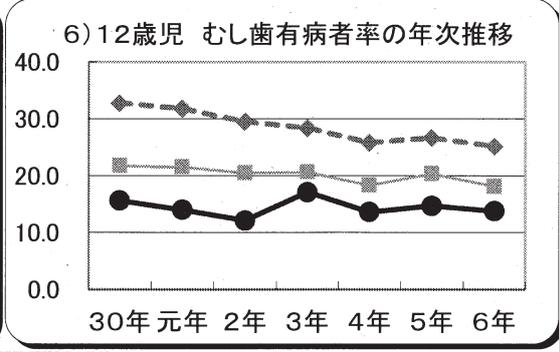
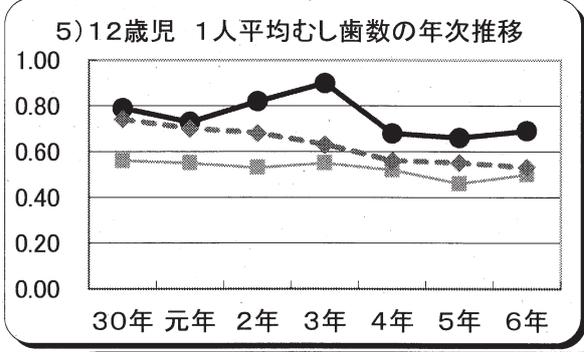
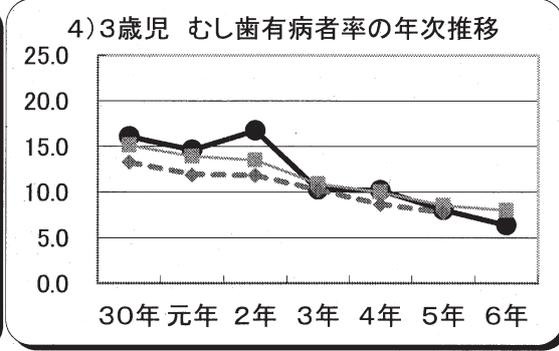
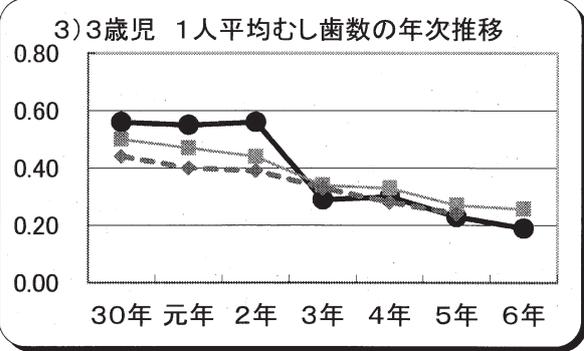
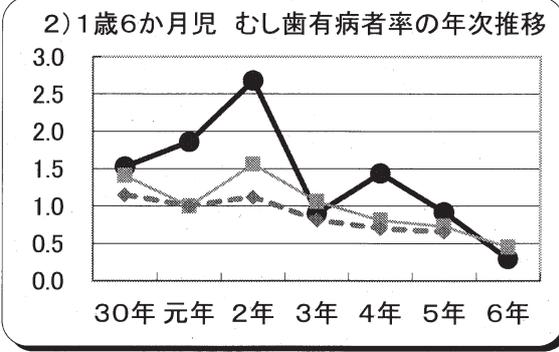
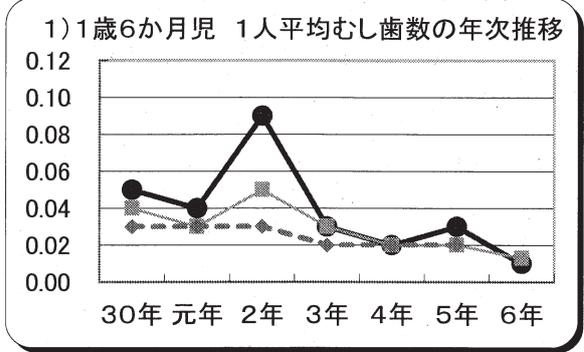
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宇治市	9,342	9,321	9,107	8,962	8,606	5,182	3,507	2,943	3,417	6,142
城陽市	3,726	3,716	3,704	3,617	3,578	—	—	—	2,952	3,024
久御山町	838	827	814	807	745	676	651	635	588	523
八幡市	3,110	3,033	3,008	3,037	2,909	—	—	—	2,312	2,047

宇治市

● 市町村 ■ 京都府 ◆ 全国

人口 174,287人

歯科診療所数 78 箇所
医療従事歯科医師数 119 人



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
	個				相		
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
			19校			咬合状態	
					個	口腔乾燥	嚥下機能
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
	個				歯の教室		うーちゃフェスタ

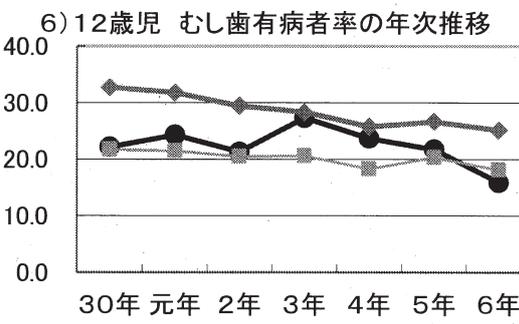
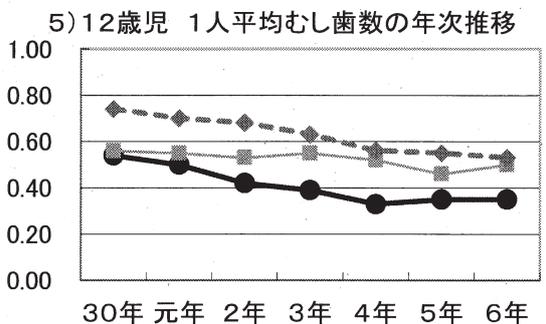
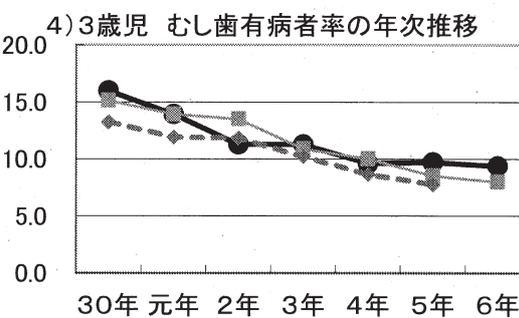
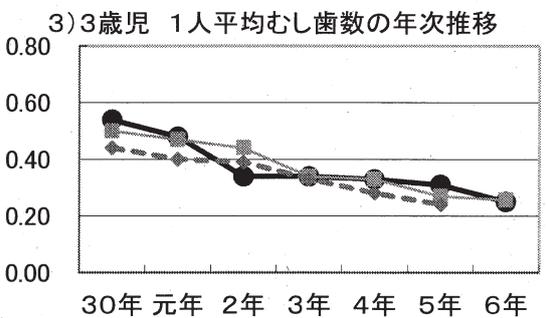
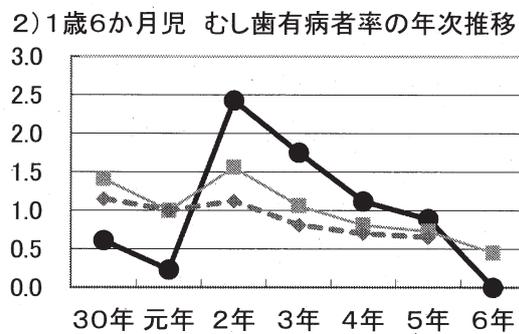
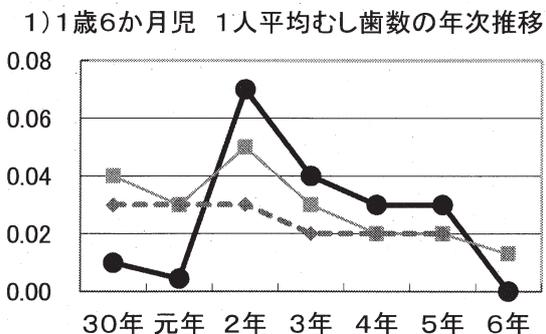
山城北

城陽市

● 市町村 ■ 京都府 ◆ 全国

人口 72,218 人

歯科診療所数 27 か所
医療従事歯科医師数 37 人



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
	個		両				

保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
			10校		 個	歯周組織 咬合状態 口腔乾燥	咀嚼機能 舌機能 嚥下機能

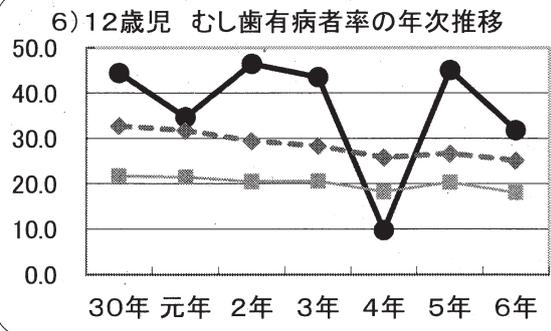
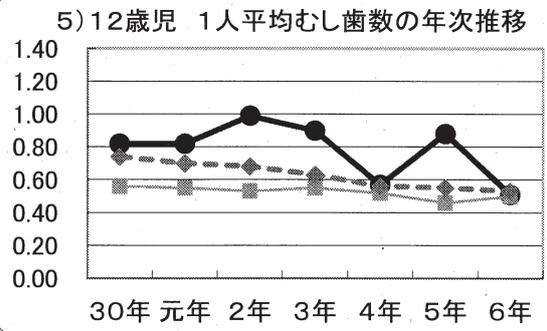
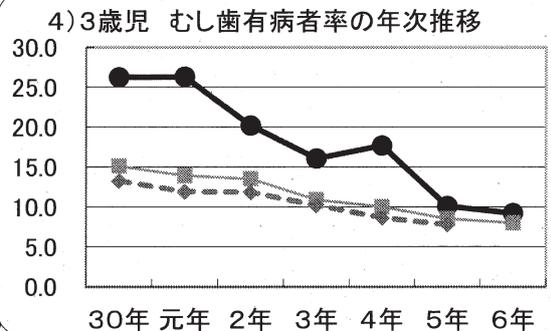
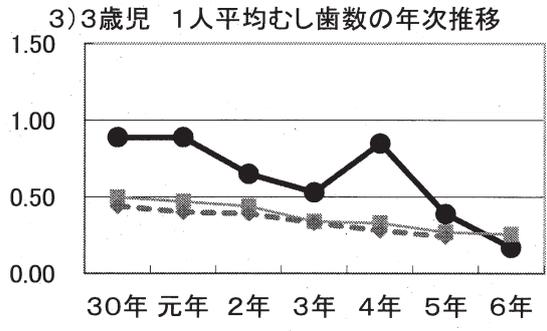
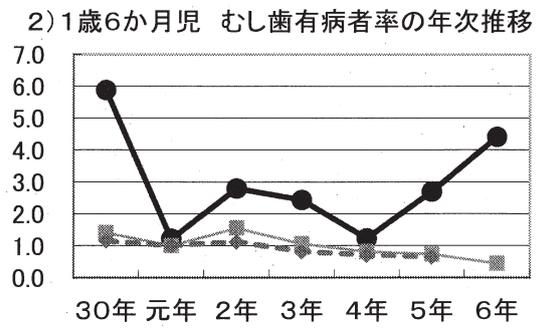
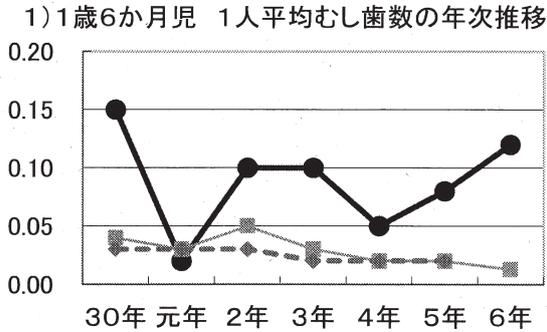
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
 個							

久御山町

● 市町村 ■ 京都府 ◆ 全国

人口 14,678 人

歯科診療所数 6 か所
医療従事歯科医師数 11 人



歯科保健事業実施状況

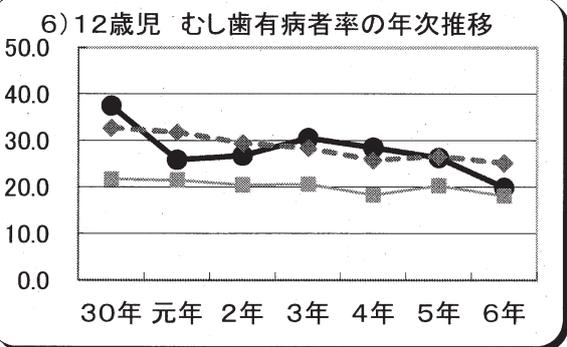
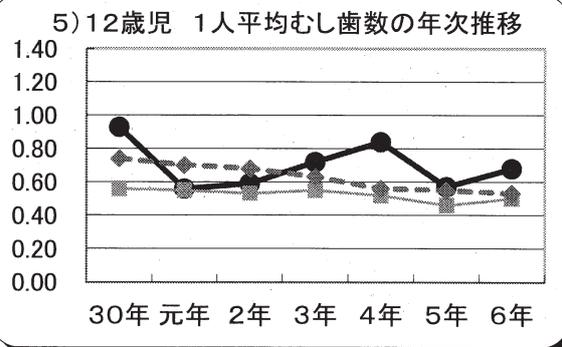
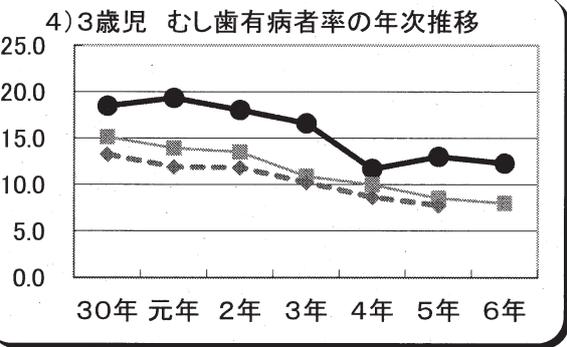
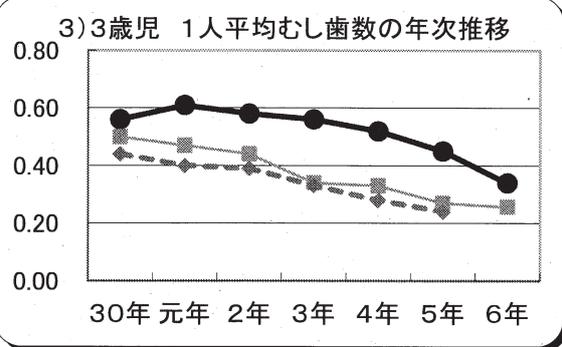
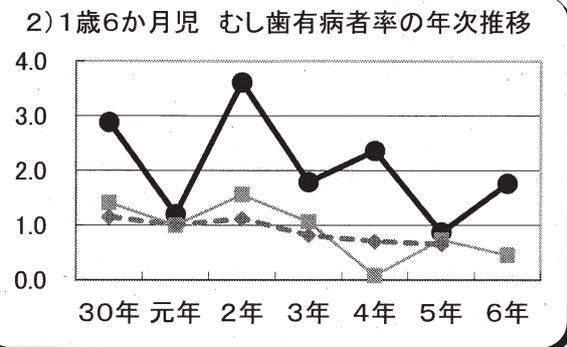
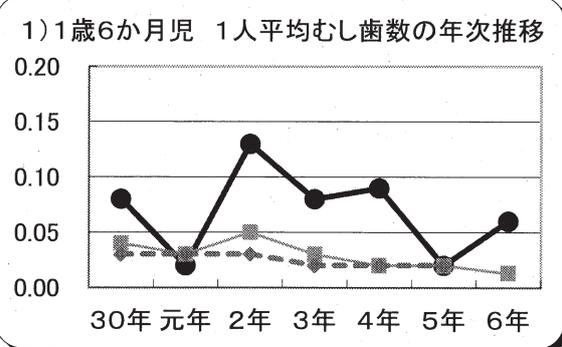
妊産婦		乳児		1,6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
							
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
					 個	咬合状態	嚥下機能
						3校	
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
 個							高齢者の健康事業と介護予防の一体的実施事業

八幡市

市町村
 京都府
 全国

人口 **68,753 人**

歯科診療所数 **26 箇所**
 医療従事歯科医師数 **49 人**



歯科保健事業実施状況

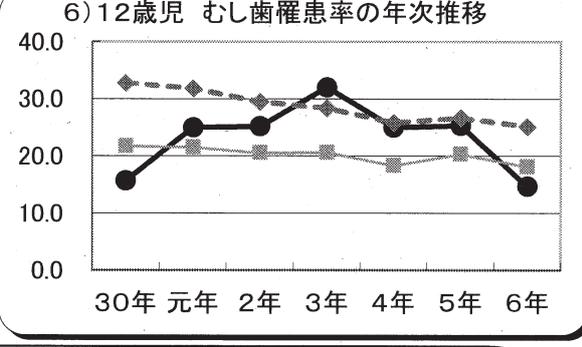
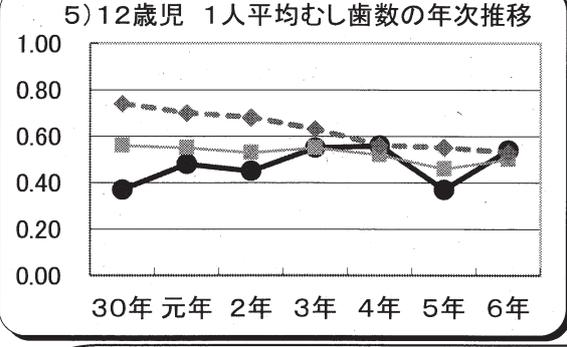
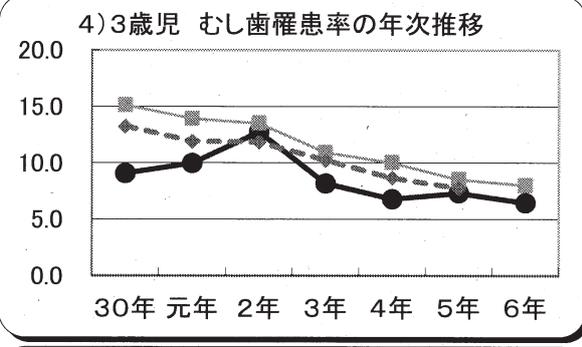
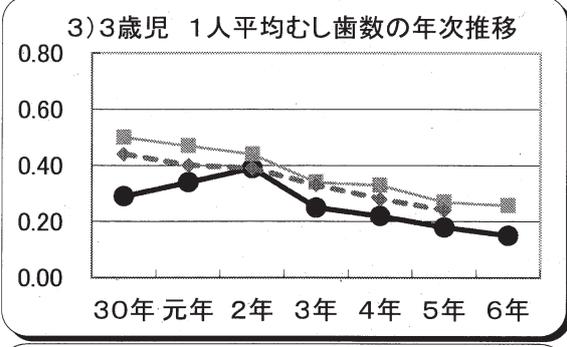
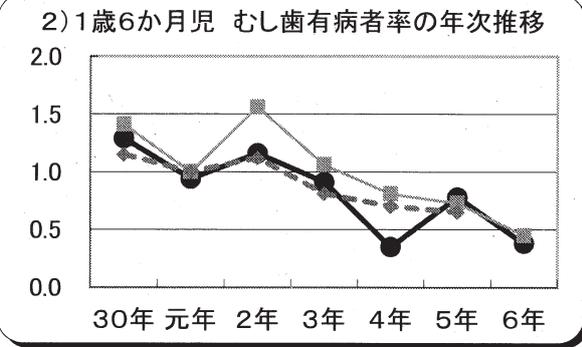
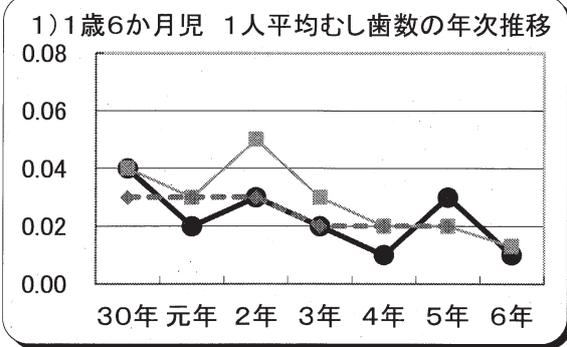
妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
	個	相	個				
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
			8校		個	歯周組織 咬合状態 口腔乾燥	咀嚼機能 舌機能 嚥下機能
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
個							

京田辺市

市町村
 京都府
 全国

人口 75,235 人

歯科診療所数 34 か所
 医療従事歯科医師数 47 人



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
	個	相	個				
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
					 個	咬合状態 口腔乾燥	咀嚼機能 舌機能 嚥下機能
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
 個					歯周病予防教室		

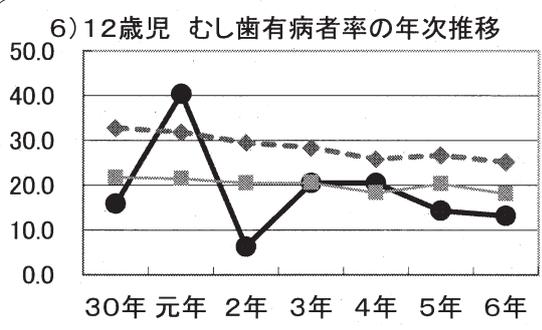
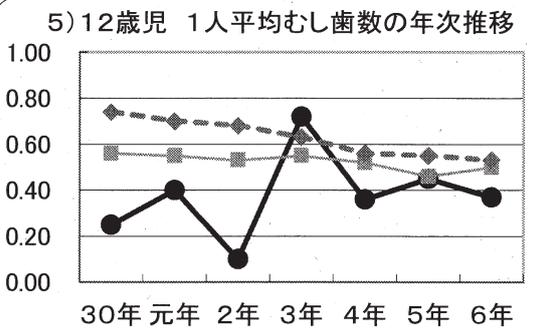
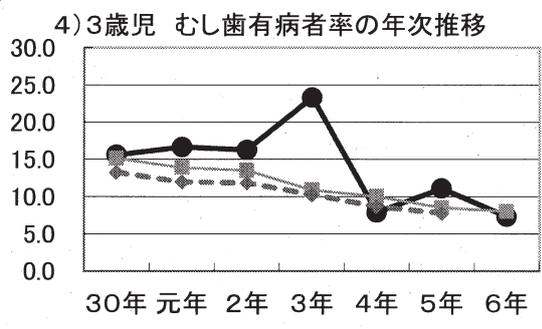
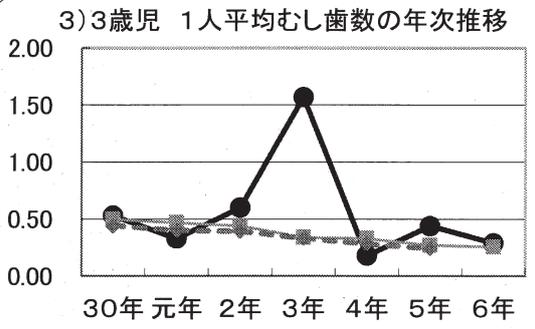
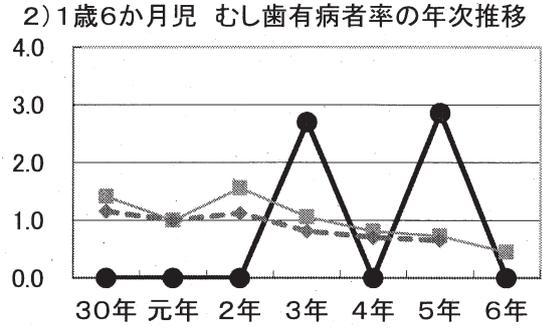
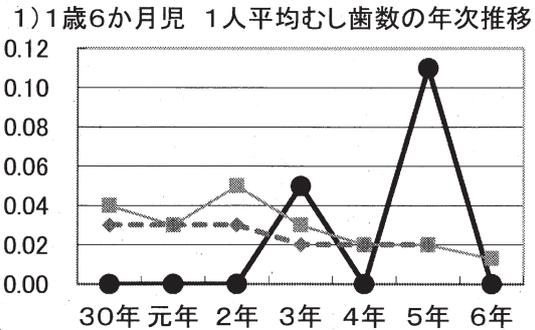
山城北

井手町

市町村
 京都府
 全国

人口 7,082 人

歯科診療所数 1 か所
 医療従事歯科医師数 1 人



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
	個		個				

保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能

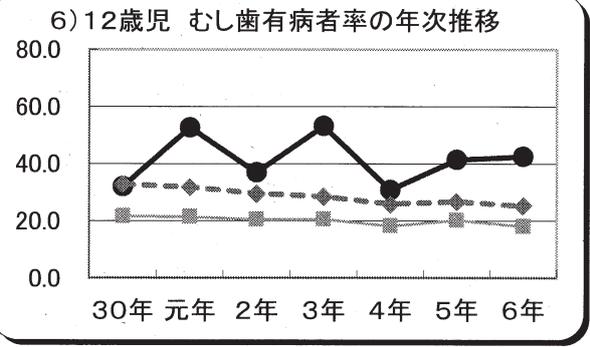
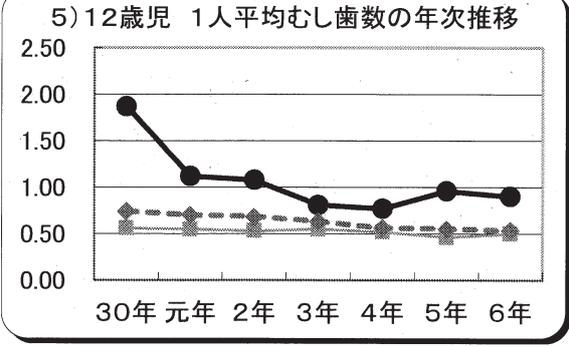
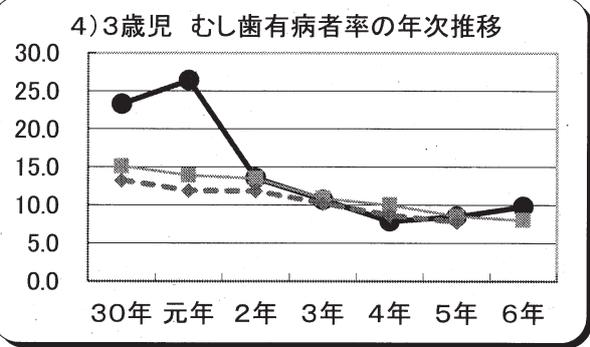
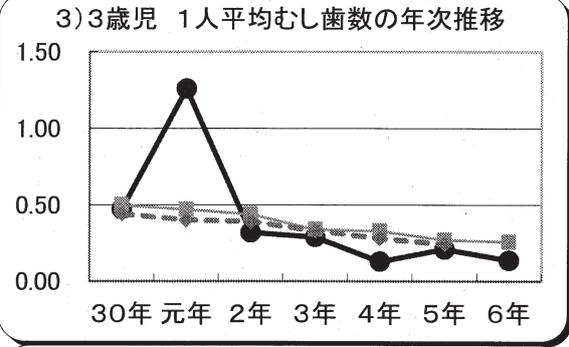
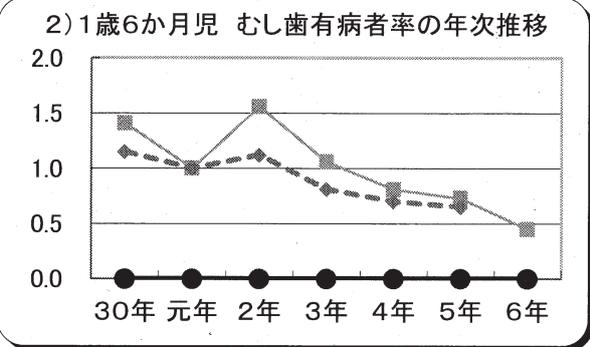
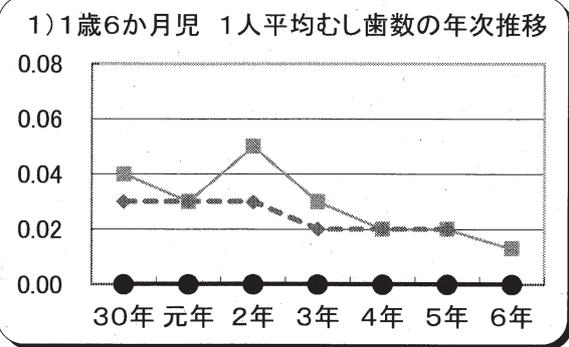
成人歯科保健		後期高齢		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
							歯みがき巡回指導

宇治田原町

● 市町村 ○ 京都府 ◇ 全国

人口 **8,436 人**

歯科診療所数 **3 箇所**
医療従事歯科医師数 **4 人**



歯科保健事業実施状況							
妊産婦		乳児		1,6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
		相	個			塗	
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
					高齢者の介護 予防と保健事 業の一体的な 実施事業		・元気アップ 教室 ・うじたわら健 活フェスタ

山城北

山城南保健所管内

1歳6か月児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
木津川市	0.03	0.05	0.05	0.05	0.05	0.08	0.03	0.02	0.01	0.03
笠置町	0.00	0.00	—	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
和束町	0.27	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
精華町	0.04	0.01	0.01	0.00	0.02	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
南山城村	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.14	0.00	0.00	1.00	0.00

1歳6か月児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
木津川市	1.6	1.8	1.6	1.7	1.7	2.4	1.5	0.6	0.5	1.2
笠置町	0.0	0.0	—	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
和束町	6.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
精華町	1.0	0.7	0.7	0.0	0.8	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0
南山城村	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	25.0	0.0

3歳児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
木津川市	0.61	0.51	0.45	0.46	0.52	0.51	0.33	0.34	0.34	0.36
笠置町	0.75	0.40	0.50	0.00	0.00	0.00	6.00	0.50	2.00	0.00
和束町	1.00	1.35	1.21	0.11	0.27	1.18	0.67	0.42	0.67	0.86
精華町	0.36	0.55	0.67	0.40	0.23	0.31	0.44	0.16	0.12	0.24
南山城村	0.00	0.19	0.67	0.86	0.21	0.00	0.13	0.00	0.86	0.50

3歳児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
木津川市	17.9	15.8	15.9	16.6	14.9	15.1	11.9	13.1	8.0	9.8
笠置町	25.0	20.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	33.3	0.0
和束町	22.2	23.5	42.9	5.3	18.2	36.4	16.7	5.3	33.3	14.3
精華町	19.3	19.4	20.3	18.0	16.2	8.8	14.1	5.8	5.5	7.2
南山城村	0.0	12.5	33.3	28.6	14.3	0.0	12.5	0.0	14.3	12.5

12歳児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
木津川市	0.61	0.65	0.65	0.59	0.47	0.60	0.22	0.15	0.40	0.36
笠置町	1.25	0.75	0.00	0.67	3.25	1.00	0.50	3.50	3.50	0.00
和束町	0.70	0.92	1.83	1.83	1.08	0.61	0.42	0.38	1.12	0.22
精華町	0.85	0.54	0.51	0.39	0.65	0.38	0.43	0.52	0.54	0.39
南山城村	0.80	1.40	0.45	1.57	0.57	2.19	0.60	0.88	1.80	0.75

12歳児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
木津川市	26.9	26.2	23.1	23.1	24.9	28.6	9.7	8.4	12.7	6.6
笠置町	75.0	25.0	0.0	33.3	75.0	100.0	25.0	50.0	100.0	0.0
和束町	33.3	48.0	66.7	66.7	40.0	27.8	41.7	26.9	17.6	17.4
精華町	15.6	8.0	9.7	7.0	29.5	23.7	29.6	21.7	16.0	24.2
南山城村	30.0	80.0	30.0	71.4	35.7	50.0	30.0	50.0	50.0	41.7

フッ化物塗布実施状況(人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
笠置町	—	—	55	5	5	5	4	5	1	3
和束町	42	35	37	38	30	—	7	46	19	16
精華町	301	276	277	263	235	—	210	242	208	180
南山城村	—	—	—	—	—	—	7	8	10	4

フッ化物洗口実施状況(人)

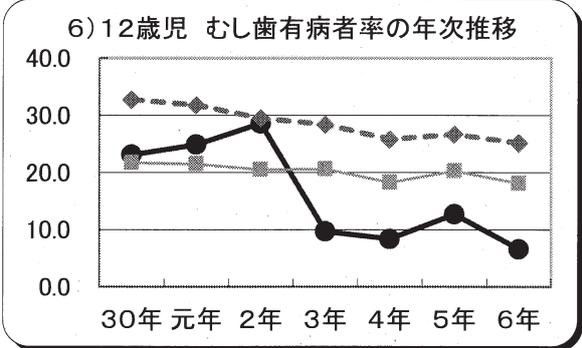
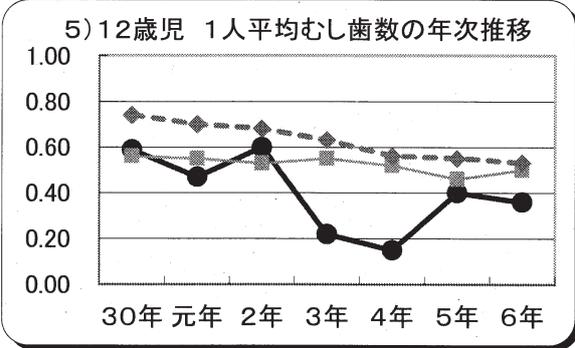
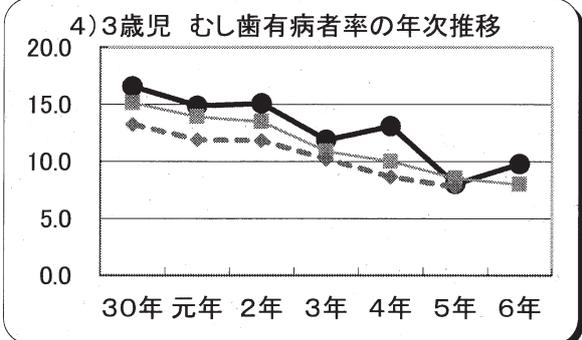
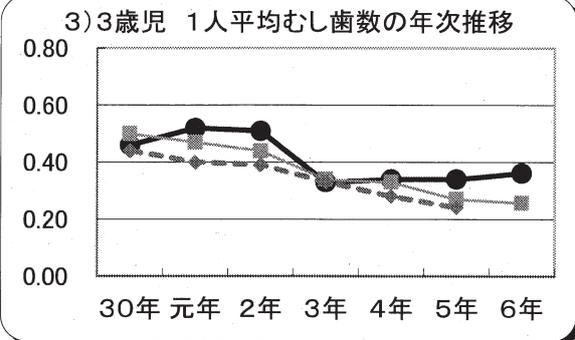
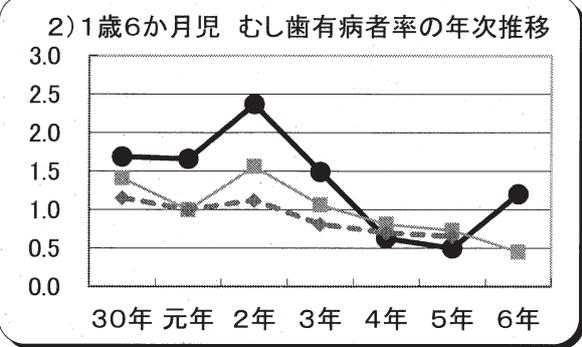
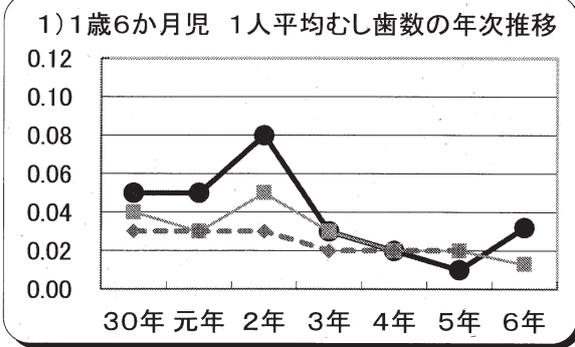
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
笠置町	—	—	—	8	5	4	6	7	4	5
和束町	47	45	45	37	30	33	32	29	27	32
南山城村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	47

木津川市

● 市町村 ■ 京都府 ◆ 全国

人口 78,548 人

歯科診療所数 29 箇所
医療従事歯科医師数 43 人



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
	集						
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
					個	歯周組織	咀嚼機能
						咬合状態	舌機能
						口腔乾燥	嚥下機能
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
	個						地域住民に対する介護予防普及啓発事業

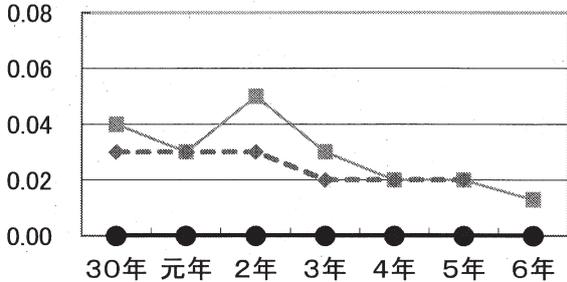
笠置町

●—市町村 ■—京都府 ◇—全国

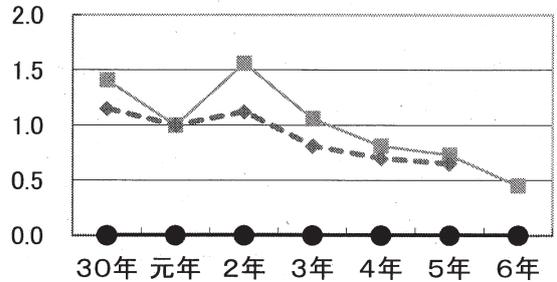
人口 **963 人**

歯科診療所数 **1 か所**
医療従事歯科医師数 **1 人**

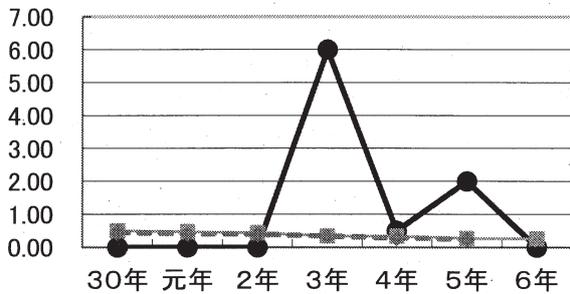
1) 1歳6か月児 1人平均むし歯数の年次推移



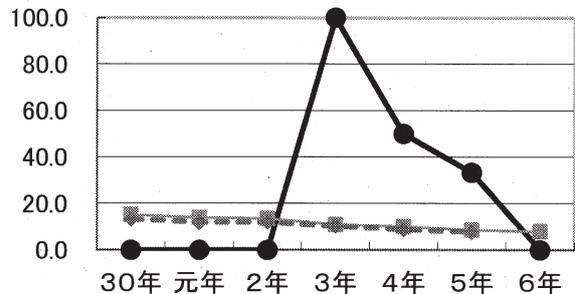
2) 1歳6か月児 むし歯有病者率の年次推移



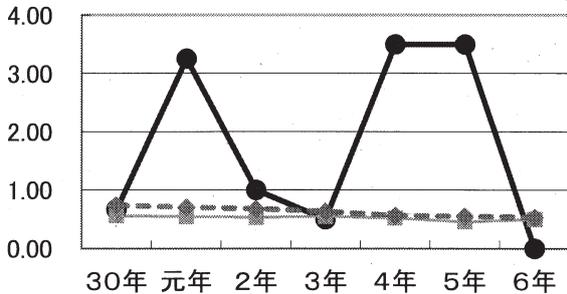
3) 3歳児 1人平均むし歯数の年次推移



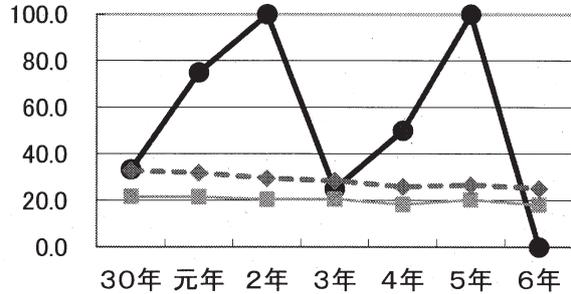
4) 3歳児 むし歯有病者率の年次推移



5) 12歳児 1人平均むし歯数の年次推移



6) 12歳児 むし歯有病者率の年次推移



歯科保健事業実施状況

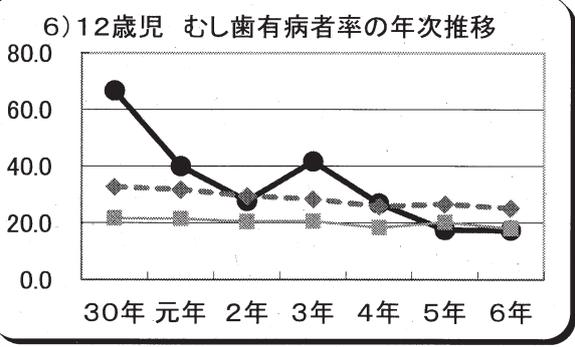
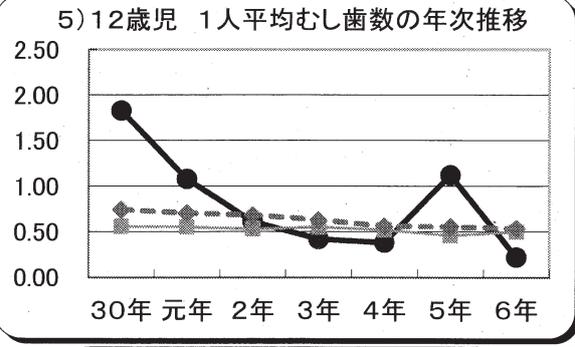
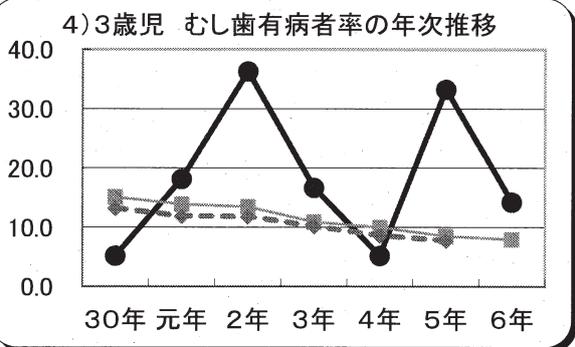
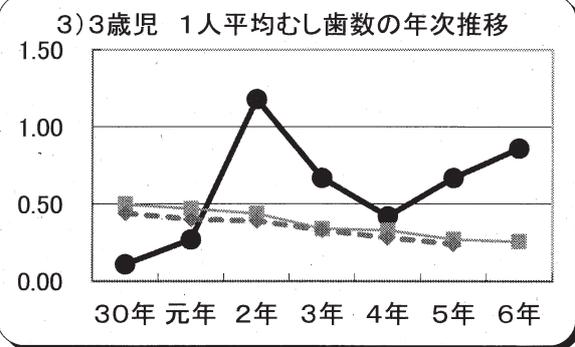
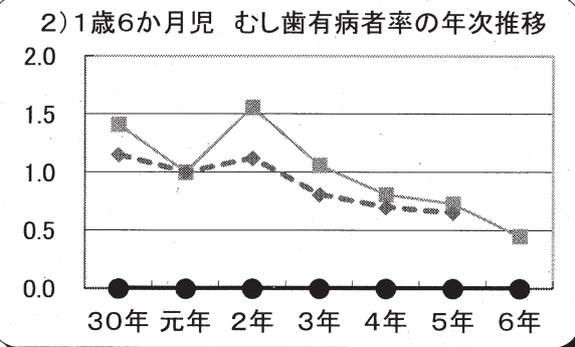
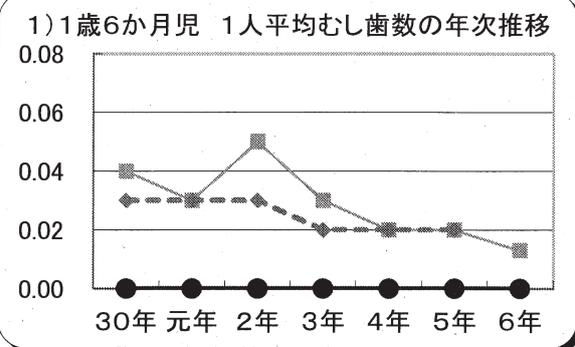
妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
						<input type="checkbox"/> 塗	<input type="checkbox"/> 塗
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
<input type="checkbox"/> 洗(1)							
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
							

和束町

● 市町村 ■ 京都府 ◆ 全国

人口 3,102 人

歯科診療所数 1 箇所
医療従事歯科医師数 1 人



歯科保健事業実施状況

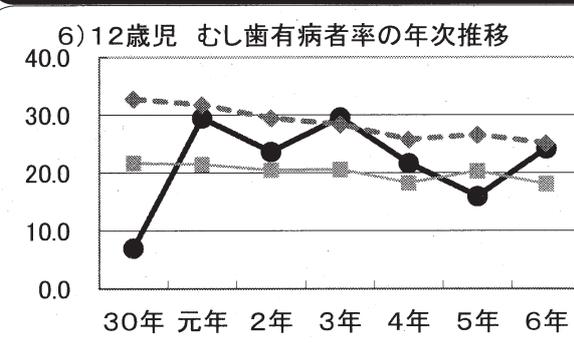
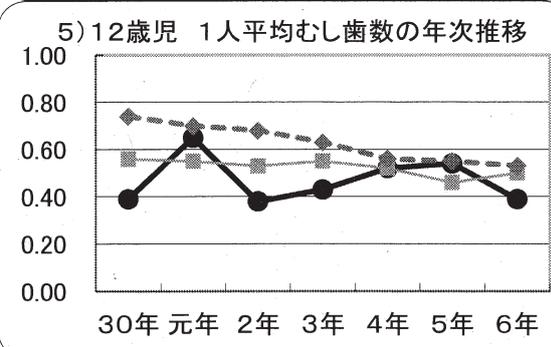
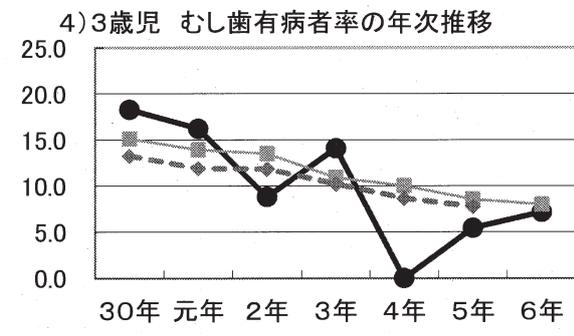
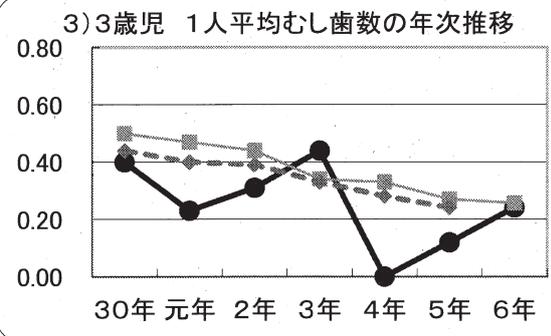
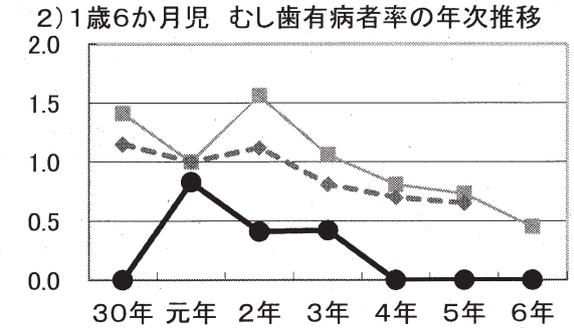
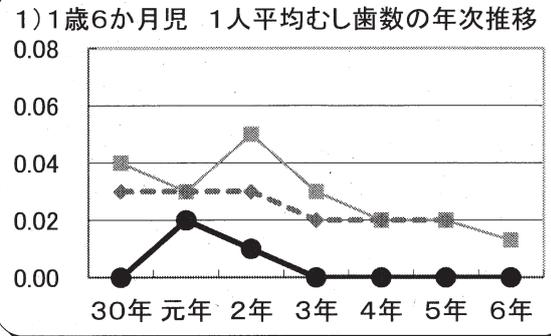
妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
						塗	塗
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
洗(1)							
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
							

精華町

市町村
 京都府
 全国

人口 35,307人

歯科診療所数 19 か所
 医療従事歯科医師数 23 人



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
			個			塗	
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
					個	咬合状態 口腔乾燥	咀嚼機能 舌機能 嚥下機能
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
個					・歯っぴー講座 ・歯科健康講演会		特定健診結果相談会 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

山城南

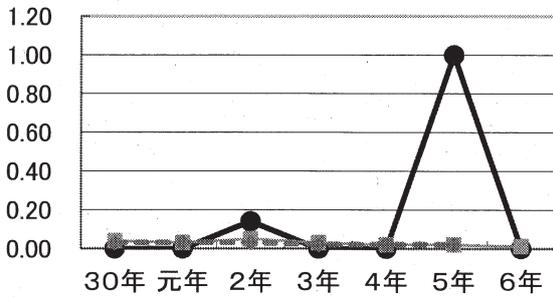
南山城村

● 市町村 ■ 京都府 ◆ 全国

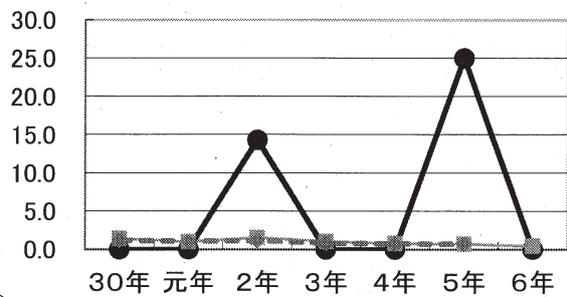
人口 2,180 人

歯科診療所数 1 か所
医療従事歯科医師数 1 人

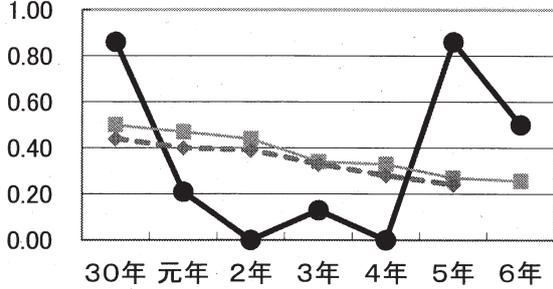
1) 1歳6か月児 1人平均むし歯数の年次推移



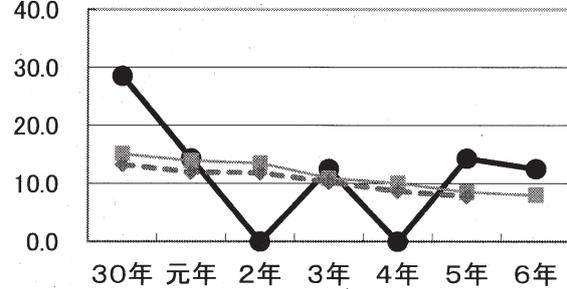
2) 1歳6か月児 むし歯有病者率の年次推移



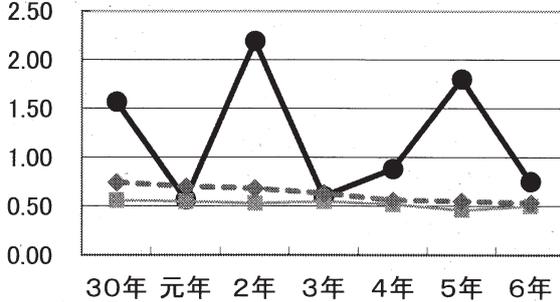
3) 3歳児 1人平均むし歯数の年次推移



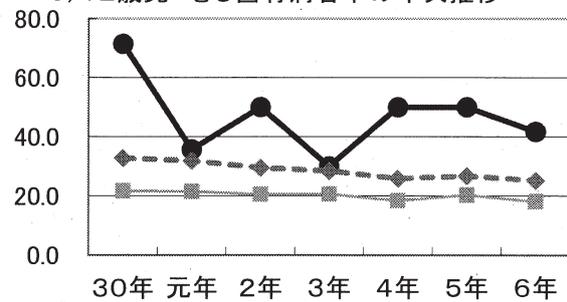
4) 3歳児 むし歯有病者率の年次推移



5) 12歳児 1人平均むし歯数の年次推移



6) 12歳児 むし歯有病者率の年次推移



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
				塗			塗
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
			1校				
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
							

南丹保健所管内

1歳6か月児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
亀岡市	0.06	0.07	0.03	0.03	0.01	0.02	0.03	0.02	0.02	0.01
南丹市	0.08	0.08	0.08	0.02	0.00	0.04	0.02	0.02	0.03	0.03
京丹波町	0.00	0.10	0.11	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

1歳6か月児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
亀岡市	2.3	2.5	1.5	1.5	0.4	1.0	1.2	1.0	1.0	0.6
南丹市	2.8	2.5	3.2	1.0	0.0	1.6	1.3	0.6	0.7	0.7
京丹波町	0.0	5.2	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

3歳児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
亀岡市	0.99	0.82	0.76	0.75	0.52	0.83	0.39	0.54	0.46	0.50
南丹市	0.95	0.73	0.82	0.80	0.67	0.64	0.30	0.57	0.28	0.32
京丹波町	0.51	0.87	0.25	0.69	0.43	0.49	0.33	0.49	0.18	0.16

3歳児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
亀岡市	26.6	21.7	20.9	20.6	14.9	18.8	10.6	14.3	13.8	13.8
南丹市	24.6	22.1	23.3	22.3	21.5	17.6	11.2	14.4	8.2	9.8
京丹波町	22.5	25.6	9.8	24.6	12.5	14.1	13.8	9.8	8.9	8.0

南
丹

12歳児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
亀岡市	0.49	0.46	0.33	0.47	0.44	0.27	0.48	0.52	0.47	0.55
南丹市	0.43	0.25	0.27	0.17	0.14	0.17	0.26	0.10	0.22	0.12
京丹波町	0.14	0.34	0.25	0.30	0.36	0.34	0.35	0.49	0.81	0.85

12歳児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
亀岡市	28.7	30.3	19.3	25.4	19.4	21.1	16.8	21.3	26.5	21.4
南丹市	28.9	16.5	18.9	11.3	9.0	8.8	17.6	7.0	20.2	9.1
京丹波町	8.4	11.2	14.8	14.0	13.8	18.4	16.3	20.8	14.1	16.9

フッ化物塗布実施状況(人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
亀岡市	498	494	419	446	421	298	325	288	304	272
南丹市	197	227	178	218	176	178	172	153	139	134
京丹波町	66	59	48	65	57	46	43	33	27	30

フッ化物洗口実施状況(人)

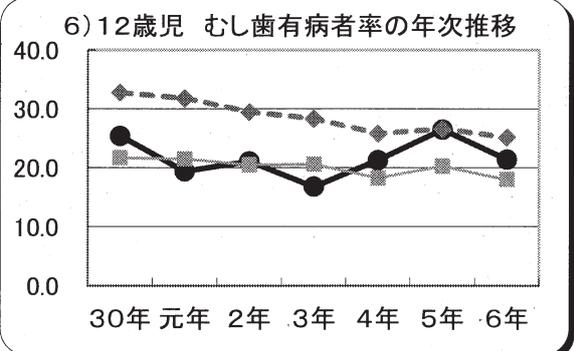
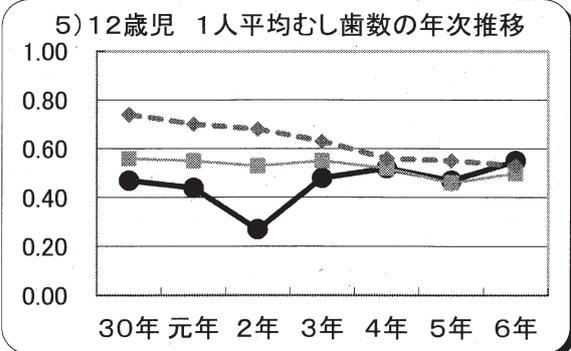
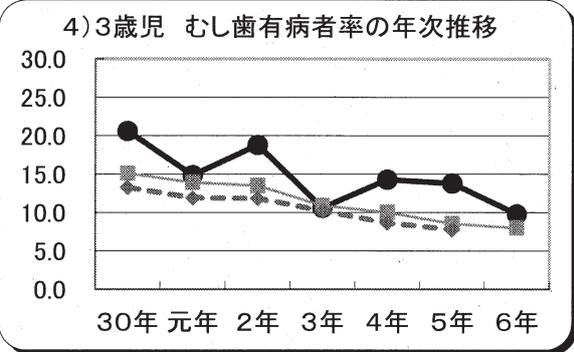
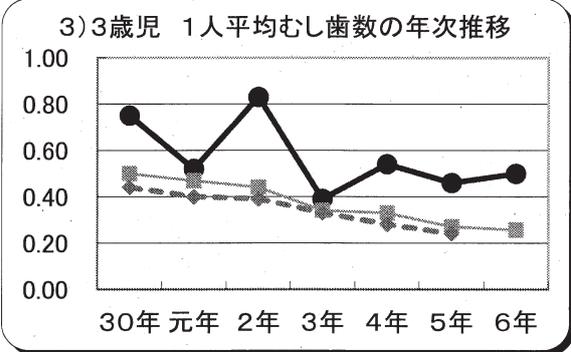
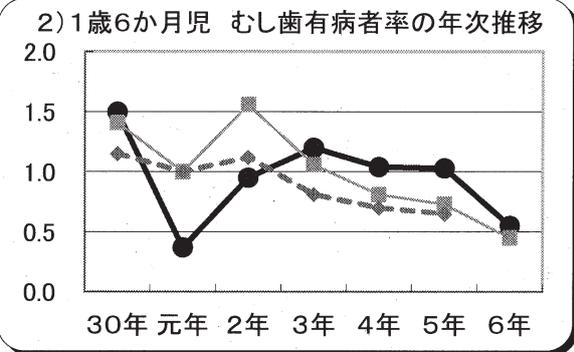
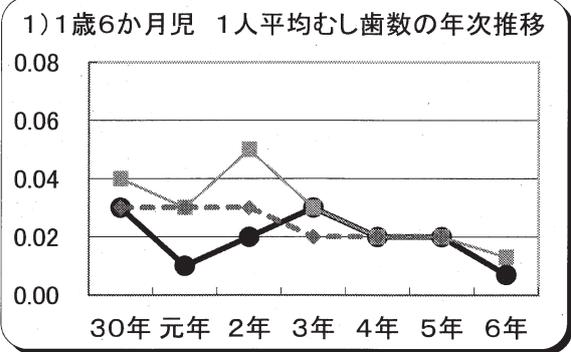
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
亀岡市	4,830	4,741	4,778	4,656	4,657	4,648	4,403	4,326	4,184	4,046
南丹市	1,663	1,659	1,668	1,671	1,667	1,602	1,584	1,573	1,506	1,456
京丹波町	609	573	553	609	570	579	562	534	511	474

亀岡市

● 市町村 ◻ 京都府 ◆ 全国

人口 **84,596 人**

歯科診療所数 **34 か所**
医療従事歯科医師数 **52 人**



歯科保健事業実施状況

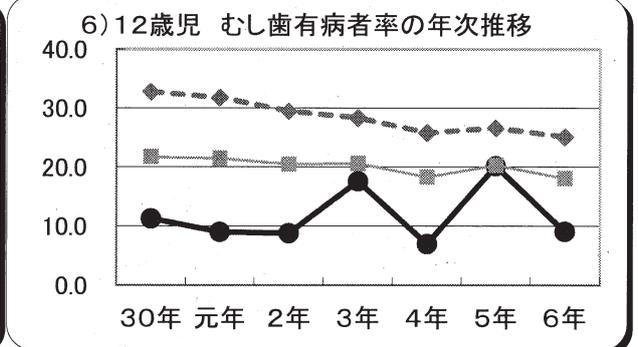
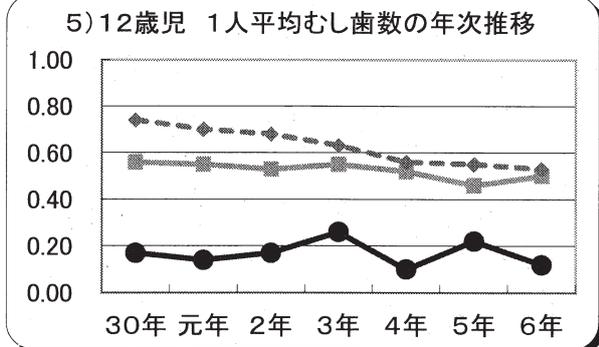
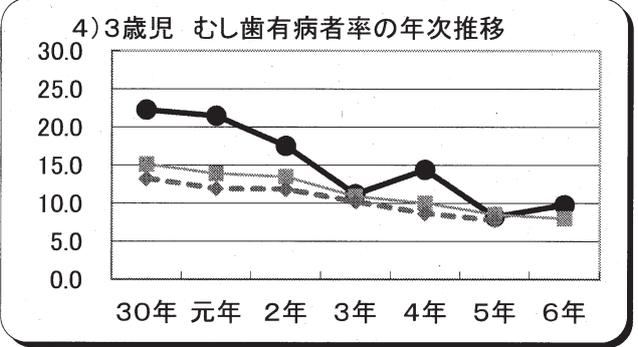
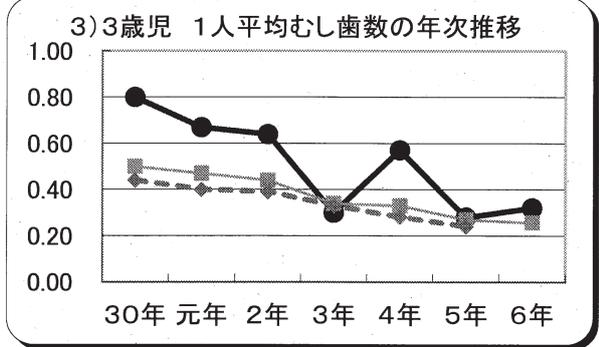
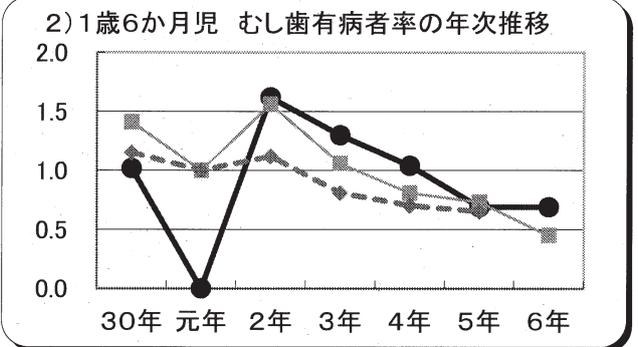
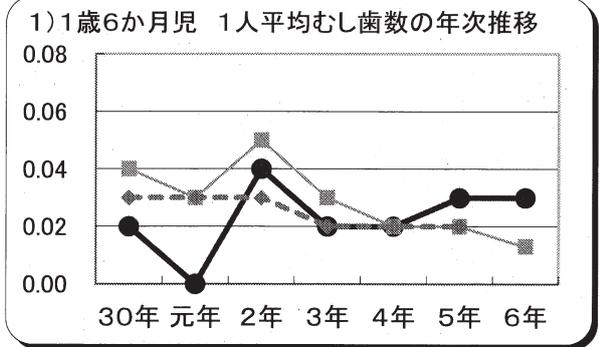
妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
	個	相	集			塗	
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
		洗(1)	16校 (義務教育学校含む)	7校		咬合状態 口腔乾燥	咀嚼機能 舌機能 嚥下機能
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
					出前健康教室		健康相談

南丹市

● 市町村 ■ 京都府 ◆ 全国

人口 30,098 人

歯科診療所数 12 箇所
医療従事歯科医師数 17 人



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
	個		個			塗	
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
洗(5)	洗(2)	洗(2)	7校	5校	個	菌周組織	嚥下機能
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
	個		個				たまびよくらぶ

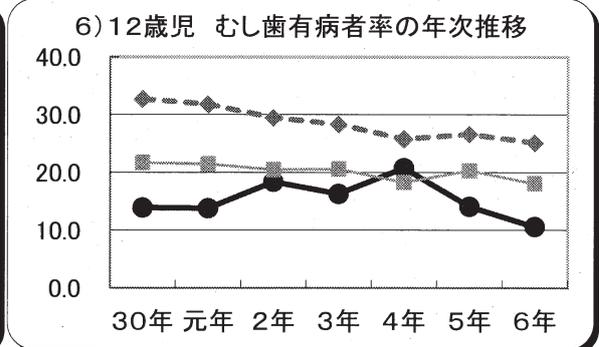
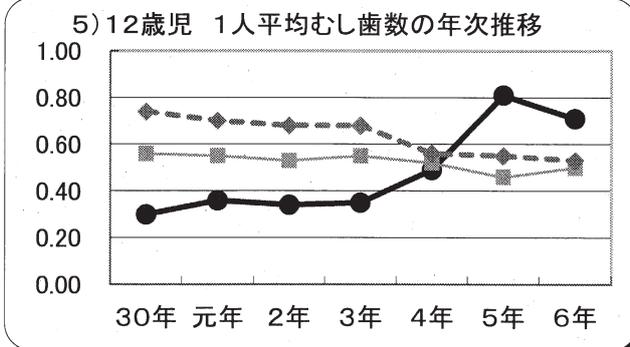
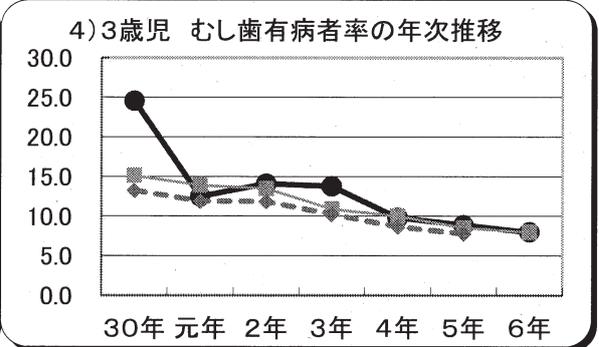
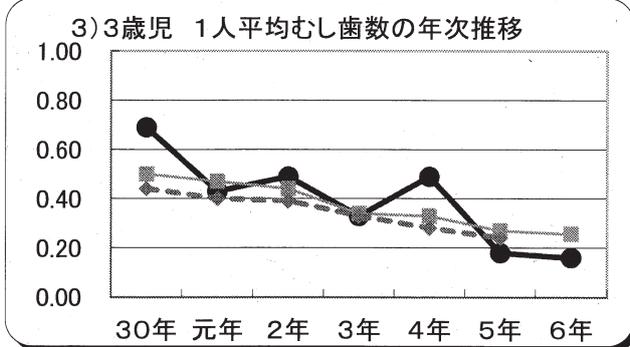
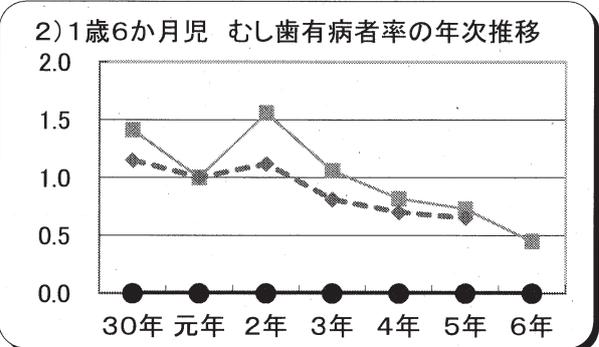
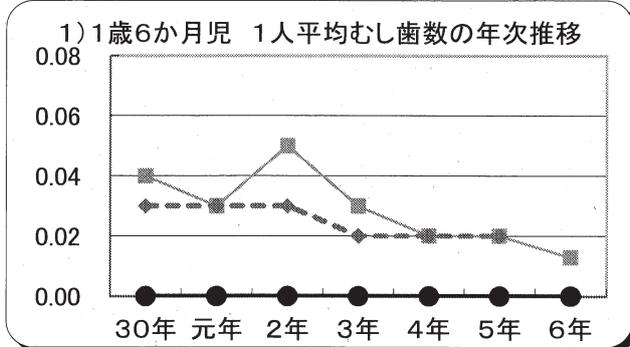
南丹

京丹波町

市町村
 京都府
 全国

人口 **11,665 人**

 歯科診療所数 **6 か所**
 医療従事歯科医師数 **8 人**



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
			個			塗	塗
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
	洗(3)		5校	3校	個	歯周組織	咀嚼機能
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
個	個						成人歯科健診受診勧奨

中丹西保健所管内

1歳6か月児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
福知山市	0.03	0.04	0.01	0.03	0.03	0.02	0.02	0.00	0.02	0.00

1歳6か月児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
福知山市	1.9	0.4	0.3	0.7	1.1	0.6	0.9	0.2	0.5	0.0

3歳児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
福知山市	0.38	0.67	0.49	0.42	0.48	0.32	0.36	0.25	0.19	0.28

3歳児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
福知山市	18.2	19.1	14.2	12.7	14.8	11.0	10.1	7.3	6.9	7.1

12歳児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
福知山市	0.69	0.35	0.32	0.34	0.16	0.27	0.16	0.14	0.19	0.25

12歳児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
福知山市	31.0	15.4	16.9	9.5	11.1	10.3	10.4	7.7	6.4	12.8

フッ化物塗布実施状況(人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
福知山市	618	585	421	630	550	563	526	515	500	484

フッ化物洗口実施状況(人)

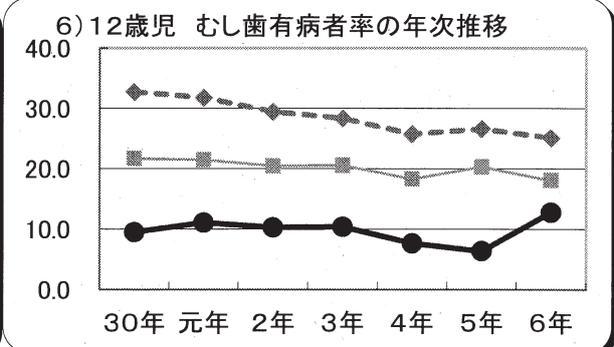
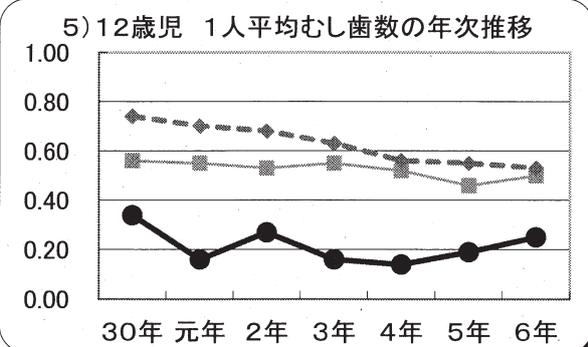
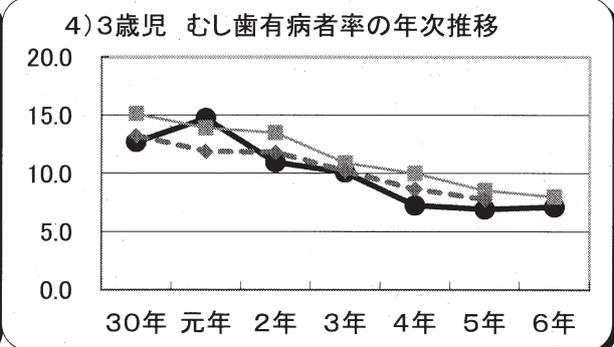
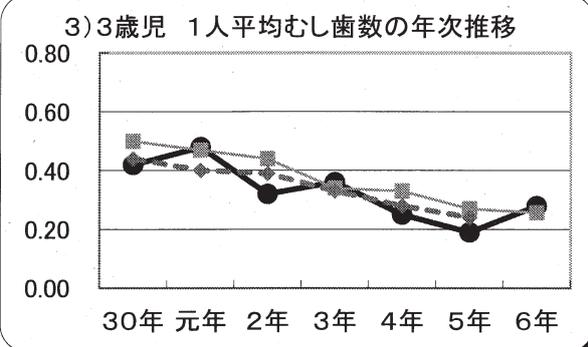
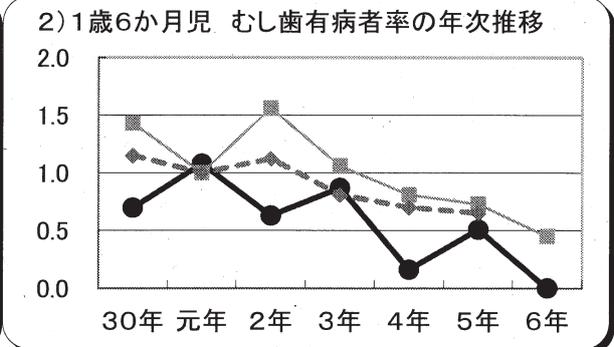
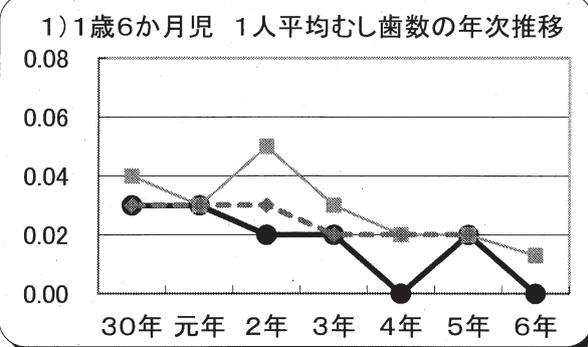
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
福知山市	4,861	4,908	4,853	4,709	4,656	4,370	4,470	4,380	4,250	4,147

福知山市

市町村
 京都府
 全国

人口 **74,749 人**

歯科診療所数 **36 箇所**
 医療従事歯科医師数 **40 人**



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
	個					塗	
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
洗(7)	洗(3)	洗(3)	14校	2校	個	口腔乾燥	舌機能 嚥下機能
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
					・歯科健康相談 ・歯科医師の健康教室		広報誌による啓発

中丹東保健所管内

1歳6か月児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
綾部市	0.00	0.05	0.04	0.06	0.02	0.03	0.02	0.04	0.01	0.00
舞鶴市	0.07	0.08	0.04	0.03	0.03	0.04	0.00	0.02	0.02	0.01

1歳6か月児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
綾部市	0.0	1.9	1.9	1.4	0.5	0.5	0.5	1.1	0.6	0.0
舞鶴市	2.0	2.5	1.5	1.4	1.1	1.5	0.4	1.0	1.1	0.2

3歳児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
綾部市	0.56	0.44	0.48	0.52	0.39	0.38	0.31	0.41	0.28	0.19
舞鶴市	0.85	0.83	0.64	0.60	0.52	0.50	0.51	0.37	0.31	0.36

3歳児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
綾部市	15.7	12.7	16.2	11.7	12.4	10.0	10.1	13.3	10.5	6.8
舞鶴市	21.7	21.5	17.6	17.6	14.1	16.3	13.0	12.3	9.3	9.9

12歳児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
綾部市	0.17	0.26	0.17	0.23	0.22	0.14	0.14	0.08	0.12	0.25
舞鶴市	0.77	0.73	0.53	0.55	0.46	0.53	0.49	0.47	0.52	0.46

12歳児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
綾部市	11.8	13.3	10.6	15.5	11.9	9.8	7.5	5.0	7.1	14.3
舞鶴市	34.6	32.2	30.4	26.0	26.0	26.6	24.0	25.6	26.0	27.8

フッ化物塗布実施状況(人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
綾部市	429	389	378	395	332	427	382	348	355	338
舞鶴市	596	620	613	494	489	395	347	319	311	344

フッ化物洗口実施状況(人)

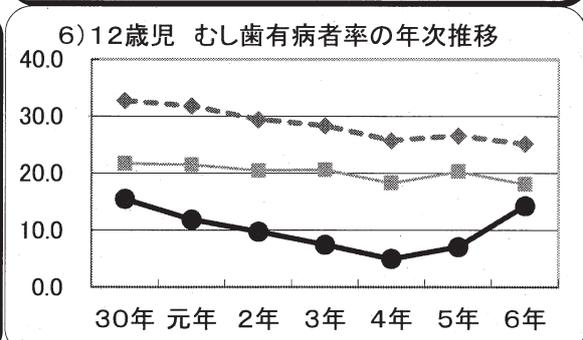
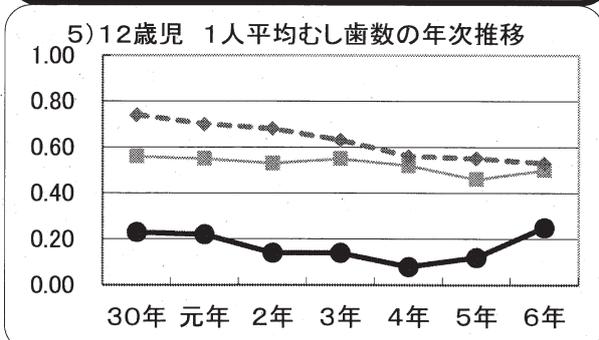
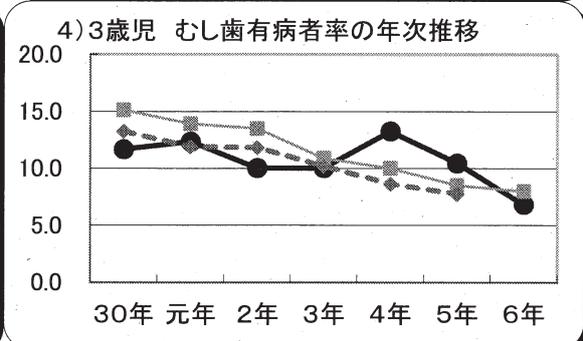
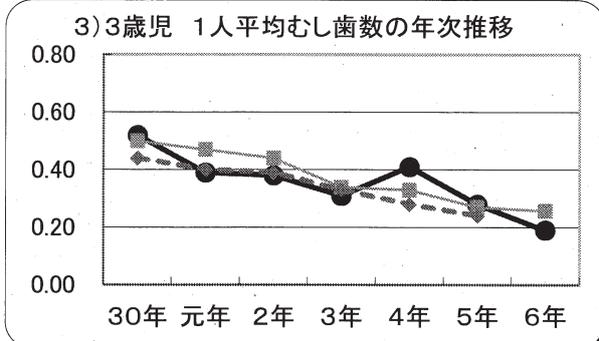
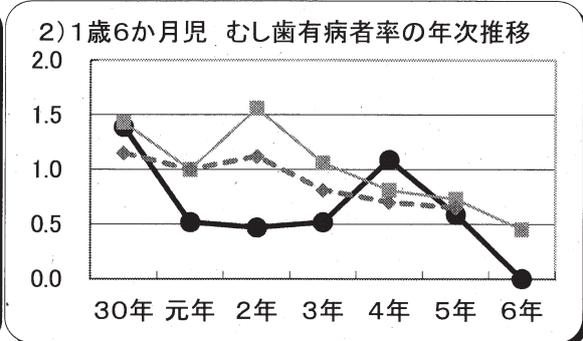
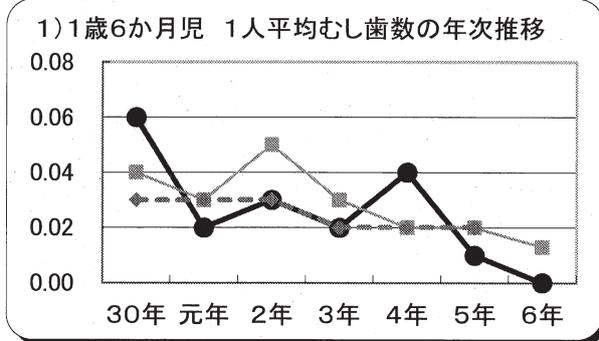
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
綾部市	1,655	1,610	1,622	1,552	1,529	1,459	1,417	1,378	1,334	1,336
舞鶴市	5,069	4,998	4,847	4,822	4,654	4,577	4,335	4,224	4,120	3,966

綾部市

● 市町村 ■ 京都府 ◆ 全国

人口 30,111 人

歯科診療所数 13 か所
医療従事歯科医師数 18 人



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
	個		個	塗		塗	塗

保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
洗(1)	洗(4)		10校	1校	個	口腔乾燥	舌機能 嚥下機能

成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
	個				・すこやかシニア教室/従事者向けすこやかスキルアップ教室		・食育・すこやかフェスティバル ・保健事業と介護予防の一体的実施等

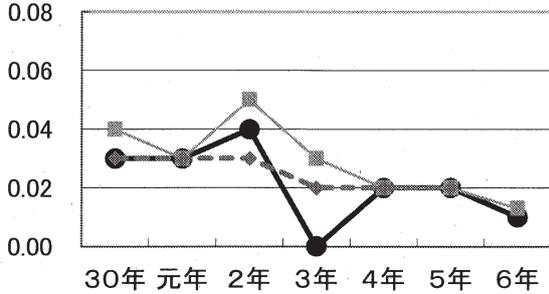
舞鶴市

● 市町村 ■ 京都府 ◆ 全国

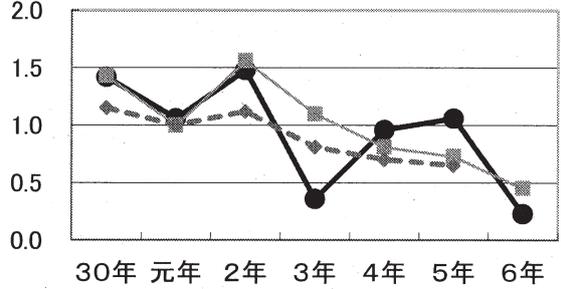
人口 75,083 人

歯科診療所数 35 か所
医療従事歯科医師数 53 人

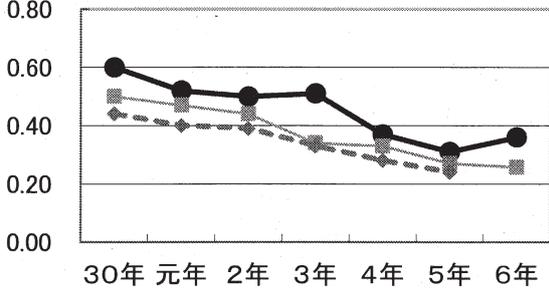
1) 1歳6か月児 1人平均むし歯数の年次推移



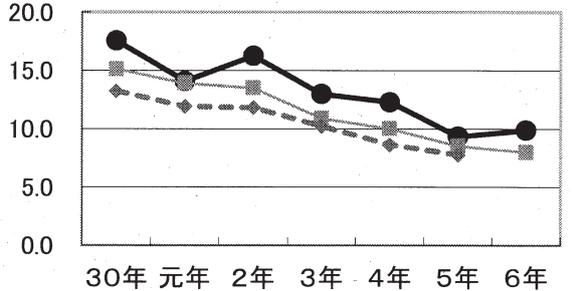
2) 1歳6か月児 むし歯有病者率の年次推移



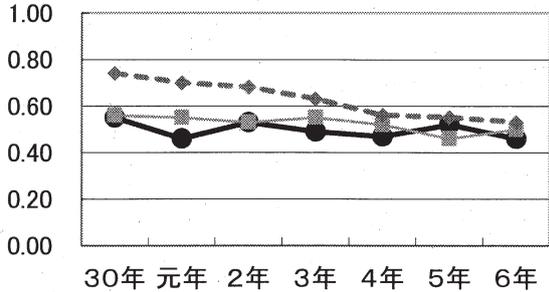
3) 3歳児 1人平均むし歯数の年次推移



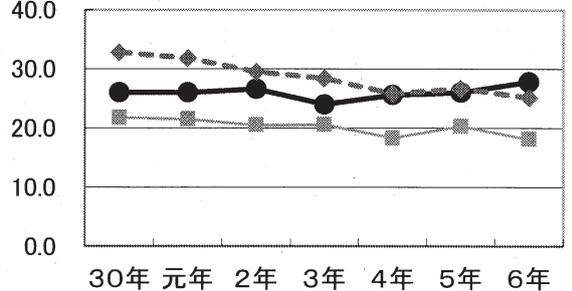
4) 3歳児 むし歯有病者率の年次推移



5) 12歳児 1人平均むし歯数の年次推移



6) 12歳児 むし歯有病者率の年次推移



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
	個		両	塗		塗	
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
洗(2)	洗(4)	洗(4)	18校		個	歯周組織 口腔乾燥	嚥下機能
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
	個	相談 本人へ指導 (要介護)	指導者講習 (要介護)		・血糖値ヘリ スク者への歯 科指導 ・身体測定会		

丹後保健所管内

1歳6か月児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宮津市	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
京丹後市	0.04	0.10	0.09	0.06	0.01	0.04	0.03	0.20	0.01	0.00
与謝野町	0.04	0.07	0.01	0.03	0.03	0.01	0.00	0.05	0.02	0.00
伊根町	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.17	0.00

1歳6か月児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宮津市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
京丹後市	1.3	2.5	2.7	2.6	0.7	1.8	1.9	0.9	0.7	0.0
与謝野町	2.0	3.7	0.7	3.4	0.9	0.9	0.0	1.2	1.0	0.0
伊根町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0

3歳児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宮津市	0.42	0.43	0.30	0.28	0.51	0.24	0.29	0.25	0.23	0.07
京丹後市	0.51	0.47	0.65	0.55	0.53	0.63	0.44	0.52	0.19	0.21
与謝野町	0.62	0.66	0.29	0.42	0.16	0.20	0.36	0.22	0.31	0.09
伊根町	0.08	0.36	0.13	0.00	0.00	0.13	0.00	0.10	0.46	0.24

3歳児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宮津市	14.2	12.9	11.9	9.2	10.5	11.3	6.6	5.9	7.6	3.0
京丹後市	15.2	13.9	20.2	16.3	12.3	16.5	16.2	14.4	7.9	7.1
与謝野町	21.0	26.0	19.5	12.5	10.7	7.4	14.1	8.3	8.0	2.1
伊根町	7.7	27.3	6.7	0.0	0.0	6.3	0.0	9.5	15.4	17.7

12歳児 1人平均むし歯数(本)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宮津市	1.22	0.83	1.11	1.01	0.66	0.61	0.53	0.61	0.33	0.36
京丹後市	1.17	1.30	1.41	1.32	1.32	0.85	0.91	0.79	0.93	0.74
与謝野町	1.31	1.31	1.34	0.78	0.83	0.71	0.67	0.45	0.62	0.56
伊根町	1.85	0.22	0.13	0.20	0.20	0.27	0.33	0.11	0.65	0.00

12歳児 むし歯有病者率(%)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宮津市	46.5	49.6	39.8	36.8	26.2	29.9	26.1	25.7	22.2	22.6
京丹後市	48.3	51.7	39.7	44.9	45.8	34.0	29.7	24.9	31.9	27.3
与謝野町	41.5	47.2	46.6	33.0	31.9	29.6	30.2	24.8	24.1	23.1
伊根町	61.5	11.1	12.5	20.0	20.0	18.2	22.2	11.1	29.4	0.0

フッ化物塗布実施状況(人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
宮津市	176	177	189	179	165	161	171	139	141	137
京丹後市	744	751	701	696	681	381	776	637	653	578
与謝野町	261	283	284	255	222	226	258	209	202	174
伊根町	11	11	13	7	6	13	6	39	12	17

フッ化物洗口実施状況(人)

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
京丹後市	1,114	1,101	1,113	1,172	1,147	3,094	3,063	2,968	2,915	2,842
与謝野町	118	113	107	85	99	—	—	—	—	—
伊根町	75	75	70	84	89	90	91	99	89	95

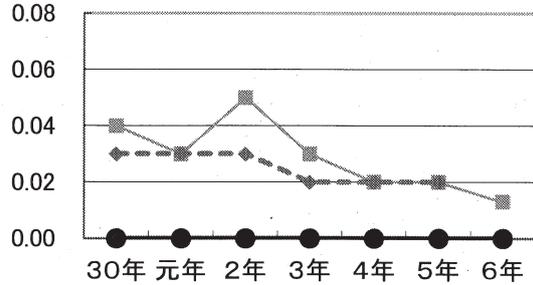
宮津市

● 市町村 ■ 京都府 ◇ 全国

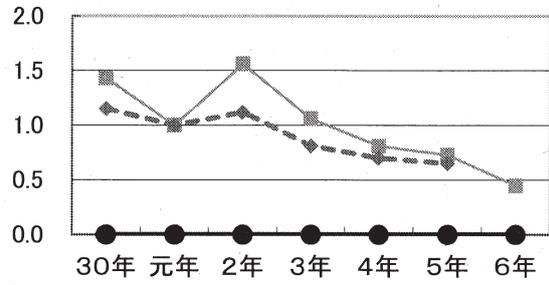
人口 15,309 人

歯科診療所数 6 か所
医療従事歯科医師数 4 人

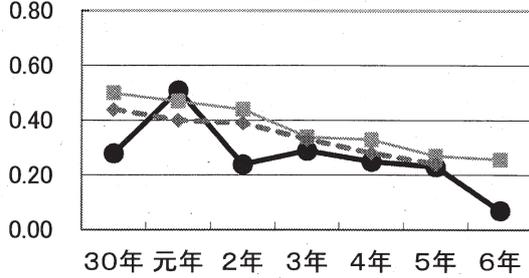
1) 1歳6か月児 1人平均むし歯数の年次推移



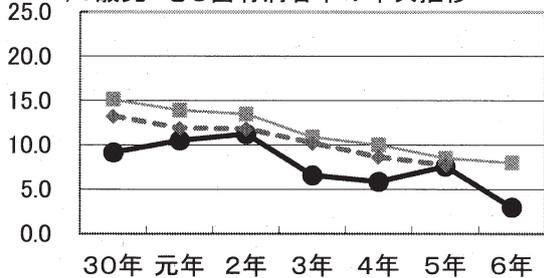
2) 1歳6か月児 むし歯有病者率の年次推移



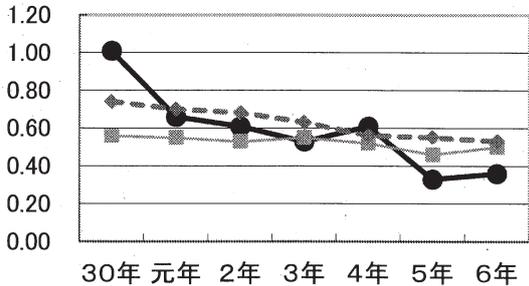
3) 3歳児 1人平均むし歯数の年次推移



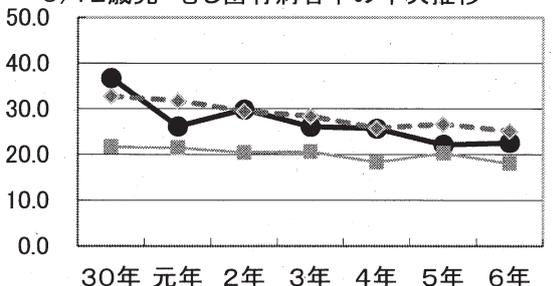
4) 3歳児 むし歯有病者率の年次推移



5) 12歳児 1人平均むし歯数の年次推移



6) 12歳児 むし歯有病者率の年次推移



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
			両	塗		塗	塗

保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能

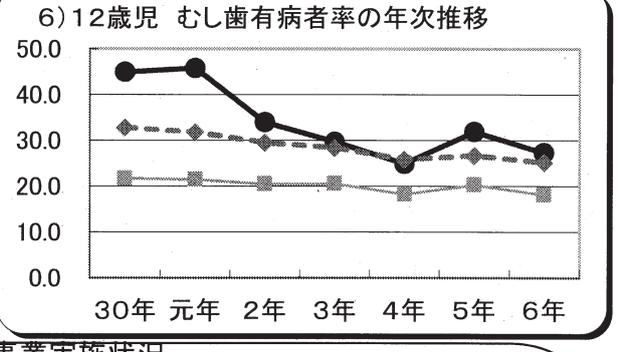
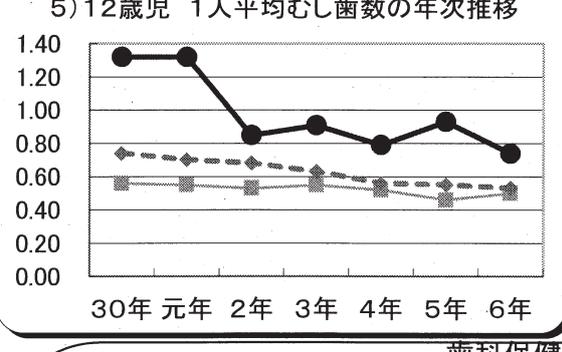
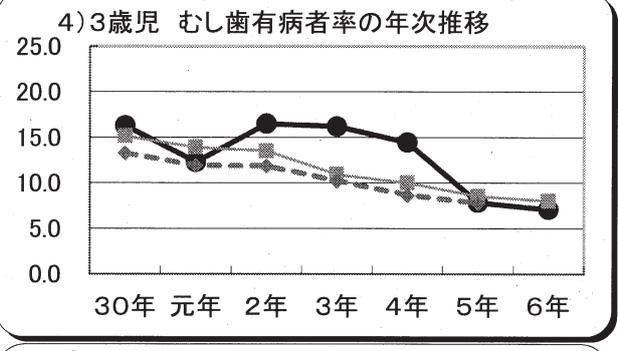
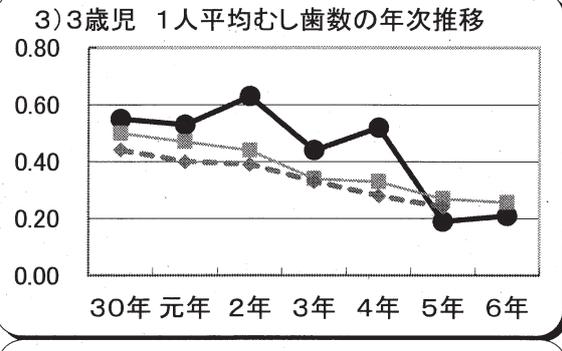
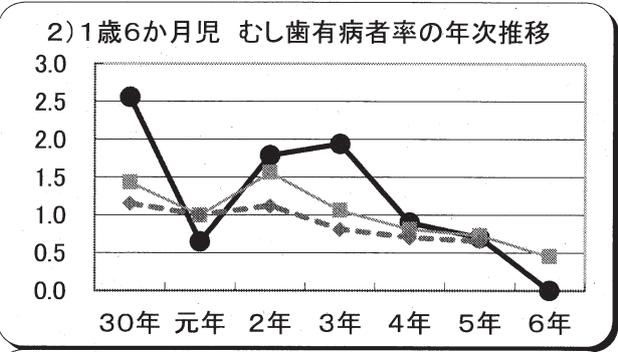
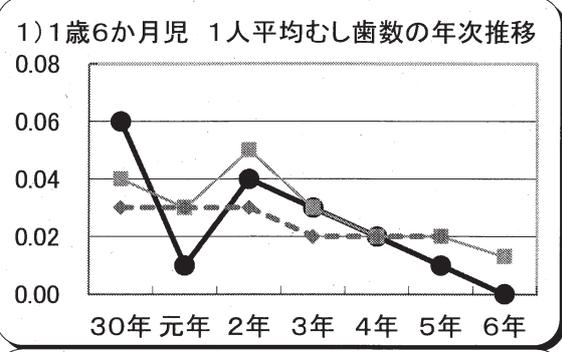
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
							<ul style="list-style-type: none"> ・パパママ教室 ・介護予防普及啓発事業

京丹後市

● 市町村 ◻ 京都府 ◆ 全国

人口 47,336 人

歯科診療所数 18 か所
医療従事歯科医師数 19 人



歯科保健事業実施状況

妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
	個		個	塗		塗	塗

保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
洗(5)	洗(9)		16校		個	口腔乾燥	嚥下機能

成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
					・介護予防普及啓発事業 ・精神障害者社会復帰教室		口腔の健康づくり事業

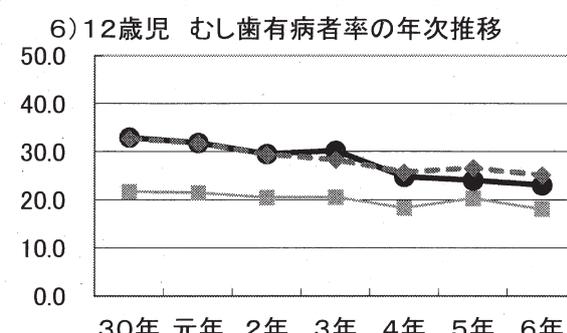
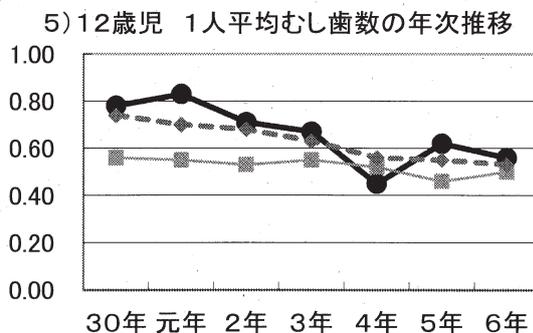
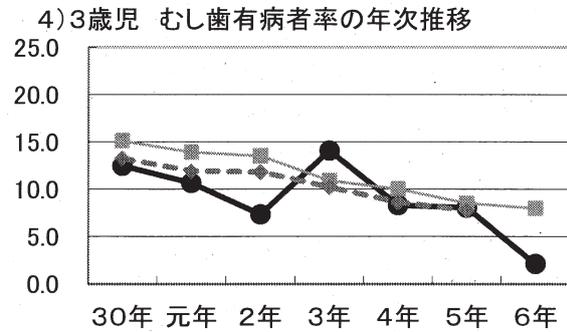
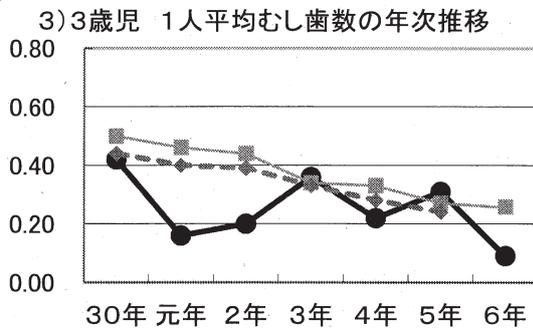
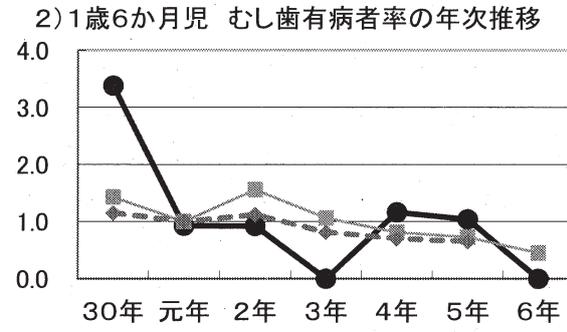
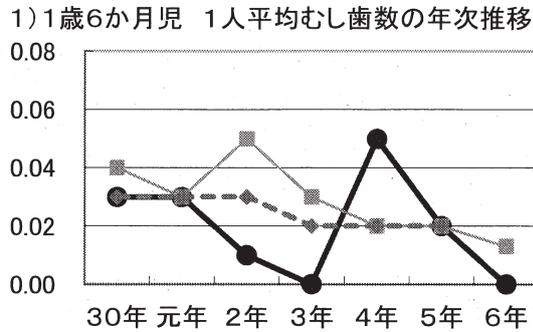
丹後

与謝野町

● 市町村 ■ 京都府 ◆ 全国

人口 18,456 人

歯科診療所数 9 か所
医療従事歯科医師数 8 人



歯科保健事業実施状況

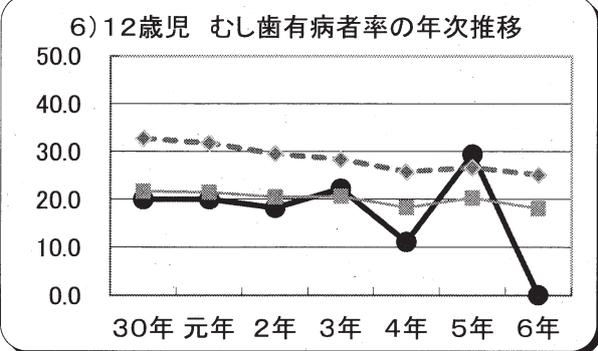
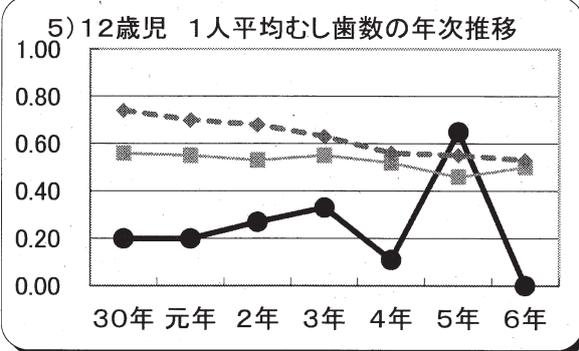
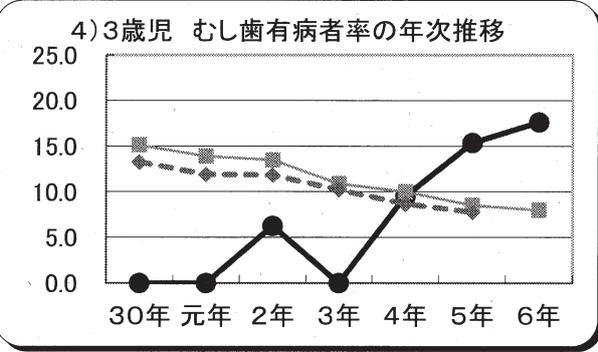
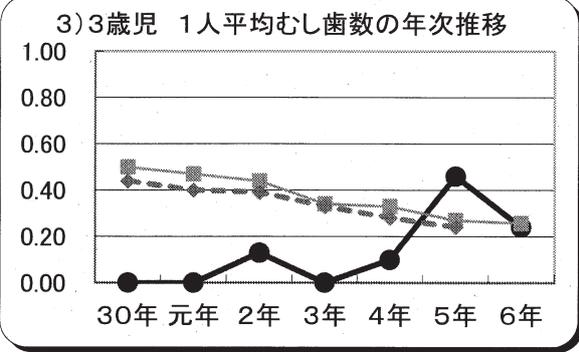
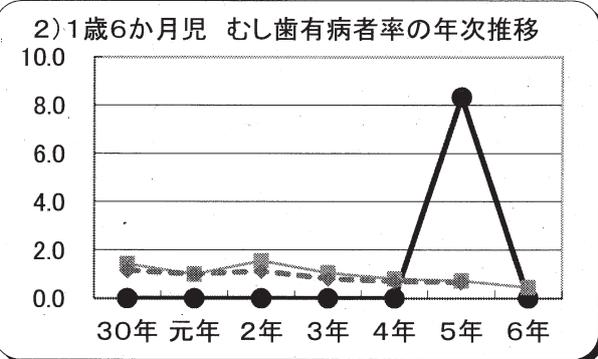
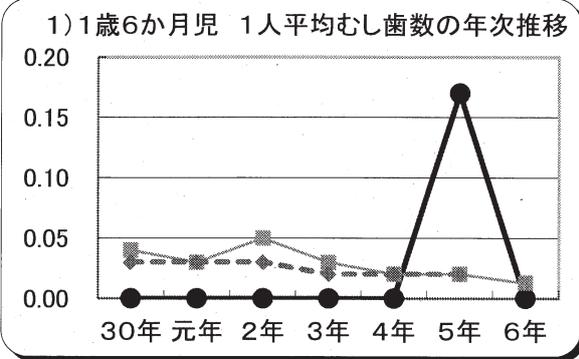
妊産婦		乳児		1, 6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
			個	塗		塗	塗
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
							

伊根町

● 市町村 ■ 京都府 ◆ 全国

人口 1,747 人

歯科診療所数 0 か所
医療従事歯科医師数 0 人



歯科保健事業実施状況

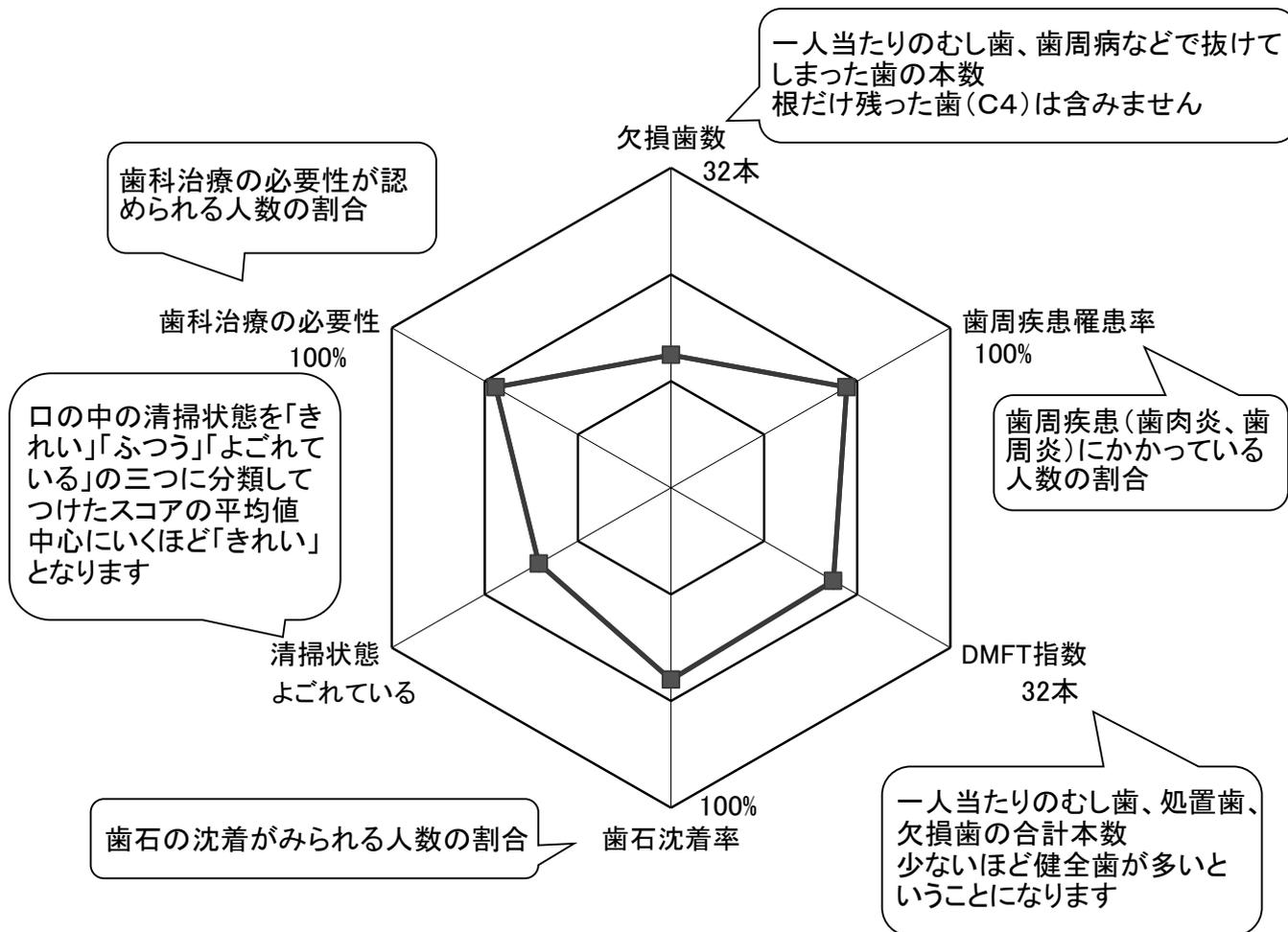
妊産婦		乳児		1,6歳	幼児		3歳
健診	指導	健診	指導	フッ化物	健診	フッ化物	フッ化物
	個			塗			塗
保育所	認定こども園	幼稚園	小学校	中学校	後期高齢		
フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	フッ化物	指導	口腔状態	口腔機能
洗(2)			2校	1校	個	歯周組織	咀嚼機能
						咬合状態	
成人歯科保健		障害・介護		啓発			
健康増進	健増以外	健診	指導	健康週間	健康教室	歯のひろば	その他
個	個						

丹
後

8 障害者等歯科健診・指導事業

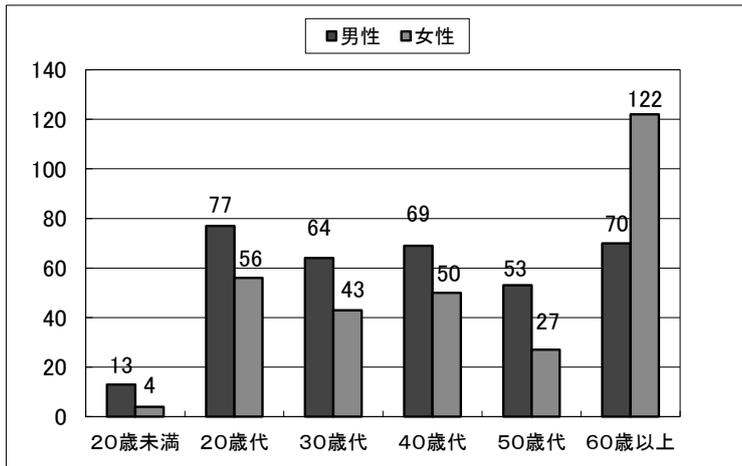
事業名	障害者等歯科健診・指導事業
趣 旨	<p>障害者等は、自力での日常動作が困難なため、口腔内の衛生管理ができず、むし歯や歯周疾患にり患しやすい状況にある。</p> <p>また、一旦罹患すると治療が困難な場合が多く、これらの予防と早期治療は極めて重要である。</p> <p>障害者等の口腔状態の改善を図るため、歯科医師、歯科衛生士の障害者施設等への訪問により、歯科健診・指導を実施する。</p>
財政区分	国庫定額
制度開始	平成15年度 〔在宅要介護者歯科保健事業、歯科医療従事者研修事業補助事業を組替〕
法令等根拠	平成12年4月3日付け健政発第466号厚生省健康政策局長通知
事業概要	<p>障害等のために受診の機会が少なく、かつ健診や保健指導上の困難性を多く抱えている障害者及び難病患者、高齢者等とその家族や施設職員等に対しむし歯や歯周病を予防することを目的に歯科健診を行う。</p> <p>また、健診受診者に対して1～2箇月後以降にその後の経過観察を含め、再度歯科衛生士による口腔衛生指導（事後フォロー）を歯科医師会等に委託して行う。</p> <p>(対 象) 障害者施設等を利用している障害者等 37施設 629人（令和6年度）</p> <p>(実施方法) ア 歯科医師・歯科衛生士による健診・保健指導（1回／年） イ 歯科衛生士による事後保健指導（1回／年）</p> <p>(内 容) 歯科健康診査 （口腔内健康診査・歯科保健指導） 歯科保健指導 （啓発・個別ブラッシング指導）</p>

歯科健診結果



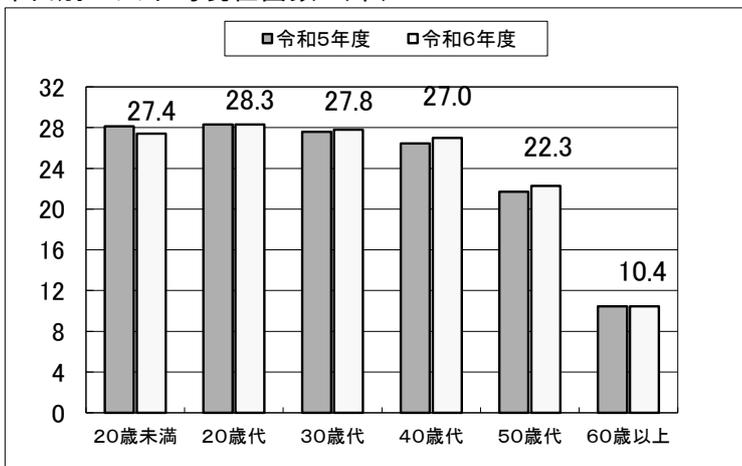
対象者	629名〔男性: 342名, 女性: 287名, 18～105歳〕
1人平均現在歯数	22.45本
一人平均むし歯数	1.49本
一人平均欠損歯数	9.54本
歯石沈着率	51.99%
歯周疾患罹患率	55.48%
歯科治療の必要性	55.33%
口腔内清掃状態	0.74点 「きれい」…0点, 「少しよごれている」…1点, 「よごれている」…2点

年代別対象者数（人）



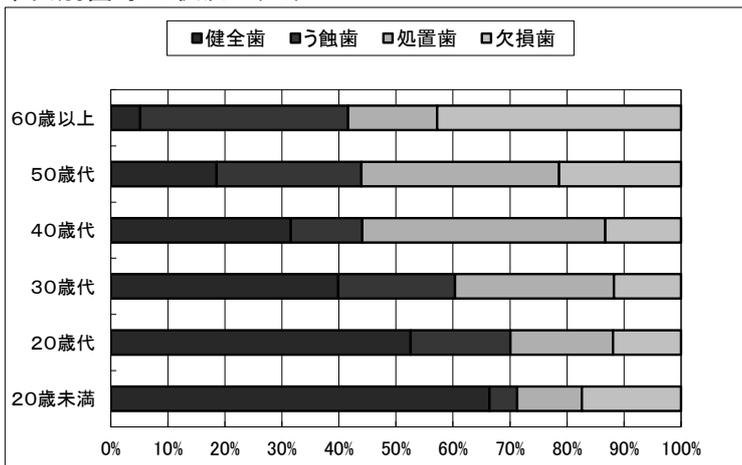
対象者は、障害者等37施設の利用者629名。男女比は、ほぼ同じである。年齢別で見ると、男性は20歳代が最も多く、女性は60歳代以上が突出して多い。

年代別一人平均現在歯数（本）



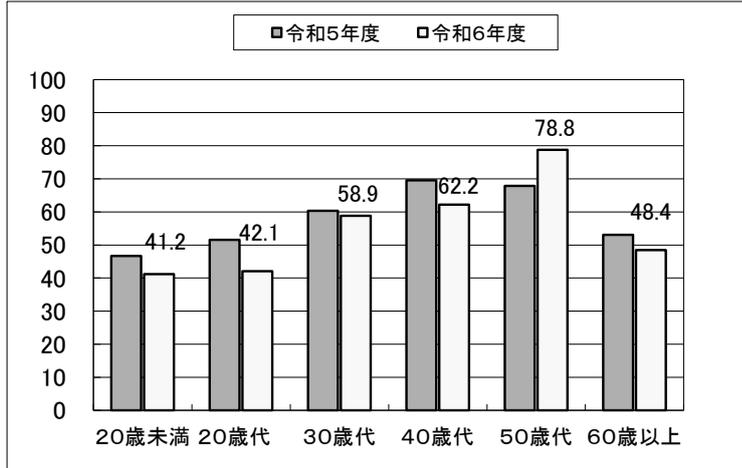
年齢別一人平均現在歯数をみると「20歳未満」～「40歳代」の変化は少なく60歳代から急激に減少している。現在歯数の減少の原因を考え、歯周疾患等の継続した管理が求められる。そのためにも、かかりつけ医を確立させていくことが重要であると思われる。前年度と大きく変わりはない。

年代別歯牙の状況（％）



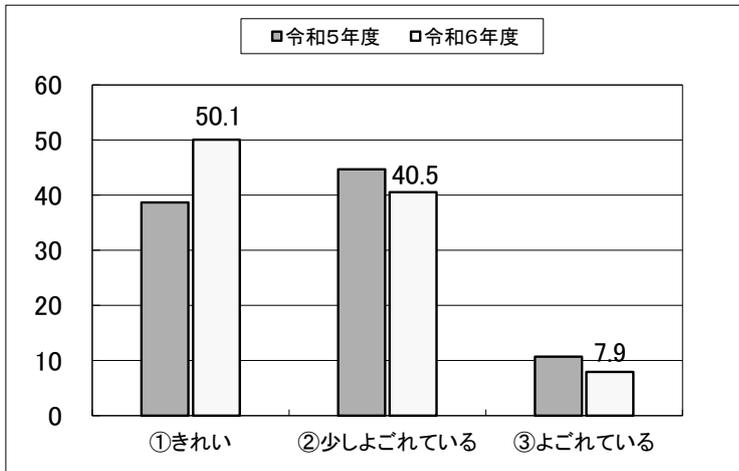
年代別歯牙の状況を比較すると、う蝕歯については20歳代が約17%、30歳が約20%、40歳代が約12%、50歳代が約25%、60歳代においては約37%罹患しているという結果となった。20歳未満のう蝕の罹患率が少ないのは、受けている口腔衛生指導により口腔清掃やフッ素などの予防に対する認識が高まっているからではないかと思われる。高年齢者においては、う蝕を早期に治療し、口腔内環境に合わせ歯間ブラシ等を併用した清掃法の定着が望ましい。欠損歯は、一人あたりの平均現在歯数と同様、高年齢になるにつれて増加している。

歯周疾患罹患率(%)



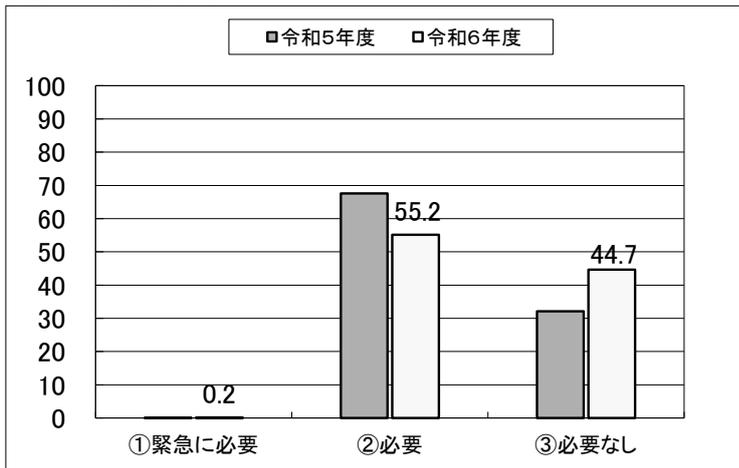
歯周疾患罹患率は、歯周組織の歯肉に炎症が限局している状態(歯肉炎)から、セメント質、歯根膜、歯槽骨の破壊される状態(歯周炎)を視覚的に評価し、グラフに示している。全ての年代において40%以上の割合で歯周疾患に罹患しており、特に50歳代が前年度に比べて増えている。若年齢層から歯周疾患の初期症状を受診者や介助者にも理解してもらい、セルフケアを行っていただく必要があると思う。併せて、歯科医療機関側は、患者に応じたプロフェッショナルケアを計画し、管理することが重要である。

清掃状態(%)



清掃状態は、「きれい」が50.1%、「少しよごれている」が40.5%、「よごれている」が7.9%という結果だった。前年度と比べて「きれい」が増え、少しよごれている「よごれている」が減った。本事業では、個別での保健指導を行っているが、個々に適した清掃方法を見出すためにも様々な指導方法により、評価する必要がある。指導側は、障害特性や個体特性に留意し、さらなる指導内容の工夫が求められるのではないかと考える。

治療の必要性(%)



治療の必要性については、前年度よりも減り、歯科治療を必要とする対象者が55.4%存在する。かかりつけ医の有無を把握し、安心して受診できる歯科医院の情報提供も必要である。う蝕の場合は、受診の必要性を感じられることが多いが、歯周疾患の罹患率をみると歯周疾患での受診の必要性を強く感じられない場合もあるのではないかとと思われる。どのような理由で受診を勧めるのかを明確にし、歯科受診へ促していきたい。

9 關係資料

- (1) 京都府歯と口の健康づくり推進条例
- (2) 「京都府歯と口の健康づくり基本計画（第3次）」の概要
歯と口の健康づくりに関する主な目標
- (3) 学校保健－疾病・異常－
- (4) 障害者等歯科健診・指導事業健診票
- (5) 地方公共団体における歯科保健医療業務指針
- (6) 保健所圏域マップ

(1) 京都府歯と口の健康づくり推進条例

平成24年12月27日

京都府条例第67号

改正 平成27年3月20日条例第26号

令和3年7月7日条例第22号

京都府歯と口の健康づくり推進条例をここに公布する。

京都府歯と口の健康づくり推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 歯と口の健康づくりに関する各主体の責務や役割（第4条—第8条）

第3章 歯と口の健康づくりに関する施策

第1節 歯と口の健康づくりに関する基本的な施策（第9条—第14条）

第2節 歯と口の健康づくりに関する計画や調査研究（第15条—第17条）

第3節 歯と口の健康づくりに関する府民運動（第18条・第19条）

第4章 その他の規定（第20条・第21条）

附則

歯と口の健康を保つことは、しっかり噛むことができるための基本であり、健康で豊かな生活を送る上で必要なことである。更には、子どもの健やかな成長を促したり、糖尿病をはじめとする生活習慣病の改善、誤嚥性肺炎などの高齢期に起こりやすい病気の防止など全身の健康につながるものであり、全ての府民にとって大切なことである。

したがって、府民ひとりひとりが、歯と口の健康づくりの重要性を理解し、自ら歯と口の健康づくりに取り組むことができるよう、府民の取組を促進していくことが求められる。

そして、乳幼児から高齢者、妊産婦、また、障がい者や介護を必要とする者などの歯科保健医療サービスの提供に配慮を要する者など全ての府民が、生涯を通じて、その年齢、居住する地域、心身等の状況などにかかわらず、適切かつ効果的な歯科治療や歯科健診などを受けることができる環境の整備に努めていかなければならない。

こうした認識に基づき、府民の歯と口の健康を保つことができるよう、市町村、歯科医療等業務従事者などの歯と口の健康づくりに携わる者の連携と協力の下、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、この条例を制定する。

（令3条例22・一部改正）

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、歯と口の健康づくりについて、基本理念を定め、府や歯科医療等業務従事者の責務、保健医療関係者、介護福祉関係者、教育保育関係者、食育関係者、事業者、医療保険者や府民の役割を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって府民の生涯にわたる健康の保持増進の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口の健康 歯や歯肉などの歯周組織をはじめとする口腔（その機能を含む。）の健康をいう。
- (2) 歯と口の健康づくり 歯科疾患の予防、歯科保健指導、歯科医療や8020運動、オーラルフレイル対策などによって、歯と口の健康を保持増進させることをいう。
- (3) 歯科健診 歯科についての健康診査や健康診断をいい、歯科についての検診を含むものとする。
- (4) 歯科医療等業務 歯科医療や保健指導についての業務をいう。
- (5) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士などの歯科医療等業務に従事する者をいう。
- (6) 保健医療関係者 保健医療サービスを提供する者で、歯と口の健康づくりに関する活動、指導、助言や医療行為を行うものをいう。
- (7) 介護福祉関係者 介護福祉サービスを提供する者で、歯と口の健康づくりに関する活動、指導、助言や医療行為を行うものをいう。
- (8) 教育保育関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校や専修学校、各種学校と児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく幼保連携型認定こども園（以下「学校等」という。）において、乳幼児、児童、生徒や学生の歯と口の健康づくりに関する指導を行う者をいう。
- (9) 食育関係者 地域や学校等において、栄養指導、食生活の相談などの食育推進活動に携わる管理栄養士、栄養士、調理師などをいう。
- (10) 医療保険者 健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律

第192号) などの法律に基づく医療保険制度により医療に関する給付を行う者をいう。

(11) ^{はちまるにいまる}8020運動 80歳になっても自分の歯を20本以上に保つことを目指した運動をいう。

(12) オーラルフレイル対策 加齢に伴う口腔の機能の低下その他の口腔の状態の変化等に起因する口腔の機能の虚弱な状態が心身の機能までを低下させる影響を及ぼすものであることを考慮して、その口腔の状態について早期に把握し、虚弱な状態を回復させたり、虚弱な状態となることを未然に防いだりするための取組をいう。

(平27条例26・令3条例22・一部改正)

(基本理念)

第3条 歯と口の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 府民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯や口など口腔の機能の状態や歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯と口の健康づくりを推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育などの関連する施策や取組との適切かつ効果的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯と口の健康づくりを推進すること。
- (4) 全ての府民が生涯を通じて、その年齢、居住する地域、心身等の状況などに応じた適切かつ効果的な歯科保健医療サービスの提供を受けることができる環境の整備を推進すること。

第2章 歯と口の健康づくりに関する各主体の責務や役割

(府の責務)

第4条 府は、前条の基本理念にのっとり、歯と口の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定するとともに、計画的に実施する責務を有する。

- 2 府は、歯と口の健康づくりに関する施策の推進に当たっては、市町村や歯科医療、保健指導、医療、社会福祉、労働衛生、教育などの関連する分野の業務を行う者やこれらの業務を行う団体との連携や協力を努めるものとする。
- 3 府は、市町村や事業者、医療保険者などが行う歯と口の健康づくりに関する取組が効果的に行われるよう、情報の提供、助言などの必要な支援に努めるものとする。

(歯科医療等業務従事者の責務)

第5条 歯科医療等業務従事者は、府や市町村、事業者、医療保険者などの歯と口の健康づくりに関する施策や取組を行う者との連携を図りつつ、それらの者が行う歯と口の健康づくりに関する施策や取組に協力するよう努めるものとする。

2 歯科医療等業務従事者は、歯科健診などの機会を通じて、児童虐待の早期発見に努めるものとする。

3 歯科医療等業務従事者やそれらの者で組織する団体は、歯と口の健康づくりを推進するため、歯科医療等業務に関わる者や構成員などに対する研修の機会の確保など資質の向上に関する取組を行うよう努めるものとする。

(令3条例22・一部改正)

(保健医療関係者、介護福祉関係者、教育保育関係者や食育関係者の役割)

第6条 保健医療関係者、介護福祉関係者、教育保育関係者や食育関係者は、それぞれの業務において、歯と口の健康づくりの推進に努めるとともに、歯と口の健康づくりに関する府の施策や歯と口の健康づくりに携わる他の者の取組との連携や協力を図るよう努めるものとする。

2 保健医療関係者、介護福祉関係者、教育保育関係者や食育関係者は、歯と口の健康づくりを推進するため、関係する業務に従事する者に対する研修の機会の確保など資質の向上に関する取組を行うよう努めるものとする。

(事業者や医療保険者の役割)

第7条 事業者は、府内の事業所で雇用する従業員が歯科健診や歯科保健指導を受けるための機会の確保などの歯と口の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 医療保険者は、自らの医療保険加入者が歯科健診や歯科保健指導を受けるための機会の確保などの歯と口の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(令3条例22・一部改正)

(府民の役割)

第8条 府民は、歯と口の健康づくりに関する関心や理解を深めるとともに、歯と口の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯と口の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

2 府民は、その年齢や発達段階、心身等の状況などに応じて、定期的な歯科健診、必要に応じた歯科保健指導や早期の治療を受けることにより、歯と口の健康づくりに努めるものとする。

3 父母などの保護者は、子どものむし歯や歯周病の予防、適切な食習慣の定着、早期に適

切な治療を受けさせることなど、子どもの歯と口の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

(令3条例22・一部改正)

第3章 歯と口の健康づくりに関する施策

第1節 歯と口の健康づくりに関する基本的な施策

(全ての年齢層に共通する歯と口の健康づくりの推進に関する施策)

第9条 府は、府民の歯と口の健康づくりを推進するため、第3条の基本理念を踏まえ、全ての年齢層に共通するものとして、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりに関する情報の提供や知識の普及啓発に関すること。
- (2) 食育を通じた歯と口の健康づくりに関すること。
- (3) 8020運動などを通じた府民の歯と口の健康づくりに関する意識の向上の促進に関すること。
- (4) 府民ひとりひとりが生涯にわたって定期的に歯科健診を受けることや必要に応じて歯科保健指導を受けることの促進に関すること。

(令3条例22・一部改正)

(乳幼児期や学齢期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策)

第10条 府は、乳幼児期や学齢期における歯と口の健康づくりを推進するため、第3条の基本理念を踏まえ、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) 歯科健診、フッ化物による洗口やその塗布などのむし歯予防対策に関すること。
- (2) 適切な食生活や歯みがきを子どもに定着させることなど歯周病の予防対策その他の歯と口の健康づくりに関する指導に関すること。

(令3条例22・一部改正)

(成人期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策)

第11条 府は、成人期における歯と口の健康づくりを推進するため、第3条の基本理念を踏まえ、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) むし歯や歯周病など歯科疾患の予防や改善に関すること。
- (2) 事業者や医療保険者などによる歯科健診や歯科保健指導の機会の確保に関すること。
- (3) 喫煙による歯と口の健康への悪影響の防止に関すること。
- (4) 糖尿病などの生活習慣病の改善に資する歯と口の健康づくりに関すること。
- (5) 歯科健診の促進など妊産婦の歯と口の健康づくりに関すること。

(令3条例22・一部改正)

(高齢期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策)

第12条 府は、高齢期における歯と口の健康づくりを推進するため、第3条の基本理念を踏まえ、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) オーラルフレイル対策を含めた歯科健診の促進など高齢期における口腔機能の維持向上に関する事。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域で適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるための環境の整備に関する事。

(令3条例22・一部改正)

(障がい者や介護を必要とする者などの歯科保健医療サービスの提供に配慮を要する者に対する歯と口の健康づくりの推進に関する施策)

第13条 府は、障がい者、介護を必要とする者などの歯科保健医療サービスの提供に配慮を要する者に対する歯と口の健康づくりを推進するため、第3条の基本理念を踏まえ、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) 障がい者が適切な歯科治療の提供を受けることができるための環境の整備に関する事。
- (2) 介護を必要とする者が適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるための環境の整備に関する事。

(歯と口の健康づくりの推進のための環境の整備に関する施策)

第14条 府は、歯と口の健康づくりの推進のための環境を整備するため、第3条の基本理念を踏まえ、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりの推進に向けた調査や研究に関する事。
- (2) 歯科医療等業務従事者の確保に関する事。
- (3) 歯と口の健康づくりの推進に携わる者の資質の向上に関する事。
- (4) 歯と口の健康づくりの推進に携わる者の連携体制に関する事。
- (5) 府内の全ての地域で適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるための環境の整備に関する事。
- (6) 災害発生時、感染症まん延時などにおける適切な歯科保健医療サービスの提供に関する事。

(令3条例22・一部改正)

第2節 歯と口の健康づくりに関する計画や調査研究

(歯と口の健康づくりに関する基本的な計画)

第15条 知事は、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口の健康づくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 歯と口の健康づくりに関する基本的な方針

(2) 歯と口の健康づくりに関する目標

(3) 歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めたときや変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ歯と口の健康づくりに関する学識経験者、歯科医療等業務従事者、市町村など、関係者の意見を聴くとともに、府民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

（歯と口の健康づくりに関する調査）

第16条 府は、府民の歯と口の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、おおむね5年ごとに、歯と口の健康づくりに関する実態調査を行うものとする。

2 府は、学齢期からの府民の歯と口の健康づくりを効果的に推進するため、児童や生徒のむし歯、歯肉炎など歯科疾患の状況について、毎年、調査を行うものとする。

3 知事は、前2項の調査の結果を歯と口の健康づくりに関する施策に反映させるとともに、必要に応じて基本計画を見直すものとする。

（歯と口の健康づくりに関する研究）

第17条 府は、歯と口の健康づくりに関する教育研究機関、歯科医療等業務従事者で組織する団体などの歯と口の健康づくりに関する教育、研究、調査などを行う団体の協力を得ながら、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究など、歯と口の健康づくりに関する研究を推進するとともに、その成果の普及と活用の促進に努めるものとする。

（令3条例22・一部改正）

第3節 歯と口の健康づくりに関する府民運動

（よい歯の日等）

第18条 歯と口の健康づくりに関する府民の関心と理解を深めるとともに、8020運動やオーラルフレイル対策をはじめとする歯と口の健康づくりに関する取組が府民に定着することを目指して、よい歯の日、歯と口の健康週間、いい歯の日記念週間を設ける。

2 よい歯の日は4月18日とし、歯と口の健康週間は6月4日から6月10日までとし、いい歯の日記念週間は11月8日から11月14日までとする。

(令3条例22・一部改正)

(歯と口の健康づくりに関する府民運動の推進組織)

第19条 府は、歯と口の健康づくりに関する府民運動が効果的に行われるよう、歯と口の健康づくりに関する関係団体等との推進組織を設けるものとする。

第4章 その他の規定

(財政上の措置)

第20条 府は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(雑則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第26号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 「京都府歯と口の健康づくり基本計画（第3次）」の概要

令和6年3月
健康福祉部

1 計画の趣旨

本計画は、京都府歯と口の健康づくり推進条例（平成24年京都府条例第67号）第15条第1項の規定により、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口の健康づくりに関する基本的な計画（第3次）として策定する。

2 計画の期間

令和6年度から11年度までの6年間

3 基本方針

- (1) 歯と口の健康づくりを通じた健康寿命の延伸、健康格差の縮小
- (2) 歯科疾患の早期発見・早期治療、生涯にわたっての歯科健診の受診
- (3) ライフステージに応じた知識の普及啓発による歯科疾患の予防
- (4) 定期的な歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健・歯科医療の充実
- (5) 歯科口腔保健・歯科医療を推進するために必要な社会環境の整備

4 ライフステージの特性を踏まえた施策の実施

(1) 乳幼児期

- ・フッ化物塗布・洗口等によるむし歯予防の推進
- ・健全な歯・口腔の育成などに関する知識の普及

(2) 学齢期

- ・フッ化物洗口等によるむし歯予防の推進
- ・学校における歯科口腔保健指導の実施

(3) 成人期

- ・受診啓発等による歯科健診受診者の増加促進
- ・歯科疾患予防のための知識の普及
- ・妊産婦に対する歯科健診・歯科口腔保健指導を実施する市町村の増加

(4) 高齢期

- ・むし歯や歯周病の減少による歯の喪失を予防
- ・オーラルフレイル予防、口腔機能の維持・向上による介護予防の推進
- ・高齢者への食育・食支援の推進
- ・高齢者施設等での歯科健診や口腔衛生管理の実施

(5) 障がい者（児）・介護を必要とする者

- ・障がい者（児）や要介護者の歯科保健医療・口腔衛生管理の充実

- ・医療・保健・福祉の連携による歯科保健医療・口腔衛生管理の推進
- ・障がい者（児）施設等での歯科健診や口腔衛生管理の実施
- ・障がい者歯科診療体制の充実

（6）全ての年齢層（共通）

- ・歯と口の健康づくりに関する情報の提供や知識の普及啓発
- ・歯科疾患予防・重症化予防の推進
- ・歯科健診受診者の増加
- ・食育の推進

5 歯と口の健康づくりの推進のための環境整備等に関する施策の実施

対 策	内 容
① 人材育成等	・歯科医療等業務に従事する者や介護従事者等に対する情報の提供や研修の充実
② 歯科と医科・薬局等との連携の推進	・誤嚥性肺炎の予防や糖尿病等の生活習慣病患者の歯周疾患予防や治療にあたり、多職種連携を推進 ・がん患者等の周術期において、歯科と医科や病院歯科とかがかりつけ歯科等との連携を図り、口腔機能管理を推進
③ 在宅歯科医療の充実	・在宅歯科医療を行うための人材育成、京都府歯科医師会が運営する口腔サポートセンターを在宅歯科医療連携拠点として活用し、円滑に在宅歯科医療が受けられるよう多職種連携を推進
④ 大規模災害時（感染症まん延時等を含む。）における歯科口腔保健・歯科医療のための体制整備	・歯科口腔保健の保持のため、大規模災害時の歯科医療資源の確保、人材育成・確保等、速やかに口腔ケア等の対応が行えるよう歯科保健医療の提供体制を整備
⑤ 口腔保健支援センターの設置・運営	・口腔保健支援センターを設置し、歯科疾患の予防・重症化予防、歯と口の健康格差の縮小のため、総合的かつ計画的に歯科保健医療の充実に向けた取組を推進
⑥ 京都府民歯科保健実態調査の実施	・歯科口腔保健の推進状況、本計画の指標等を適切に評価するため、おおむね6年ごとに京都府民歯科保健実態調査を実施
⑦ 府民運動の推進	・府民の関心と理解を深めるため、よい歯の日、歯と口の健康週間及びいい歯の日記念週間を設け、啓発イベントなど府民運動を展開

6 計画の推進体制と進行管理

行政機関、関係団体、学識経験者等からなる「京都歯と口の健康づくり推進協議会」を設置し、毎年度、計画の進行管理を行う。

歯と口の健康づくりに関する主な目標

項 目	現状値	目標値
	令和4年度	令和11年度
◆ 乳幼児期		
【目標】 健全な歯・口腔の育成		
3歳児でむし歯のない者の割合の増加 *1	91.3% (R5実績)	95%
◆ 学齢期（高等学校等を含む。）		
【目標】 健全な歯・口腔の育成		
12歳児の一人平均むし歯数（DMFT指数）*2	0.50 (R6実績)	0.3本以下
12歳児でむし歯のない者の割合の増加 *2	73.78% (R6実績)	85%
◆ 成人期（妊産婦である期間を含む。）・高齢期		
【目標】 むし歯予防による健全な口腔状態・機能の維持・向上		
40歳（35～44歳）の未処置歯を有する者の割合の減少	42.5%	25%
【目標】 歯周病予防による健全な口腔状態・機能の維持・向上		
20歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	27.1%	20%
30歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	36.7%	30%
40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	42.7%	35%
50歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	50.2%	45%
60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	56.4%	50%
【目標】 生活の質の向上に向けた健全な口腔状態・機能の維持・向上		
50歳以上における咀嚼 ^{そしゃく} 良好者の割合の増加	58.8%	70%
「オーラルフレイル」の言葉や意味を知っている者の増加	10.3%	50%
【目標】 歯の喪失の防止		
40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合の減少	18.8%	10%
80歳（75～84歳）で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	57.7%	65%
【目標】 歯科健診の受診の機会及び実施体制の整備		
20歳以上で過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の増加	66.5%	75%

※京都市を除く。

*1：厚生労働省地域保健・健康増進事業報告から算出

*2：京都府教育庁指導部保健体育課「京都府児童生徒の健康と体力の現状～『学校保健編』～」から引用、算出

現状値：令和4年度京都府民歯科保健実態調査統計値

(3) 学校保健 一疾病・異常一

II 学校保健

一 疾病・異常 一

1 健康状態

(1) 疾病・異常の被患率別状況

表1は、京都府内児童生徒の疾病・異常の被患率を校種別・男女別に示したものである。

表1 疾病・異常の被患率等

(↑…前年度よりポイント増 ↓…前年度よりポイント減 →…前年度と同じ)

	小学校		中学校		高等学校		
	男子	女子	男子	女子	男子	女子	
90%以上							
80%以上 90%未満							
70%~80%					↑ 裸眼視力1.0未満の者	↓ 裸眼視力1.0未満の者	
60%~70%				↓ 裸眼視力1.0未満の者			
50%~60%			↓ 裸眼視力1.0未満の者				
40%~50%							
30%~40%	↓ 裸眼視力1.0未満の者 ↓ むし歯(う歯)	↓ 裸眼視力1.0未満の者 ↓ むし歯(う歯)				↓ むし歯(う歯)	
20%~30%			↓ むし歯(う歯)	↓ むし歯(う歯)	↓ むし歯(う歯)		
10%~20%	↓ 鼻・副鼻腔疾患	↑ その他の歯疾患	↓ 「CO」のある者	↓ 「CO」のある者	↓ 「CO」のある者	↓ 「CO」のある者	
1% ~ 10%	8~10	↓ その他の眼疾患・異常 ↑ その他の歯疾患	↓ 鼻・副鼻腔疾患 ↓ 「CO」のある者	↓ 鼻・副鼻腔疾患 ↑ 「GO」のある者			
	6~8	↓ 耳疾患 ↑ 「CO」のある者 ↓ 咬合・歯列	↓ 咬合・歯列 ↑ その他の眼疾患・異常 ↑ 耳疾患 ↓ 耳疾患	↓ その他の眼疾患・異常 ↓ 耳疾患 ↓ その他の歯疾患 ↓ 咬合・歯列	↑ 「GO」のある者 ↓ 咬合・歯列 ↓ 鼻・副鼻腔疾患	↑ その他の眼疾患・異常 ↑ 耳疾患 ↓ 鼻・副鼻腔疾患	
	4~6	↑ 肥満傾向 ↑ 「GO」のある者		↓ 心電図異常 ↓ 蛋白検出	↓ その他の眼疾患・異常 ↓ その他の歯疾患 ↓ 耳疾患	↑ 咬合・歯列 ↓ 歯肉 ↑ 心電図異常 ↑ 蛋白検出	↑ その他の眼疾患・異常 ↑ 咬合・歯列
	2~4	↓ 色覚異常の疑い ↓ 心電図異常	↑ 「GO」のある者 ↓ 肥満傾向 ↑ 心電図異常	↑ 肥満傾向 ↓ 色覚異常の疑い ↓ 歯肉	↓ 心電図異常 ↑ 歯肉 ↑ 肥満傾向 ↓ 蛋白検出 ↑ 脊柱側わん要精検	↓ 色覚異常の疑い ↑ その他の歯疾患 ↓ 耳疾患 ↓ 「GO」のある者	↑ その他の歯疾患 ↓ 心電図異常 ↓ 耳疾患 ↑ 蛋白検出 ↓ 歯肉
	1~2	↑ 脊柱側わん要精検 ↓ 口腔咽喉頭・疾患・異常 ↓ 歯肉 ↓ 心臓の疾病・異常	↑ 脊柱側わん要精検 ↓ 心臓の疾病・異常 ↓ 歯肉 ↓ 蛋白検出	↓ 脊柱側わん要精検 ↑ 心臓の疾病・異常	↑ 心臓の疾病・異常 ↑ 栄養不良(栄養要注意)	↑ 栄養不良(栄養要注意) ↑ 肥満傾向 ↑ 脊柱側わん要精検 ↓ 心臓の疾病・異常 ↑ その他の疾病・異常	↑ 脊柱側わん要精検 ↓ 「GO」のある者 ↓ その他の疾病・異常 ↑ 栄養不良(栄養要注意)
0.1% ~ 1%	0.5 ~ 1	↑ 栄養不良(栄養要注意) ↓ 口腔の疾病異常 ↓ 蛋白検出 ↓ その他の疾病・異常	↑ 口腔咽喉頭・疾患・異常 ↓ その他の疾病・異常 ↓ 口腔の疾病異常 ↑ 栄養不良(栄養要注意)	↑ 栄養不良(栄養要注意) ↑ 口腔の疾病異常 ↓ その他の疾病・異常	↓ その他の疾病・異常 ↑ 口腔の疾病異常	↓ 心臓の疾病・異常 ↑ 肥満傾向	
	0.1 ~ 0.5	↑ 感染性眼疾患 ↓ 難聴	↑ 難聴 ↑ 感染性眼疾患 ↓ 色覚異常の疑い → 尿糖検出	↑ 腰の異常要精検 ↑ 下肢の異常要精検 → 難聴 ↑ 口腔咽喉頭・疾患・異常 ↑ 尿糖検出 ↓ 胸部の異常要精検	↓ 難聴 ↓ 色覚異常の疑い ↓ 口腔咽喉頭・疾患・異常 ↑ 顎関節 ↑ 尿糖検出 ↑ 腰の異常要精検 ↓ 下肢の異常要精検	↑ 胸部の異常要精検 ↓ 腰の異常要精検 ↑ その他要精検(四肢) → 難聴 ↓ 口腔咽喉頭・疾患・異常 → 顎関節 ↓ 尿糖検出	
0.1%未満	↑ 胸部の異常要精検 ↑ 腰の異常要精検 ↑ 上肢の異常要精検 ↓ 下肢の異常要精検 ↑ しゃがみ込み要精検 ↑ その他要精検(四肢) ↑ 感染性皮膚疾患 ↑ 顎関節 ↑ 結核 ↑ 尿糖検出	→ 胸部の異常要精検 ↓ 下肢の異常要精検 ↓ 顎関節 ↓ しゃがみ込み要精検 ↓ 結核 ↓ 腰の異常要精検 ↑ 上肢の異常要精検 ↑ 片脚立ち要精検 ↓ その他要精検(四肢) ↑ 感染性皮膚疾患	↓ 上肢の異常要精検 ↓ しゃがみ込み要精検 → その他要精検(四肢) ↓ 感染性眼疾患 ↓ 顎関節	↑ 胸部の異常要精検 → しゃがみ込み要精検 ↓ 感染性眼疾患 ↓ 上肢の異常要精検 ↓ その他要精検(四肢)	↓ 上肢の異常要精検 ↑ 下肢の異常要精検 ↓ しゃがみ込み要精検 → 感染性眼疾患 ↑ 感染性皮膚疾患 ↓ 口腔の疾病異常	↑ しゃがみ込み要精検 → 下肢の異常要精検 → 上肢の異常要精検 ↑ 胸部の異常要精検 ↑ 感染性皮膚疾患 ↓ 口腔の疾病異常 ↓ 感染性眼疾患	
0%	↓ 片脚立ち要精検		↓ 片脚立ち要精検 ↓ 感染性皮膚疾患 → 結核	→ 結核 → 片脚立ち要精検 → 感染性皮膚疾患	→ 片脚立ち要精検 → 結核	↓ 結核 → 片脚立ち要精検	

注1 「その他の眼疾患・異常」とは、疑似トラコーマ・麦粒腫(ものもらい)・眼炎・斜視・片目失明等である。
 注2 「その他の歯疾患」とは、歯周疾患・不正咬合(ふせいこうごう)・斑状歯(はんじょうし)・要注意乳歯等のある者等である。
 注3 「顎関節」「咬合」「歯肉」とは、歯科医の診断を必要とする程度のもを掲出している。
 注4 「心電図異常」とは、心電図検査の結果異常と判断された者である。
 注5 「その他の疾病・異常」とは、いずれの調査項目にも該当しない疾病・異常である。

資料:「令和6年度 京都府児童生徒の健康と体力の現状」

(2) 主な疾病・異常等の推移

疾病・異常等のうち、主なものについて、その推移をみると表2のとおりである。

表2 主な疾病・異常の推移

校種	年度	裸眼視力 1.0未満		耳疾患		鼻・副鼻腔 疾患		口腔咽喉頭 疾患		う 歯		蛋白検出		心電図 異常		ぜん息	
		全国	府	全国	府	全国	府	全国	府	全国	府	全国	府	全国	府	全国	府
小学校	R6	36.8	35.1	6.3	7.5	12.1	12.0	1.0	1.0	32.9	32.5	1.0	0.9	2.6	3.4	2.9	4.6
	R5	37.8	35.8	6.3	7.8	12.4	12.6	0.9	0.9	34.8	35.1	0.8	0.9	2.4	3.6	2.9	4.6
	R4	37.9	35.6	6.6	8.2	11.4	12.7	0.7	0.9	37.0	38.4	1.0	1.0	2.6	3.5	2.9	4.9
	R3	36.9	35.8	6.8	7.6	11.9	10.9	0.9	0.9	39.0	42.4	0.9	0.9	2.5	3.5	3.3	4.7
	R2	37.5	35.9	6.1	6.9	11.0	9.0	1.0	0.8	40.2	41.8	0.9	1.3	2.5	2.8	3.3	4.9
中学校	R6	60.6	57.6	4.8	5.9	10.6	8.3	0.5	0.3	26.5	25.6	2.8	3.3	3.0	3.8	1.9	3.5
	R5	60.9	59.3	4.9	6.4	10.5	8.8	0.5	0.3	28.0	26.9	2.8	3.6	3.2	4.0	2.0	3.7
	R4	61.2	59.7	4.8	6.5	10.7	9.6	0.4	0.5	28.2	27.9	2.9	3.8	3.2	3.7	2.2	3.5
	R3	60.7	59.2	4.9	6.3	10.1	9.5	0.5	0.4	30.4	28.4	2.8	4.3	3.1	3.7	2.3	3.5
	R2	58.3	58.6	5.0	5.5	10.2	8.6	0.5	0.4	32.2	27.2	3.3	4.7	3.3	3.7	2.6	5.0
高等学校	R6	71.0	72.0	2.6	4.7	7.9	7.3	0.4	0.3	34.7	29.0	2.7	3.7	3.1	4.1	1.4	3.3
	R5	67.8	72.3	2.6	4.7	7.6	7.2	0.3	0.3	36.4	30.2	2.5	3.5	3.1	4.1	1.5	3.5
	R4	71.6	72.8	2.3	4.7	8.5	6.9	0.3	0.4	38.3	29.7	2.8	3.4	3.0	4.1	1.7	3.6
	R3	70.8	71.7	2.5	4.1	8.8	6.1	0.2	0.4	39.8	31.0	2.8	3.5	3.2	4.4	1.7	4.0
	R2	63.2	72.2	2.5	4.1	6.9	4.9	0.3	0.3	41.7	33.0	3.2	3.5	3.3	5.0	1.8	5.2

注1：全国値は、文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室が実施した「学校保健統計調査」結果参照

2 現状

令和6年度健康診断結果における主な疾病・異常のうち「視力」「歯・口腔の疾患」「アレルギー疾患」「肥満傾向」「栄養不良」について、その現状を見ると以下のとおりである。

(1) 視力

図1・2は視力1.0未満の者の割合を年齢別にそれぞれ「1.0未満 0.7以上」「0.7未満 0.3以上」「0.3未満」について男女別に示したものである。

表1により、1.0未満の者の割合は、高等学校男子で増加し、その他の校種では減少している。

表2により、裸眼視力1.0未満の者は、令和5年度の全国割合より概ね低いものの、高等学校の割合は高い。

図1により、男子において1.0未満の者の割合は、15歳（高校1年生）で69.9%と7割近くなり、16歳（高校2年生）71.9%、17歳（高校3年生）72.2%と7割を超える割合となっている。

【表1 疾病・異常の被患率等 参照】

【表2 主な疾病・異常の推移 参照】

【資料編 令和6年度 児童生徒の疾病・異常（京都府） 参照】

図1 年齢別裸眼視力1.0未満の者の割合（京都府男子）

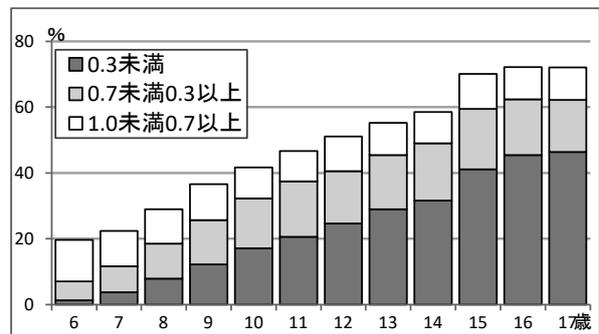


図2により、女子において年齢別裸眼視力1.0未満の者の割合は、13歳（中学2年生）で6割を超え、15歳（高校1年生）72.4%、16歳（高校2年生）72.4%、17歳（高校3年生）73.9%と7割を超える値となっている。

また、男子と比較すると高い割合で推移している。

【資料編 令和6年度 児童生徒の疾病・異常（京都府） 参照】

図2 年齢別裸眼視力1.0未満の者の割合（京都府女子）

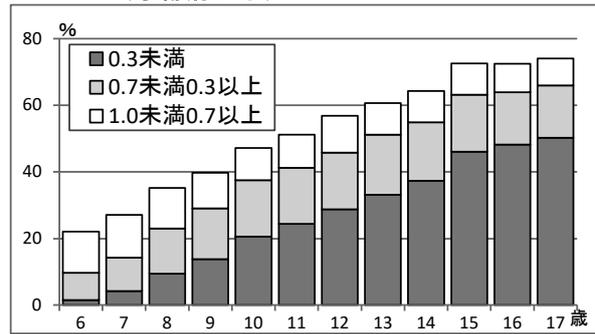


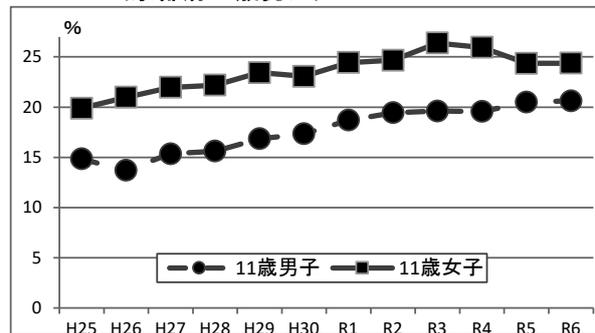
図3は、11歳（小学校6年）の0.3未満の者の割合の年次推移である。

男子は、平成26年度以降、増加し続けており、令和5年度には20%を超えた。

女子は、令和3年度をピークに減少しているが、男子と比較して高い割合で推移しており、高止まり傾向である。

【資料編 令和6年度 児童生徒の疾病・異常（京都府） 参照】

図3 裸眼視力0.3未満の者の割合推移（京都府11歳男女）



(2) 歯・口腔の疾患

図4・5は年齢別にう歯（治療済みを含む）のある者の割合を男女別に示したものである。

表1・2により、う歯（治療済みを含む）のある者の割合は、どの校種においても減少している。また、令和5年度の全国割合よりも低い。

図4により、男子においては、8歳（小学3年生）39.4%、9歳（小学4年生）39.8%の割合が高い。

図5により、女子においても、8歳（小学3年生）36.7%、9歳（小学4年生）37.5%の割合が高く、男女ともにこの年齢層の割合が高いことがわかる。

う歯未処置者については、男子7歳（小学2年生）18.9%、男子8歳（小学3年生）20.4%の割合が高い。

【表1 疾病・異常の被患率等 参照】

【表2 主な疾病・異常の推移 参照】

【資料編 令和6年度 児童生徒の疾病・異常（京都府） 参照】

図4 年齢別う歯の者の割合（京都府男子）

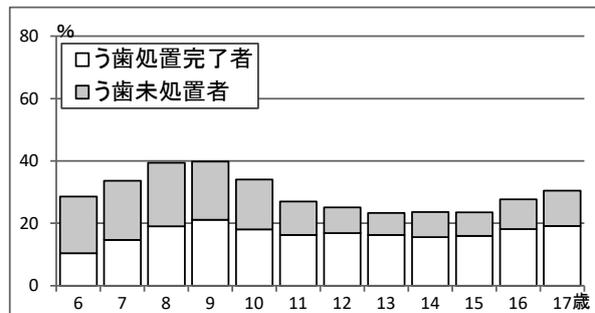
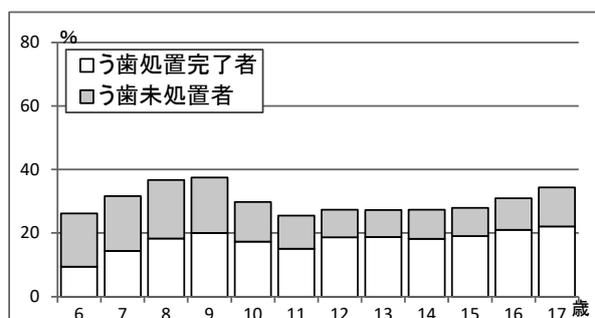


図5 年齢別う歯の者の割合（京都府女子）



(4) 障害者等歯科健診・指導事業

様式2

歯科健診票

(受診者用)

健診日 令和 年 月 日

施設名		氏名		性別	男・女	年齢	
-----	--	----	--	----	-----	----	--

(健診用)

健診歯科医師名	指導歯科衛生士名
---------	----------

8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
右			E	D	C	B	A	A	B	C	D	E	左		
			E	D	C	B	A	A	B	C	D	E			
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8

歯石沈着	有・無	不正咬合	有・無
歯周疾患	有・無	その他	
口腔内の清掃状態(歯)	① きれい ② 少しよごれている ③ よごれている(もっと歯を磨きましょう)		
口腔内の清掃状態(粘膜)	① きれい ② よごれている(舌・口蓋・歯肉・頬粘膜・その他)		
義歯の清掃状態	① きれい ② 少しよごれている ③ よごれている(もっと義歯を磨きましょう)		
義歯の状態	① 良い ② 要調整 ③ 作成 ④ 作成不要		

総合判定	歯科健診受診状況	問題なし	介助により良好	困難
	歯科指導の必要性	必要なし	口腔清掃	その他()
	歯科治療の必要性	緊急に必要	必要	必要なし

指導日 令和 年 月 日

(指導用)

	指導歯科衛生士名
指導形態	① 本人 ② 介助者 ③ 両方
口腔内の清掃状態(歯)	① きれい ② 少しよごれている ③ よごれている(もっと歯を磨きましょう)
口腔内の清掃状態(粘膜)	① きれい ② よごれている(舌・口蓋・歯肉・頬粘膜・その他)
歯石沈着	有・無 健診後の歯科受診 受診(予約済含む)・未受診・不要
指導内容	・もう少し小さい歯ブラシを使いましょう ・歯ブラシを交換しましょう ・むし歯の治療をしましょう ・歯石を取りましょう ・ていねいに磨きましょう ・その他

—健診票の見方—

外側の1~8は永久歯、内側のA~Eは乳歯です。健診の結果は、次の記号で表しています。

∠:健康な歯

C:むし歯

○:治療済みの歯

△:抜けている歯

×:抜去を要する歯

歯石沈着→歯石がある場合

不正咬合→悪い咬み合わせ、悪い歯並びなど

歯周疾患→歯肉炎、歯周炎(歯槽膿漏)がある場合

その他 →悪いくせなどがある場合

※ 健診の結果は、京都府歯科医師会が施設ごとにまとめて集計し、実施主体である京都府健康対策課に報告いたします。

(5) 地方公共団体における歯科保健医療業務指針

令和6年3月28日医政発0328第23号
厚生労働省医政局長通知

都道府県等の地方公共団体における歯科保健業務については、平成9年4月に地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律（平成6年法律第84号）が全面施行されたことを踏まえて定めた「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針」（平成9年3月3日付け健政発第138号厚生省健康政策局長通知「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針について」別添。以下「旧指針」という。）に基づき取り組まれてきたところである。

平成9年に旧指針が策定されて以降、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号。以下「歯科口腔保健法」という。）の制定や、同法に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）の策定等を通じ、地方公共団体における歯科保健業務を取り巻く環境は大きく変化している。

他方で、我が国においては、少子高齢化の進展による人口構成の変化や歯科疾患の疾病構造等の変化に伴い、歯科医療提供体制を取り巻く状況にも大きな変化をもたらされている。特に、都道府県や都道府県が設置する保健所（以下単に「保健所」という。）においては、従来の歯科保健業務に加えて、医療と介護の連携体制の構築、障害者への対応、災害・新興感染症等の有事への対応も含め、歯科医療提供体制の確保に関する多種多様な対応が求められている。

また、市町村及び特別区においては、介護保険法（平成9年法律第123号）の施行以降、介護保険を運営しており、医療及び介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要であり、高齢者における口腔の健康の保持・増進を図る観点からも、介護分野と連携を図りながら歯科保健医療業務を進めていくことが求められている。

こうした昨今の歯科保健医療を取り巻く状況を踏まえ、地域における歯科保健医療提供体制の充実を図る観点から、都道府県及び保健所、市町村並びに保健所設置市及び特別区における歯科保健及び歯科医療業務の役割分担を明らかにするため、以下の指針を業務の参考として示すこととした。なお、これらの内容については、各地域の実情に応じて柔軟に対応すべきものである。

第一 都道府県及び保健所における歯科保健医療業務

1 地域歯科保健体制の整備について

(1) 企画・調整・計画の策定・評価

都道府県は、生涯を通じた住民の歯科口腔保健の推進を図るため、基本的事項を踏まえ、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携し、各都道府県にお

ける歯科口腔保健の推進に関する基本的な方針となる歯科口腔保健に係る計画を策定し、施策の具体化を行うよう努めること。なお、歯科口腔保健の施策について、P D C Aサイクルに沿った評価を定期的に行い、施策の改善及び充実に努めること。

また、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく都道府県健康増進計画や基本的事項における歯と口腔の分野においては、う蝕や歯周病の予防等の施策の具体化を図るとともに、介護保険法に基づく介護保健事業支援計画の策定においても、高齢者に対する口腔機能向上の取組等の施策の具体化を行う等、各計画との有機的な連携を図ること。

(2) 行政歯科専門職の確保・配置

都道府県は、地域の実情に応じた効果的な歯科保健業務が円滑かつ適切に実施できるよう、各種歯科保健対策の企画・立案、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等との調整を行う歯科専門職（歯科医師、歯科衛生士等）の確保・配置に努めること。

(3) 調査研究

都道府県は、歯科疾患実態調査等を実施するとともに、管下の地域の歯科保健医療に関する課題を踏まえつつ、歯科保健医療等の調査及び研究並びに歯科保健対策に関する研究を、大学、学会、研究機関等と連携を図りながら実施すること。

(4) 情報の収集・提供

都道府県は、歯科保健関連情報及び歯科関連施設情報等を広域的に収集・精査するための体制を整備し、その情報を市町村等に提供するとともに、保健所で行う歯科保健業務の推進に活用し、さらに、地域性や住民ニーズに即した歯科口腔保健の普及・啓発を図ること。

また、市町村の歯科保健事業の企画立案に必要な、市町村毎の歯科保健医療に関するデータの分析・提供や先進的、効果的な歯科保健対策に関する情報等を収集し、市町村に提供すること。

(5) 地域の関係団体及び関係部局との連携

都道府県は、歯科口腔保健の施策が円滑に実施されるよう、各都道府県の歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会の歯科医療関係団体に加えて、医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係団体、大学・学会等の学術機関、介護関係団体、障害福祉関係団体、商工会議所等の企業関係団体、庁内の保健医療福祉の関係部局や教育委員会との連携を密に図りながら、効果的な歯科口腔保健の施策に取り組むこと。

特に、近年、児童虐待と多数歯う蝕との関係が指摘されていることを踏まえ、児童相談所との連携にも配慮すること。

(6) 生涯を通じた歯科健診の推進

都道府県は、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期に至る生涯を通じた歯科健診の体制整備を図るため、歯科医師会、歯科衛生士会、市町村、医療保険者、事業所等と連携しながら、歯科健診の支援や住民に対する歯科健診の普及啓発に取り組むこと。特に、成人期の歯周病の早期予防・発見に向けて、20歳代や30歳代の若年者を中心に、かかりつけ歯科医の定着や、市町村による歯周疾患検診、企業等における歯科健診の積極的な支援等に努めること。

(7) 障害者に対する歯科保健対策の推進

都道府県は、障害者（医療的ケア児を含む。）についても定期的に歯科健診を受けることができるよう、地域の歯科医師会、歯科衛生士会及び関係学会と連携しながら、在宅や施設における歯科健診への支援、摂食嚥下障害を持つ障害児等への口腔機能の育成の取組、施設職員による口腔ケアの知識や技術の研修の実施に努めること。

(8) 要介護高齢者等に対する歯科保健対策の推進

都道府県は、要介護高齢者であっても定期的に歯科健診を受けることができるよう、地域の歯科医師会や歯科衛生士会と連携しながら、在宅や施設における歯科健診への支援や職員による口腔の管理の知識や技術の研修の実施に努めること。また、高齢者の口腔機能の維持向上や機能低下に関する普及啓発の他、高齢者の摂食嚥下障害や口腔機能の低下に対応できる人材育成、歯科専門職を含めた多職種による連携体制の構築に努めること。

(9) 科学的根拠に基づく歯科保健対策の推進

都道府県は、歯科口腔保健の施策が効果的かつ実効性のある取組となるよう、科学的根拠に基づき施策の検討、具体化を図り、その導入支援に取り組むこと。特に、う蝕予防におけるフッ化物歯面塗布やフッ化物洗口等の歯科保健対策については、高いう蝕予防効果と安全性が十分に確立していることから、普及・推進に取り組むことは大変重要であるが、関係者が地域のう蝕の減少及び健康格差の縮小を図るという共通認識を持つことが重要であるため、関係者の合意を得た上で取り組むこと。

(10) 口腔保健支援センターの設置運営

都道府県は、歯科口腔保健法に基づき、総合的な歯科口腔保健の施策に取り組めるよう口腔保健支援センターを行政組織（機能）として設置するよう努め、庁内関係部局や歯科医師会等の関係団体による協議の場を設け、全庁的かつ関係団体が連携、協力し、地域の歯科口腔保健の施策を推進する体制整備に取り組むこと。このため、口腔保健支援センターには、事業の企画、調整、評価に従事する歯科医師、歯科衛生士を配置することが望ましい。

2 地域歯科医療提供体制の構築について

(1) 企画・調整・計画の策定・評価

都道府県は、住民の歯科医療の確保を図るため、協議会等を活用し、市町村、関係団体、医療・福祉関係機関等と連携して、地域の実情に応じた歯科医療の推進に関する施策の策定、具体化を行うこと。また、適切な評価指標を設定した上でPDCAサイクルに沿った評価を定期的に行い、施策の改善及び充実に努めること。

医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画の策定に際しては、在宅歯科医療や障害者に対する歯科医療、無歯科医地区等の歯科医療の供給が十分ではない歯科医療等、地域における歯科医療の提供体制が計画的に確保されるよう施策の具体化を行うこと。さらに、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画の策定においても、歯科医療関係者と介護関係者との連携促進等の施策の具体化を行うこと。

なお、地域の歯科医療提供体制の評価にあたっては、レセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）や各種医療統計等を活用すること。

(2) 障害者に対する歯科医療提供体制

都道府県は、一般に歯科治療が困難な障害者に対する歯科医療の提供体制の確保を図るため、全身管理等にも対応可能な地域の拠点となる歯科医療機関の設置・運営等に取り組むこと。また、地域の実情に応じて、身近な地域において可能な範囲の歯科診療や定期管理等に対応できるよう、歯科医療関係者の育成や対応可能な歯科医療機関の情報提供等を含めた障害者歯科医療の提供体制の構築に取り組むこと。

(3) 要介護高齢者に対する歯科医療提供体制

都道府県は、地域包括ケアシステムの中で歯科医療提供体制を確保するため、要介護高齢者等が自宅等の、住み慣れた生活の場で適切な医療を受けられるよう、訪問歯科診療に従事する歯科医師、歯科衛生士等に対する人材育成等を行い、要介護高齢者に対する歯科医療提供体制の構築に取り組むこと。

また、医療介護関係者や住民からの相談窓口となる在宅歯科医療連携室の整備についても、郡市区歯科医師会単位での設置等、きめ細かな相談体制の構築に努めること。

(4) 医科歯科連携の推進

都道府県は、口腔衛生管理の重要性が強く指摘されている者（糖尿病を有する者や周術期管理が必要な者等）に対する医科歯科連携の推進に取り組むこと。具体的には、医科歯科連携の推進に向けた関係者会議や研修の実施、各種連携ツールの作成等に取り組むこと。

(5) 円滑な歯科医療の提供に向けた病診連携、診診連携

都道府県は、障害者や基礎疾患を有する患者等への歯科医療や摂食・嚥下機能にかかる食支援の提供を円滑に行うため、各歯科医療機関の機能を把握し、見える化する等の取り組みを進めることにより、病院歯科と歯科診療所との病診連携、歯科診療所間の診診連携の体制構築に努めること。特に、指針等により、歯科医療提供体制の確保等が示されている疾患や対象患者については、その確保に努めること。

(6) 災害時歯科保健医療体制の確保

都道府県は、大規模災害時における歯科医療の確保、避難所等における口腔衛生管理の対応等を迅速に行うため、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会、大学歯学部等と連携し、災害時対応の共有や人材育成等の体制整備に努めること。また、災害時対応マニュアルの作成や人材育成等に努めること。

(7) へき地、離島に対する歯科医療提供体制の確保

都道府県は、無歯科医地区等のへき地、離島に対する歯科医療の確保を図るため、必要に応じて、歯科診療班の派遣等を行うこと。

(8) 感染症の感染拡大時における歯科医療提供体制の確保

都道府県は、新興感染症等の感染拡大時において、患者に対する緊急的な歯科治療に対応できるよう、大学病院等の地域の歯科医療機関と協議、連携し、歯科医療提供体制の確保に努めること。

3 人材の育成・活用について

(1) 歯科専門職等に対する人材育成

都道府県は、都道府県に勤務する行政歯科医師、行政歯科衛生士を含む歯科専門職等を対象に、歯科口腔保健を担う職員の育成を図るため、国立保健医療科学院等の研修機関への派遣、経験に応じたキャリア形成や研修機会の確保の他、国や他自治体との人事交流等も考慮した計画的な人材育成に取り組むこと。また、地域の実情に応じ、歯科口腔保健に限らない公衆衛生の専門職及び管理職として育成することも検討する等歯科専門職等の人材育成方針の策定に努めること。

(2) 市町村の歯科保健事業担当職員に対する人材育成

都道府県は、管内市町村の歯科保健事業の充実に資するため、市町村において歯科保健事業を担当する職員（歯科医師、歯科衛生士、保健師、看護師、助産師、薬剤師、管理栄養士、栄養士、その他の職員）を対象に、最新の歯科保健事業に関する情報提供や先進的な取組事例等に関する研修の実施に努めること。

(3) 歯科健診や歯科保健指導に従事する歯科医師、歯科衛生士に対する人材育成

都道府県は、市町村の歯科保健事業において歯科健診や歯科保健指導に従事する歯科医師や歯科衛生士を対象に、歯科保健指導の実施に必要な基本的な知識の

他、学会見解やガイドライン等の最新情報、行動科学等の健康教育の充実に資する情報提供を行う等、歯科専門職の人材の育成に努めること。

(4) 歯科口腔保健に関する住民ボランティアの育成、支援

都道府県は、歯科口腔保健の施策のより一層の効果的な実施を図るため、住民参加型の地域ボランティアの活動が積極的に展開されるよう、地域の実情に応じて、食生活改善推進協議会や介護予防等の自主活動グループ等の関連機関と連携し、8020運動推進員等のボランティアの育成を図ることのできる体制整備に努めること。

(5) 歯科専門職養成への協力

都道府県は、大学歯学部、歯科衛生士・歯科技工士養成施設における学生教育び歯科医師臨床研修に対する協力を行い、良質な地域歯科保健医療を担うことのできる資質の高い歯科専門職の養成に対する支援に努めること。

(6) 歯科専門職の人材確保

都道府県は、地域の実情に応じて、歯科医療関係団体と連携しながら、子育てにより離職した歯科衛生士や歯科技工士に対し復職に必要な研修や人材紹介等を行う等、地域の歯科専門職の人材確保に努めること。

4 保健所における歯科保健医療業務について

(1) 効果的な歯科保健医療対策の企画・連携・調整

保健所は、管内の歯科疾患や歯科医療の提供状況等、保健、医療、福祉に関する歯科情報の幅広い収集、管理及び分析を行い、市町村や関係機関に対して、これらの適切な情報提供に努めること。また、地域の歯科保健医療に関する課題に応じて、町村や歯科医師会等の関係団体と連携・調整を図りながら、効果的な歯科保健対策の企画、実施に努めること。

(2) 情報発信・普及啓発

保健所は、管内の住民が歯と口腔の健康を維持・向上できるよう、市町村や歯科医師会等の関係団体と連携しながら、歯科口腔保健に関する講演会の実施や啓発媒体等を作成する等、積極的な情報発信・普及啓発に取り組むこと。

(3) 調査・研究等の推進

保健所は、管内の地域の歯科保健に関する実情に照らし合わせながら、歯科保健の現状・課題等の調査・研究、効果的な歯科保健対策に関する研究等を関係団体、研究機関、大学等との連携を図りながら実施すること。

(4) 市町村に対する技術的な指導・支援

保健所は、管内の市町村が実施する歯科保健事業の状況を把握するとともに、市町村の各種歯科保健事業が効果的に展開されるよう、各市町村の歯科保健に関する課題分析、地元歯科医師会や歯科医療機関との調整、事業に対する助言指導、従

事する歯科衛生士等の人材育成等、技術的な支援に取り組むこと。

特に、歯科衛生士未配置市町村や市町村が新たな歯科保健事業を企画立案する際には、積極的な支援を行うこと。

(5) 在宅の障害者、難病患者等への専門的な歯科保健医療対策

保健所は、歯科医師会や歯科衛生士会と連携しながら、在宅の障害者（医療的ケア児を含む）や難病患者等に対する訪問を含めた歯科健診・保健指導、対応可能な歯科医療機関との連携等、専門的な歯科保健対策の実施に努めること。

(6) 障害者施設、介護保険施設における専門的な歯科保健医療対策

保健所は、管内の障害者施設や介護保険施設において定期的な歯科健診や施設職員による適切な口腔ケアの普及を図るため、歯科医師会や歯科衛生士会と連携しながら、施設歯科健診への支援や職員に対する研修等の実施に取り組むこと。

(7) フッ化物応用の推進

保健所は、管内市町村に対して、う蝕予防におけるフッ化物応用の普及に努めること。フッ化物歯面塗布事業については、未実施の市町村に対し、その効果や意義等について周知を行うとともに、フッ化物洗口事業については、管内の市町村及び教育委員会、保育所、幼稚園、認定こども園、学校を対象に、効果や安全性について研修や情報提供を行い関係者の合意を得た上で支援に努めること。また、フッ化物配合歯磨剤についても、専門学会による見解に基づき、市町村の各種歯科保健事業における歯科保健指導や普及啓発の機会を用いて、住民にその利用を推奨すること。

(8) 事業所における歯科保健対策への支援

保健所は、地域の実情に応じて、地元歯科医師会や商工会議所等の経済関係団体と連携しながら、企業等の事業所における従業員対象の歯科健診（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく歯等に有害な業務に従事する労働者に対する歯科健診を含む）や健康教育等の歯科保健対策の導入等において、専門的な技術支援に努めること。

(9) 地域の歯科医療提供体制の整備

保健所は、管内の歯科医療の提供状況や歯科医療機関の情報収集に努めるとともに、歯科医師会や市町村等と連携しながら在宅要介護高齢者や障害者等も含めた科医療の提供体制の構築に努めること。また、必要に応じて、住民からの歯科医療に関する相談対応や医療法等に基づいた歯科医療機関への助言指導等を行うこと。

第二 市町村における歯科保健業務

1 歯科保健事業の企画・実施体制の整備について

(1) 歯科口腔保健に関する計画の策定・評価

市町村は、歯科保健対策を効果的かつ効率的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する基本的な方針となる歯科口腔保健計画の策定、または、健康増進計画や介護保険事業計画等に、歯科保健や口腔機能向上に関する健康教育、歯科保健指導、歯科健診等の取組方針を盛り込み策定するよう努めること。

なお、策定にあたっては、市町村の地域特性、歯科疾患の状況、歯科医療資源等を把握するとともに、必要に応じ、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、基本的事項を踏まえた数値目標の設定及びP D C Aサイクルに沿った事業評価も行うこととし、実効性のある計画の立案に努めること。

(2) 行政歯科専門職の確保・配置・育成

市町村は、地域の実情に応じた効果的な歯科保健対策が円滑かつ適切に実施できるよう、各種歯科保健対策の企画・立案、歯科医療機関や医療・福祉関係機関等との調整を行う歯科衛生士等の確保・配置に努めること。

また、歯科衛生士等を対象に、歯科口腔保健の専門職としての育成を図るため、国立保健医療科学院等の研修機関への派遣、経験に応じたキャリア形成や研修機会の確保の他、行政職員としての育成を図る観点から関連部局への異動を行う等、計画的な人材育成に努めること。

(3) 歯科保健担当職員の資質向上

市町村は、歯科保健事業の充実に資するため、都道府県や保健所が実施する研修に参加させる等、専門的な技術支援を受けながら、歯科保健事業の企画立案や保健指導に従事する保健師や管理栄養士等の資質向上に努めること。

(4) 地域の関係団体及び関係部局との連携

市町村は、歯科保健事業が円滑に実施されるよう、介護福祉、教育等の関係部局との連携と密にする他、歯科医師会、歯科衛生士会等の歯科医療関係団体、大学・学会等の学術機関、医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の保健医療関係団体、介護関係団体、障害福祉関係団体、商工会議所等の企業関係団体との連携を密に図りながら、効果的な歯科口腔保健の施策に取り組むこと。

特に、近年、児童虐待と多数歯う蝕との関係が指摘されていることを踏まえ、児童相談所との連携にも配慮すること。

(5) 住民ボランティア団体との連携、育成

市町村は、歯科保健事業のより一層の効果的な実施を図るため、地域の実情に応じて、食生活改善推進協議会、介護予防等の自主活動グループ、子育てサロン、老人クラブ等の住民ボランティア団体と連携し、必要に応じ、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、住民ボランティアに対し歯科口腔保健の啓発を行う等、各団体の活動内容に歯科口腔保健の取組が盛り込まれるよう努めること。

2 歯科保健事業等の実施について

(1) 妊娠期における歯科保健事業

市町村は、妊娠期が食事内容やホルモンバランスの変化から、歯科疾患に罹患しやすい時期であることや平成 10 年度から妊婦に対する歯科健診が地方交付税措置されていることを踏まえ、妊産婦に対する歯科健診や歯科保健指導の実施に努めること。また、地域のマタニティ教室等の機会も活用し、母親と子供の歯と口腔の健康に関する健康教育等の実施に努めること。

(2) 乳幼児期における歯科保健事業

市町村は、母子保健法（昭和 40 年法律第 41 号）に基づく 1 歳 6 か月児及び 3 歳児健診においては歯科健診を実施し、歯科疾患の早期発見、早期治療に繋げるとともに、乳幼児健診の機会を活用し、乳幼児のう蝕予防に資する歯科保健指導や情報提供に努めること。また、市町村の実情に応じて、2 歳児、5 歳児等における歯科健診の実施も考慮すること。さらに、保護者を対象としたむし歯予防教室の実施や、離乳食教室等の健康教育の機会を活用する他、各種パンフレット・ホームページ等も活用し、歯と口腔の健康に関する普及啓発に努めること。

乳幼児期におけるフッ化物応用については、高いう蝕予防効果と安全性を踏まえ、フッ化物配合歯磨剤の早期利用の推奨、保健センターや歯科医療機関におけるフッ化物歯面塗布事業の実施に努めること。4 歳以降については、地域の実情に応じ、健康格差の縮小等の優れた公衆衛生学的特性を踏まえ、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、関係者の合意を得た上で、保育所、幼稚園、認定こども園における集団フッ化物洗口の実施に努めること。

(3) 学齢期における歯科保健事業

市町村が設置する各学校における学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく歯科健診については、教育委員会と密接に連携して実施するとともに、児童・生徒に対する歯と口腔の健康づくりに関する健康教育や普及啓発の実施に努めること。また、歯と口腔の健康づくりに関する図画ポスターコンクール、食育の一環として、歯と口腔の働きによる「食べ方」の大切さについて学ぶ機会をつくる等、児童・生徒に対する健康教育の充実にも努めること。

学齢期におけるフッ化物応用については、フッ化物配合歯磨剤の普及に努める他、地域の実情に応じ、健康格差の縮小等の優れた公衆衛生学的特性を踏まえ、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、関係者の合意を得た上で学校における集団フッ化物洗口の実施に努めること。

(4) 成人期における歯科保健事業

市町村は、健康増進法に基づき、成人期の歯周疾患の予防、早期発見、早期治療に繋げるため、歯周疾患検診、歯周疾患集団健康教育、歯周疾患集団健康相談の実施に努めること。また、特定健診・特定保健指導の機会においても、質問票の情報

等を参考に、歯科医療機関の受診を勧奨すること。

さらに、地域の実情に応じて、喫煙や糖尿病と歯周病との関連や口腔がんに関する普及啓発の充実に取り組む他、乳幼児健診の保護者を対象とした成人歯科健診やがん検診、特定健診等の受診の際に成人歯科健診も受診できるようにする等、受診機会の拡大にも努めること。

(5) 高齢期における歯科保健事業等

市町村は、介護保険法に基づく地域支援事業等を活用しつつ、高齢者の口腔機能の維持、向上及びいわゆるオーラルフレイル対策の推進を図るため、口腔機能向上教室や講演会等を開催するとともに、パンフレットの配布等の普及啓発に積極的に取り組むこと。

また、都道府県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、後期高齢者に対する歯科健診の実施や啓発に取り組む他、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、保健師や管理栄養士等と連携しながら、高齢者に係る口腔機能の低下に関する健康教育やアセスメントの実施、歯科医療機関への受診勧奨等の実施に努めること。

これらの事業の企画立案・評価にあたっては、必要に応じ、国保データベース（KDB）や地域包括ケア「見える化」システム等を活用し、対象者の抽出や事業評価に努めること。

(6) 要介護高齢者に対する歯科保健事業等

市町村は、都道府県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、歯科医療機関への通院が困難な在宅要介護高齢者に対する訪問歯科健診の実施に努めること。また、介護保険施設における歯科健診の普及に向けて、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、施設歯科健診の支援に努めること。

また、地域包括ケアシステム構築の一環として、介護保険法に基づく在宅医療・介護連携推進事業等を活用し、在宅歯科医療に従事する歯科医師、歯科衛生士と、介護関係職種との連携を推進するため、多職種連携研修の実施等、歯科医療機関との連携促進に資する取組の実施に努めること。

(7) 障害者・障害児に対する歯科保健事業

市町村は、障害者関係施設を利用する障害者・障害児に対する歯科健診の普及に向けて、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、施設歯科健診の支援に努めること。また、地域の実情に応じ、歯科医療機関への通院が困難な医療的ケア児等の障害児に対する訪問歯科健診についても、都道府県や保健所の技術支援を受けながら、その実施に努めること。

(8) 歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発・情報発信

市町村は、歯と口の健康週間等の様々な機会や自治体の広報誌・ホームページ等を活用し、住民に対し、歯と口腔の健康づくりに資する積極的な情報発信に努め、

8020運動のさらなる推進に取り組むこと。

(9) 地域の特性に応じた歯科保健事業

市町村は、上記の(1)～(8)に示した事業の他、外国人対応、離島・中山間地域等の無歯科医地区対応、生活困窮者対応等、地域の特性に応じ、必要な歯科保健事業の実施に努めること。

第三 保健所設置市及び特別区における歯科保健医療業務

保健所設置市及び特別区は、「第一 都道府県及び保健所における歯科保健医療業務」のうち、4(4)等の市町村支援や広域調整を除く全ての業務並びに「第二 市町村における歯科保健業務」に掲げる全ての業務の実施に努めること。

また、保健所設置市及び特別区は、都道府県と緊密に連携し、共通する歯科口腔保健の課題の解決に向けて、役割分担を図りながら、地域の歯科保健医療体制の構築を図ること。特に歯科医療提供体制の構築に際しては、都道府県の果たす役割が大きいことを踏まえ、自治体の規模に応じ、都道府県との緊密な連携、役割分担のもとで取り組むこと。

都道府県等の地方公共団体における歯科保健医療業務は、歯科保健や歯科医療を取り巻く状況に伴い刻々と変化するものである。このため、本指針においても、基本的事項の見直し等の歯科保健医療の検討状況を踏まえて、定期的に見直しを行うこととする。

(6) 保健所圏域マップ



●保健所担当課一覧

保健所	郵便番号	所在地・電話番号	振興局
乙訓保健所保健課 健康・母子保健支援係	617-0006	向日市上植野町馬立 8 075-933-1153 FAX 932-6910	山城
山城北保健所保健課 健康・母子保健支援係	611-0021	宇治市宇治若森 7 - 6 0774-21-2192 FAX 24-6215	
山城南保健所保健課 健康・母子保健支援係	619-0214	木津川市木津上戸 1 8 - 1 0774-72-0981 FAX 72-8412	
南丹保健所保健課 健康・母子保健支援係	622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木 2 1 0771-62-4753 FAX 63-0609	南丹
中丹西保健所保健課 健康・母子保健支援係	620-0055	福知山市篠尾新町 1 - 9 1 0773-22-6381 FAX 22-0429	中丹
中丹東保健所保健課 健康・母子保健支援係	624-0906	舞鶴市字倉谷 1 3 5 0 - 2 3 0773-75-0806 FAX 76-7746	
丹後保健所保健課 健康・母子保健支援係	627-8570	京丹後市峰山町字丹波中嶋 8 5 5 0772-62-4312 FAX 62-4368	丹後

京都府の歯科保健 (令和6年度実績)

編集発行 京都府健康福祉部健康対策課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075(414)5686 (直)

